

忠實の父後二條師通なり。九條殿御記は、九條師輔の記にして、師輔は公任の祖父小野宮實頼の弟なり。實頼、師輔兄弟相並びて、朝儀典禮に通じ、各これをその子孫に傳へて、小野宮流、九條流と稱したり。公任は小野宮流を傳へ、江次第には、「四條大納言者、小野宮無双之人也」と記せり。されど、この書は、九條師輔の記録をも参考して撰びたれば、師輔の裔師通は、殊にこれを推奨したりしなり。げにやこの書の中には、九條記、九條右大臣私記、九條年中行事、九條殿口傳等を引證したるところ頗る多し。以て小野宮、九條兩流を併せたるものといふべし。公任の女の教通に嫁したるは、長和元年四月なりし事、榮華物語日かけのかつらの巻に見え、公任の從兄實資の

小右記には、長和二年三月十四日乙巳、賭射云々、四條大納言問送罰酒之儀、爲聖三位中將歟、大略各報示了、

と記せり。實資は、實頼の後にて、小野宮流を承けたれば、賭弓罰酒の儀を質問したるなり。三位中將は、聖教通にして、賭弓罰酒の事は、近衛中將に關係ある事なれば、教通の爲に、卷九羽林要抄を撰録したりしなるべし。また、

同書に、寛仁元年十月十五日庚辰、四條大納言爲聖左將軍、抄出大將作法事被見送、殊無珍事、明日可返奉、又有被疑問送事等、

とあり。大將作法は、卷八大將儀にして、著者はこれを撰録して、實資に見せ、且つその疑問を質したる

ものなる事を知るべし。是等によれば、羽林要抄は、長和二年の頃、大將の儀は、寛仁元年の頃、女婚教通の爲に撰びたる事を知るべし。富家語談、その他の書には、教通のために、北山抄全部を撰びたるもの、如く記したれど、大將の儀、及び羽林抄の外は、微證なければ、明ならず。但し權大納言行成の

權記には、寛弘八年十一月九日、參東宮之間、左府被參於殿上、命云、大嘗間事、四條納言註出持來、只註次第不見子細、仍示此書無益之由返了、其故、只爲見次第、欲註目錄、非省略、本意可多書之故、以是欲爲證據、事甚髣髴無見子細云々、

と記し、

小右記にも、長和元年九月廿九日、太皇太后宮大夫公任大嘗會事抄出、左相府命云々、今日被見送也、と見えたり。左相府は道長なれば、大嘗會の事は、道長の委嘱によりて、抄出したるものなるべし。寛弘八年には、三條天皇の大嘗會を延引せられ、翌長和元年に至りて舉行せられしが、卷五讓位、及び即位の條には、寛弘八年の事見えたり。また、

小右記に、長和五年正月廿二日、讓位式從大納言許被見送、先是六箇度被送、聊有一兩疑、改直亦被送也、傳國璽不知何物、仍尋其事、天長十年記見大刀契、以件記昨送之、卽載式文了、

よりて本書讓位の條を檢するに、傳國璽に關する解説見えざれど、天長十年記を參考したるところ小右記に同じきを以て考ふるに、卷五踐祚抄は、長和五年以後のものなるを知るべきなり。また、

東宮御元服部類に、永承元年十二月十九日甲子、此日東宮○中略今日御裝束作法等、都同寛仁式、件式
彼時四條大納言公任、依大相國命、依應和式作之云々、

とあり。寛仁の東宮御元服は、寛仁二年正月三日、後朱雀天皇東宮の御時の御元服にて、大相國は道長
なり。三條天皇大嘗會の際、道長の委囑によりて、大嘗會の事を抄出したるによれば、蓋しこの書の成
立と關係あるに似たり。東宮御元服の事は、卷四拾遺雜抄下に收めて、應和御元服の儀を處々に引きた
り。これによれば、拾遺雜抄は、寛仁の頃のものならんか。また、

小右記に、長和四年四月十三日壬戌、子刻許火見南方、以下人見遣、歸來云、左衛門督敦家燒亡者、大

納言公任同宿、乍驚資平令侍車、馳向去燒亡處、兩卿在家業宅、乍立相逢兩卿、大納言道綱以下多會、

左相府近邊留車、左金吾依命參進、大納言云、一物不取出、又左金吾同談此由、件燒亡處、左大臣從東

行事葉子二帖、酌抄二帖、同以燒亡、至葉子等不敢惜、只故殿御記歎息々々、

と記せり。故殿日記は、實頼の記にして、年中行事葉子二帖は、この書の年中要抄上下二卷と、卷數もあ

へば、同じきものにて、この時燒失したるものならんか。果して然らば、年中要抄上下は、長和四年以前

になりしものなるが如し。なほ同書長和四年九月十一日の條に、伊勢例幣の宣命に關する公任の書狀

を掲げたるが、その中には、太政官式、先公御記、小野延喜御記等を載せたり。卷二年中要抄下九月十一日

奉幣伊勢大神宮事の條にも、延喜太政官式、天慶四年私記、延喜御記等を引證して、その趣も同じきによ
れば、この書と關係ありし事を證すべし。但しこの書狀は、年中要抄の稿本燒失以後の事なれば、蓋し
別に複本などありしものならんか。

また卷六備忘一分召の條に、「故堀河邊左大臣」とあり。未だ堀河邊左大臣と稱したるものなければ、
堀河邊は堀川の誤なるべく、堀河左大臣は、藤原顯光なる事、公卿補任、大鏡等に見えたり。顯光の薨去
は、寛仁五年正月なれば、上に掲げたる微證によるに、年中要抄(卷一、二)踐祚抄(卷五)羽林要抄(卷八)
は、長和の撰なるべく、拾遺雜抄(卷三、四)大將儀(卷九)及び備忘(卷六)は、寛仁になりしものなるべ
し。唯都省雜事(卷七)は、篇中寛弘七年の紀事見えたる外、他に徴すべきものなけれど、他の篇目の例
によりて推考するに、これもまた、長和、寛仁の頃に書きたるものなるが如し。また前述の如く、羽林抄、
及び大將儀は、女婿教通の爲に撰び、踐祚抄の大嘗會、拾遺雜抄の東宮御元服等は、執柄道長の委囑によ
りて、筆録したりとせば、都省雜事は公任の子定頼が、長和三年以來、辨官たりしにより、その爲に撰録
したるものならんかとも考察するを得べし。更途指南(卷十)のみは、その成立年度明ならざれど、稿本
の用紙の文書によれば、寛弘以後のものなる事は明なり。尙他の例によりて考ふるに、これも長和、寛
仁の筆録ならんかと思はるゝなり。但しこの篇は、篇中に、

先公命云、功課之定、朝之要事也、雖在其職之者、不必練習、予久經辨官、非無所聞、昇八座後、故殿

下、於職曹司被行除目之時、依物忌不參仕、被賜御書云、無可定受領功過之公卿、修諷誦可參入、頗勵
愚心、今所思出事、時々示之、子孫之中若有奉公志、聊註大概可備忽忘、隨即所記事等、已及卷軸、而
蓬居燒亡之時、悉爲灰燼、其後懶惰之上、皆以忘却、不能重註、自備朝儀之間、所見事略雖記出、誰人
敢信用、不如投爐中者歟、

と記せり。先公は父頼忠をいひ、八座は參議にして、故殿下は、頼忠の父關白小野宮實頼なり。頼忠、天曆
十年權左中辨となり、應和三年參議に任せられて、大辨を兼ね、安和元年權中納言に進みたれば、辨官た
りし事十二年なり。蓬居は頼忠の第三條殿にて、三條殿は三條の南、大宮の東にあるよし、二中歴に見え
たり。三條殿燒亡の年月明ならず。これによれば、頼忠辨官たりし時、註記したるものありしが、火災
によりて燒失したりしかば、後に見聞したる事ども筆録したるものありしなり。また頼忠の權左中辨た
りし時、左中辨文範、山城國の申したる干葛遭水損文を許可したる事に就いて、頼忠の難したる事見え
たり。功過定例の條に、大和守共政契狀を以て、不動を請ふ事を、過となすに就いても定ありし時、恒徳
公爲光の説に對し、頼忠の議によりて、過に處したる事見えたり。是等によれば、更途指南は、公任が、
父頼忠の註記したるものによりたるところありしを徵すべきなり。なほ年中要抄上(卷一)元日宴會の
條に、「清慎公出自第一間、九條大臣用第二間、而後御記不見一間之事、廉義公(頼忠)被記出入自二間之
由、豈乖先公之教、用他家之說乎、」とあるによれば、更途指南のみならず、この外にも、頼忠の記録など

によりて、筆録したるところありしもの、如し。

六

この書は、上に述べたるが如く、三條天皇の御代より、後一條天皇の御代の始までの間になりたるも
のにして、今傳はりたる諸本は、完成したるものにあらず、稿本のまゝを寫したるものなるが、完成の
上、清書したるものは、はやく湮滅したるにや。或は稿本を整理したれど、これを清書するに至らざりし
にや。今傳はりたるもの、外に、異なりたるものはなかりしにや。よりて、古書舊記に引載したるもの
と、今の本とを對照するに、同じきものもあれど、異同あるものもあり。今の諸本に見えざるものもあ
り。即ち、

(一) 古書舊記に引きたるものと、今の諸本とに異同のあるもの、

江次第季御讀經の條に引きたる羽林抄、(卷九羽林要抄)

羽林要秘抄駒牽の條、及び賀茂警固の條に引きたる羽林抄、(同上)

台記久安六年十二月三十日追儼の條に引きたる年中下、(卷二年中要抄下)

參議要抄節會の條に引きたる北山抄、(卷一年中要抄上)

水左記承保四年十月高陽院行幸の條に引きたる四條大納言記警蹕に關するもの、(卷八大將儀の文
と甚しく異なれり、)

(二) 古書舊記に引きたれど、今の諸本に見えざるもの、

江次第四方拜の條、及び同書新嘗祭中院儀に引きたる四條記、(卷一二年中要抄、卷九羽林要抄に見えず)

宇槐記抄久安二年正月七日の條に引きたる北山抄、及び同三年十二月二十日の條に引きたる北山年中上元日會の文、同書仁平三年九月十一日の條に引きたる北山年中要抄、(卷一二年中要抄の中にあるべきもの)

上卿故實上藤著座時下藤承宣旨事の條に引きたる北山抄備忘、(卷六備忘の中に見えず)同書奏聞事に引きたる北山抄除目清書の文、(卷六備忘の除目の條に見えず)同書裏鯛職事に載せたる北山抄の文、(卷四拾遺雜抄下に見えず)

魚魯愚抄卷五親王當年給事等に引きたる要抄の文、(卷一年中要抄上に見えず)

此の如く、水左記、江次第、台記等に引きたるものと、今の本と同じからざるによれば、今の諸本以外に異なりたる別本のありしを證すべし。今の諸本は、前述の如く、稿本を寫したるものなれば、是等の別本は、著者が完成の上、清書したるものか、或は再治にして、一は初稿なりしものか詳ならず。なほ前掲の外に、小野宮顯仲の藏本あり、中右記元永二年八月一日の條、知足院關白忠實の藏本あり、殿曆嘉承元年三月二十四日の條、小野宮顯仲は、公任の伯父齊敏の曾孫資仲の子なり。卷九に、資仲の裏書、資仲の勘物を載せたるは、この本なるべし。

知足院關白忠實の藏本は、忠實の曾祖父頼通の女後冷泉天皇の皇后四條宮寛子に進めたるよし見えたり。是等は、今の諸本と同じく稿本のまゝを寫したるものか、水左記、江次第、台記等に引きたる別本と同じきものか、その他のものか、本文を引きたるものなければ明ならず。この外藤原爲房が、白河法皇の院宣を奉じて、編修したる撰集秘記卷三十九に、北山東途指南一卷(卷十)を收めたるものあり。爲房の大府記永保二年四月十二日の條、(卷三拾遺雜抄上賭弓にあり)、後二條師通記寛治六年五月二日の條、及妙音院相國白馬節會次第(卷一年中要抄上にあり)、直物抄(卷一年中要抄上にあり)、天皇御元服上壽作法抄(卷四拾遺雜抄下にあり)、等に引きたるものは、今の本と同じきによれば、是等もまた、稿本のまゝを轉寫したるものなるべし。但しこは卷一、卷四の中、一部分のみにして、その他の部分には、異同ありしところありや否や明ならず。

此の如く、今世に傳はりたる諸本は、いづれも稿本の系統に屬したるものなるが、その原本はいかになりしものか、是等諸本の傳來に就いて考ふるに、その一部分なる卷一、及び卷二の年中要抄の二卷は、長和四年、著者が、女婿敦通の第に同居したる際、火災によりて焼失したる事、小右記に見えれば、今の本は、その複本によりたるものなり。また卷三、及び卷四の拾遺雜抄も、前田侯爵家所藏の古寫十二卷本、及び圖書寮御所藏の二本、内閣所藏の一本に記したる

奥書には、本書云、件卷四條宮燒亡之夜已爲灰燼、仍以内府之本寫

一校訖

と見えたり。四條宮は公任の第にして、公任の姉圓融天皇の皇后遵子の住み給ひしところなり。四條宮の焼亡は、萬壽二年正月廿五日にて、その頃、公任の妻の住みたりし事、榮華物語若枝の巻に見えたり。内府は著者の女婿教通なるべく、教通の内大臣たりしは、寛仁五年より永承二年の間なり。これによれば、拾遺雜抄の稿本も、萬壽二年に焼失したれば、教通の本によりて、書寫したる事を知るべし。教通の本は、何人の書寫したるものか明ならず。萬壽二年は、公任の生存したる時なれど、この奥書は、その後のものにて、公任の書きたるものか、その子定頼などの記したるものか詳ならず。此の如く、年中要抄、拾遺雜抄の四卷は、はやく灰燼となりしが、卷五以下の六卷は、いかになりけるにか、徵すべきものなかりしが、近年に至りて、その中卷十更途指南の稿本一卷は、三條公爵家に所藏せられたる事世に知らるゝに至れり。その他五卷の稿本は所在詳ならねば、恐らくは亡佚したるならんか。但し新井白石の紳書に、「北山抄の別記は、公任自筆西三條家に有、」と記せる北山抄の別記は、いかなるものなるか、三條西伯爵家には、この稿本を所藏せられたる事を聞かざれば、或は三條家の誤にて、別記は更途指南の事をいへるならんか。

更途指南の稿本の三條公爵家の架藏となりし由來は明ならず。この稿本一卷は、文書を繋ぎ合せて、その紙背に筆録したるものなり。文書十五通二十七葉にして、白紙一枚をそへたり。中に缺けたるところありて完からず。もと繼日の離れたるところあり。三條公爵家には、別にこの稿本を影寫したる

複本あり。いつの頃影寫したるものか明ならねど、古きものにはあらず。公修、實萬兩卿の頃たるが如し。稿本と複本とを對照するに、複本にありて、稿本になきもの一紙あり。これも文書の紙背に記したるものにして、文書の餘白にも註したるところあり。この一紙は、今の本、及び撰集秘記所收のものにも洩れたり。またこの稿本と、寫本及び撰集秘記所收のものとを對照するに、卷頭に、「先公命云、功課之定、朝之要事也、」云々の文以下五項をのせて、本文に及びたるさま、この稿本と同じきによれば、今の本は、いづれもこの稿本の系統に屬するものなる事を知るべし。但し刊本は、卷頭の體裁を整ふるために、殊更に是等五項をば、何等關係もなき勘出の條に編入したり。その誤なる事は言を俟たず。この外稿本によりて、紀事の關係、及び紙背文書の連續によりて、考究するに、刊本のみならず、寫本及び撰集秘記に收めたるものは、繼日の離れたる稿本をば、繋ぎ謬りたるまゝ、にて寫したるところあり。そは「加階事」と、「功過定例」中、互に混入したるものあり。「免半租年事」と、「國任終年雜米」の中に入り交りたるところあるが如き類なり。殊に今の本、及び撰集秘記に收めたるものには、更途指南の目錄に見えず、國司に關係なき條目あり。即ち「勘會公文所司罪狀」「私曲相須事」「革命事」「阿衡事」の類なり。稿本には、或は紙背に記し、或は餘白あるところに記入したるところあり。また複本にありて、稿本になきもの、紙背に、「衛府預文會者弓案前帶否事、」の一條あり。これも今の本になく、更途指南目錄にも見えず。ものなれば、蓋し「勘會公文所司罪」以下の條目と共に、本書卷六備忘卷などに編入すべき草案をば、

とりあへず記し置きたるものにして、そのままとなりしものならんか。その他、この稿本は、草體にて書し、處々に抹消したるところあれば、今の本には、讀みあやまりたるところ尠からず。これによりて、今の本の誤脱を補正し、その錯簡を訂すを得べし。この稿本によりて推考するに、他の卷々もまた、今の本は、稿本のまゝを轉寫したるものなれば、誤脱錯簡の尠からざりしを推知すべし。

我邦に於いて、著者の筆録したる稿本の世に傳はりたるは、聖德太子の法華經義疏最も古く、其他聖教經典の註疏、及び御堂關白記以下の如き日記はあれど、未だ、朝儀制度に關するもの、稿本の傳はりたるを聞かざれば、この稿本は最も珍とすべく、殊に公任の筆蹟なれば、世にも稀なるものなり。且つ稿本の紙背なる文書は、別當宣、消息等、長徳二年より長保六年に至り、公任が左衛門督、檢非違使別當在職中のものにかゝり、いづれも重要な史料なり。就中假名消息の如きは、同時代に於けるものとしては、珍らしきものなり。

此の如く、稿本の中、年中要抄、及び拾遺雜抄四卷の草本は焼失し、吏途指南のみ現存したるしが、この外世に傳はりたる古寫本にては、前田侯爵家所藏のものより古きはあらざるべし。同古寫本は十二卷にして、この中、卷一、卷三、卷五は、各二部ありて、重複したり。いづれも鎌倉時代を下らざるものなるべく、卷三拾遺雜抄上は、公任の自筆と稱せられたれど、その明證なく、卷三拾遺雜抄、及び卷七都省雜事は、藤原伊房の手寫にかゝれり。即ち、

卷七奥書に、承保三年借小一條本、七月晦日書始、八月四日手書了、

同五日令定實校了、

とありて、この奥書は、圖書寮御所藏の松岡本、及び内閣所藏本にも載せたり。伊房は、權大納言藤原行成の孫にして、嘉保二年、六十七歳にて薨じ、定實はその子にして、元永二年出家したり。小一條本は、何人の所藏なりしか明ならず。伊房の妻は、小一條大將濟時の曾孫師季の女なるよし、尊卑分脈に見えれば、師季所藏の本をいへるにか。承保は、公任の薨後三十五年を経たれば、原本を距ること遠からざるものなり。卷一年中要抄の奥書には、建治二年他本を以て校合したるよしの奥書あれど、何人の記したるものなるか、その花押も明ならず。また前田侯爵家には、別に五冊本あり。卷十吏途指南の奥書には、「永正十七五月日一校了、」とありて、永正の古寫本なり。この本は、もと三條西家の所藏なるよしにて、卷九羽林抄の奥書に、「本云、貞和四年五月十日所終書功也、從四位上右近衛權少將藤原判、」とあり。この外、圖書寮、内閣、京都帝國大學、彰考館、靜嘉堂文庫以下所藏の寫本二十種ばかり一覽したれど、多くは江戸時代の寫本にして、室町時代のものは稀なり。

七

この書には、卷々に裏書あり。裏書の多きは、卷一、三、五、六、九、の五卷にして、この中、特に、九の裏書のみを一巻としたる本あり。また卷三、五の裏書のみを併せて、別に一巻としたる本あり。裏書の文

は、いづれも本書の内容に關係あるものなれど、中には、何等關係なきものもあり。また著者が、とりあへず稿本の紙背に記したるまゝを、轉寫したるものもあるべく、殊に後人の書入したるものも頗る多し。裏書に記したるものには、日記あり、儀式の書あり、諸家の考説あり。今參考の爲に左に掲ぐ。

- 寛平御記 寛平記 寛弘御記 重明親王私記 弘仁即位記 天慶私記 史記 貞御記○善 清慎公記○實資
- 續水心記○小野實資 續水心後記 關白殿御記 右府御記○源顯房 納言記○小野實資 資房記 權大夫記○小野實資
- 野宮 帥入道記○同 小野宮口傳 資仲卿抄 資仲卿勸物 九條大將儀式 九條大臣傳 公方勘文○源實仲
- 允亮勘文 經賴卿青標書 桃園中納言説○源保光 關白仰 宇治殿仰○藤原賴通 故二條關白命○藤原教通 故源右相府命○源顯房 資仲卿曰 經信曰 孝信宿禰曰

これ等の日記、儀式の書には、缺逸したるもの多く、その紀事には、貴重なる史料尠からず。この外、卷三官奏條の裏書には、四條大納言として、この書を引きたるところあり。蓋しもと他の書の官奏のところに記したる考説中、この書を四條大納言として載せたるものあるを、そのまゝ、この書の紙背に記入したるものなるべし。こゝに列記したるもの、中には、著者公任以前の記録等あれど、公任以後のもの、尠からざりしによれば、著者が、とりあへず記入したるものより、後人の記したる裏書の多きを知るべし。その中、最も古きは、資仲の裏書にして、卷九に、資仲卿裏書と見えたり。同卷に、資仲勸物と記したるところあるもまた、恐らくは裏書ならんか。この外大江匡房の裏書あり。頼長の台記康治三年正月七

日の條には、北山江納言裏書と記し、兼實の玉葉安元二年三月三十日の條には、匡房卿北山裏書と見え、色葉和難集にも、北山抄の裏書を江帥としたるによりて證すべし。かゝれば、今傳はりたる諸本の裏書中、匡房の記したるもの多かれど、卷九に載せたる愚葉記五年 及び壽永二年三月の紀事の如きは、匡房以後、何人が記入したるものなり。匡房の裏書も、前掲の台記、玉葉にのせたるものは、今の諸本に見えざれば、同裏書ある本を寫したるものは、世に傳はらざりしなるべし。なほ上卿故實に引きたる北山抄備忘裏書も、今の本に見えざれば、これも別のものなるべく、これによりて、小野宮資仲、大江匡房の裏書したる本の外に、幾種も裏書したるものありし事を知るべし。

八

この書は、著者公任が、長久二年に薨じてより、三十五年の後、承保四年、源俊房の水左記に引きたるを始め、源經信、藤原爲房、大江匡房、後二條師通、知足院忠實、中御門宗忠、宇治頼長、妙音院師長、九條兼實、中山忠親等の日記、及び著書に載せて、朝儀政務の參考に資したるもの多し。また資仲、匡房以下の裏書あり。殊に師通は、この書を推奨し、忠實は、富家語談に、「作法は、西宮、並四條大納言書委細也」と評したり。鎌倉時代に至りても、古今著聞集に、「凡恒例臨時の大小事、西宮北山をもて、その龜鑑に備へたり」といへり。されば、この後制度典禮の諸書に、この書を参照したるもの頗る多く、一條禪閣兼良の如きは、

桃華藥葉に、西宮抄者古禮也、北山抄者一條院以來儀式也、江次第者延久以後禮儀也、但有誤事等、北山抄者爲勝書之由、知足院殿仰也、

と記して、唯一のものとしたり。この書を研究したる事は、享保十八年十一月より、翌十九年七月まで、廣幡長忠、吉田兼武、野宮定俊等、北山抄會を催したる事、長忠卿記に見えたり。また三條西伯爵家所藏寫本の奥書には、延享五年の頃、滋野井公麗、四條隆彼等と、この書を會讀したるよし見えたり。この外北山抄開書と題したるもの一冊あり。安永元年より、同四年まで、この書を講じたる時の筆記なり。草本にて、朱書したるところあり。五松の問答を記したるところあり。五松は滋野井公麗なれば、三條西伯爵家所藏寫本の奥書に見えたるものと、關係あるに似たり。この外、荷田在滿の北山抄差誤一卷あり。

撰集秘記

東京帝國大學本、彰考館本、前田一本等十六卷としたり。

恒例臨時の儀どもを集録したるものなり。卷數、著者とも詳ならざりしが、近年、勸修寺伯爵家所藏永昌記嘉承二年の記の紙背の文書によりて、これを知るを得たり。永昌記は、勸修寺家の曩祖爲隆の日記にして、爲隆の孫吉田經房が、手寫したるものなり。紙背文書の文左の如し。

抑撰集秘記一部四十卷、大府卿爲房撰候て、進白河院候、是切續數家秘記、殊以今案添之候高名記候、有御覽御志者、可(以下缺文)

大府卿は大藏卿にして、爲房は爲隆の父なり。この文書は、何人の消息なるか、詳ならねど、平安朝末のものにして、著者の子孫に關係あるものなれば、最も正確なるものなり。これによりて、この書は、大藏卿爲房の編纂にかゝり、四十卷ありて、白河法皇に上りたるものなる事を知るを得たり。

この書は、世に傳はりたる寫本少く、いづれも殘缺なり。圖書寮、内閣、東京帝國大學、前田侯爵家、岩崎文庫、神習文庫等所藏の寫本を一覽するに、年中、臨時の中、左の篇目あり。

年中 正月 二月 九月 十一月 十二月

臨時 一卷 院宮、后宮、東宮、伊勢齋宮、賀茂齋院、親王、公卿、 一卷 更途

この中、正月の下、及び臨時の二卷のみ完くして、他は首尾ともに缺けたり。また正月下は、卷首に卷七として、年中部七と記し、臨時の院宮以下の一卷は、卷七として、臨時部七と記し、更途の一卷は、卷三十九として、臨時部三十九と記せり。これによれば、卷一より、卷二十までを年中部とし、卷廿一以下を臨時部としたるもの、如し。但し卷三十九を臨時部三十九としたれば、臨時部のみにて、四十卷あるに似たり。然るときは、年中部を併せば六十卷となり、永昌記紙背文書に、「一部四十卷」とあるにあはず、或は特に臨時部は分冊したるものか、または臨時部三十九は、十九の誤寫にてもあらんか。

この書は、公事儀式の書なれど、其の體裁、北山抄、江次第と同じからず、古書に見えたる儀式を排列したるものなれば、公事集成ともいふべきものなり。永昌記紙背文書に、「切續數家秘記、殊以今案添之

候、』とありて、諸家の秘記を撰集したるものなれば、撰集秘記と名づけたるものなるべし。一部分の傳本に據りたれば、的確なる斷定を下し難しといへども、採録したる秘記は、弘仁、貞觀、延喜の三代式、及び藏人式以外は、書名を記したるものなければ、今これを諸書によりて考ふるに、各條項中、西宮記、北山抄を主として、採りたるもの、如し。この外、九月九日節會、同十一日奉幣伊勢大神宮、十二月荷前、佛名、追儼の條に擧げたるものは、政事要略に載せたる清涼記と同じく、正月内宴の條にのせたるものも亦、北山抄卷三に見えたる清涼抄に同じ。また二月位祿の條に掲げたるものは、九條年中行事と同文にて、九月九日節會、十二月荷前、追儼の條に引きたるものは、政事要略にのせたる裝束記文と同じく、十二月佛名に擧げたるものも、政事要略に見えたる藏人式と同じ。此の如く、政事要略所載と同じきものあるを見れば、西宮記、北山抄以外には、政事要略を參取したるところ尠からざるべし。正月朝親行幸の條に載せたるは、四條ながら考據明ならず。政事要略も、同正月の條缺けたれば、分明ならねど、蓋し同書などによりたるものならんか。また卷三十九なる吏途指南は、北山抄卷十吏途指南全部をとりたるものにて、他書を參取したるところなし。

この書は、未定稿のまゝにて、精撰せざるものなるべく、そのまゝ、白河法皇に進覽せしものならんか。この書を古書に引きたるは、山槐記に、「治承三年二月廿六日、春宮大進東宮殿上簡三界出之由、見撰集秘記、』と記し、雁衣抄に、布衣に關する一節を引きたるものあるのみ。

著者藤原爲房は、但馬守隆方の子にして、參議、大藏卿、修理大夫となり、永久三年四月、六十七歳にて薨去せり。

節會抄 十六卷 中納言資仲抄

元日、白馬、踏歌等の節會の事どをかきたるものなるべし。今世に傳はりたるものあるをきかざれば詳ならず。局中抄に、「資仲節會抄元日第一之下云、』として、一節をあげ、花園院宸記元徳元年十二月廿八日の條に、資仲節會之抄と記し給ひ、愚管記應安四年八月七日の條に、「資仲節會抄三卷』と見えたり。北山抄卷一、卷九の裏書に、帥入道資仲抄、帥入道資抄、資中抄など、記し、江次第卷六、妙音院相國白馬節會次第、江次第抄等に、資仲抄と見えたるものも同書なり。

この書は十六卷と記したれど、玉葉安元元年十一月十四日新嘗祭の條に、「資仲所抄之書十卷其名謂五卷抄』と見えて、「五卷抄』を以て一の書名の如く記したれば、五卷を正しとすべく、且つ愚管記に、「資仲節會抄三卷』と記したるは、合冊となりたるものならん。されば、これを十六卷としたるは誤なり。

著者資仲は、小野宮實資の孫、大納言資平の子なり。後一條、後朱雀、後冷泉、後三條、白河の五朝に歷仕して、權中納言、太宰權帥、左衛門督、春宮權大夫となり、永保四年出家し、寛治元年、六十四歳にて薨去せり。この外青陽抄の著あり。

江次第 廿一卷 中納言匡房卿撰

恒例臨時の公事、及び大饗、執事、路頭禮節等、臣下の儀式をも記載したるものなり。江次第とは、江帥次第の略稱なる事、前田本中外抄、師元年中行事に、江帥次第とあるにて證すべし。印本表題に、江次第とし、江次第抄に、「問、此書何由名江家次第邪、答、江帥匡房卿所作、故名曰江家次第、」

とあれど、長秋記元永二年の條、及び台記、玉葉、今鏡、妙音院相國白馬節會次第、上卿故實、内局柱礎抄、魚魯愚抄、建武年中行事等には、いづれも、江次第とありて、未だ江家次第としたるものなければ、江家次第の本名にあらざる事明なり。この外、この書をば、匡房卿次第長秋記、永昌記大治四年、玉葉安元二年、年中行事秘抄、江中納言次第、知信記大承二年、長秋、縣司除日、抄、芥、内局柱礎抄、匡房抄、匡抄、長兼除日抄、などいへり。この書の卷数は、二十一卷なる事、諸書同じく、その篇目は左の如し。

- 第一正月甲 四方拜 供御藥 小朝拜 元日節會 臨時客 供立春水
- 第二正月乙 卯杖 二宮大饗 大臣大饗 叙位 七日節會
- 第三正月丙 女叙位 女王祿 御齋會 御新 兵部 手番 踏歌節會 射禮 射遣 賭射 國忌
- 第四正月丁 除日 清書 下名 秋除日 臨時除日 定受領功過 直物
- 第五二月 釋奠 大原野祭 春日祭 祈年祭 關竝韓神祭 列見 官所充 圓宗寺最勝會 祈年

穀奉幣 仁王會 季御讀經 位祿定

第六三月 御燈 石清水臨時祭

四月 二孟旬 御禊前駢定 平野祭 松尾祭 梅宮祭 灌佛 御禊點地 賀茂祭警固 御禊參

内裏儀 賀茂祭 吉田祭

第七五月 最勝講 賑給

六月 忌火御飯 御體御卜 月次祭 神今食 大殿祭 解齋 施米 大祓 節折

第八七月 乞巧奠 拂拭御物 御節供 御盆 秋季仁王會 相撲召仰

八月 釋奠 定考 信濃御馬 上野御馬

第九九月 不堪佃申文 官奏 九日 平座 十一日 小安殿行幸 例幣

十月 射場始 大糴申文

第十十一月 朔旦旬 五節帳臺試 鎮魂祭 新嘗祭 豊明節會 春宮鎮魂祭 賀茂臨時祭

第十一十二月 元日侍從並荷前定 補次侍從 荷前 御佛名 内侍所御神樂 追儼

第十二神事 伊勢齋王卜定 同群行 同歸京 伊勢公卿勅使 神祇官奉幣 開卜串儀 祈雨止雨

奉幣 宇佐使 八省東廊大祓

第十三佛事 大極殿臨時仁王會 同千僧御讀經 南殿百座仁王會 同臨時御讀經 興福寺供養

法勝寺御塔會 六觀音供養 東大寺別當拜堂儀

第十四段群上 御讓位 固關 坊官除日 建禮門行幸 御即位 大嘗會御禊

第十五段群下 大嘗會 大奉幣 大神寶 八十島 一代一度仁王會 佛舍利

第十六 石清水行幸 賀茂行幸 松尾行幸 平野行幸 稻荷祇園行幸 春日行幸 日吉行幸 北

野行幸 朝觀行幸 遷宮

第十七 御元服 御書始 立后 立太子 東宮御著袴 同御元服 同御燈 同御書始 當代親王

宣旨

第十八 勅書 詔書覆奏 改元 陣申文 陣覽内文 同次位記請印 陣定 軒廊御卜 外記政

官結政 應覽内文 結政請印

第十九 弓場殿 殿上賭弓 臨時競馬 御覽陸奥交易御馬 院鎮魂祭 結政請印

第二十 關白四方拜 賀茂詣 勸學院步 太政官賀執柄算儀 任太政大臣 任大臣 新任大臣大

饗 大將饗 一人子元服 同書始 諸家子元服 執鞞 帥君大貳赴任 路頭禮節

第二十一 御齋會 御國忌 御錫紵 諒闇行幸 同政始 院宮等崩奏遣令儀 皇后崩 女御贈位

復任流人

十六の卷は、群書一覽に、「寫本あり、校正して全書となすべし、」といへり。二十一の卷は、板本目錄の

末に、「寫本云、或本目錄爲二十卷、依爲凶事、二十一卷別有之類、」といひ、示蒙抄には、凶禮なれば、江帥もとよりか、れざりしなりと記せり。されど、既に西宮記にも、凶禮をのせられたれば、か、れざりしなりといへるはいかゞあらん、唯たま／＼缺卷となりたるによりて、臆測したるものなるべし。また

江次第抄發題には、匡房卿撰此次第者、依後二條關白之命、始不爲一書、臨時公事之期漸々撰之、後人集而成廿一卷、立恒例臨時部類者、

とあり。これによれば、もとは、時々公事に臨みて、書きたるものにて、一部の書にあらざりしを、後人集成して、分類したるものなるが、後人とは、いつの頃の人をいへるにか。もし別々のものならば、始は北山抄の如く、各部分に就いて、適宜に書名を附したるものなるべきはいふをまたず。然るに、長秋記、台記、中外抄等、いづれも江次第等を以て書名としたれば、この説信じ難し。

また匡房が、後二條師通の委囑によりて、この書を書きたるよしは、師通の子忠實の談話を筆録せる中外抄に、「故二條殿仰せを承りたる人なれば、」といひ、「故殿のか、せおはしましたるなり、」など記し、古事談には、「後二條殿の御料に作りたる文なり、」と見えたるにて明なり。但し卷四除日篇の中執筆の條に、「以上二條關白仰、」といひ、「二條關白後日被仰云、」と記し、「二條關白被稱不知之由、」など見えたるによれば、師通の説を參取したるが如く見ゆれど、師通は後二條にして、二條關白は二條教通なり。

匡房のこの書著したる由來に就いては、

江次第抄發題に、問、如公事次第者、如西宮北山抄等、自古有之、何煩重作此次第哉、答、○中延喜之時撰儀式十卷、自今視之、猶古禮也、故天曆撰新儀式一卷、用當世之禮、又村上天皇自製清涼記十卷、其意同新儀式、此後西宮左大臣高明公、四條大納言公任等、私各作次第、助成儀式、爰一條院以來、天下政務一變、及白河、堀河御宇、又大一變、於是新儀式又爲古禮也、江次第之作、不獲已而爲之者也、

と見えたり。げにや、從前世に行はれたる儀式の書のみにては、變革ある白河、堀河兩代以後の公事を行ふに適せざるが故に、博識なる匡房に囑して、師通が、この書を撰ばせたるなり。故に其の頃の識者は、多く一本を書寫して、參考に資したりし事、前田本中外抄に見えたり。たほ源師時の

長秋記に、元永二年六月十九日、左府仰云、今日行事書出可令見者、仍引合江次第、並長元九年後冷泉、後三條、治曆四年當院、康和五年當今記等、書折紙獻覽之者、

と記せり。今日の行事は、親王宣下の儀にて、卷十七に、當代親王宣旨の篇あるをいへり。元永二年は、匡房の薨去したる天永二年より、八年以後なり。此の如く、この書は當時世に尊重せられしが、中には、この書を考査して、誤謬ありし事を指摘したるものあり。即ち、

前田本中外抄に、久安四年十二月十四日、又御物語次ニ、被仰出故匡房卿事、□□□ニ申云、江帥次第、近年識者皆悉持□□件次第頗僻事候由、御定候様に承候如何、仰云、内辨、官奏、除目、叙位等委不知人也、件間事定有僻事歟、但故二條殿仰を常ニ承りタルナレバ、定據アル事もあらん、其外常ノ

次第ハイミシキ物ナリ、これは故殿か、せおはしましたるなり、識者と人の心を見トテわろきものとは我はいひたるなり、最祕事也、

台記別記康治元年十一月十六日の條には、後日成隆曰、依悠紀錄、大臣著東廊、見見參由見江次第、仍所存其由也者、江次第雖有此文、其便甚惡、加以日記諸次第等、皆於西軒廊見之由所見也、江次第文難指南、雖智者豈莫一失乎、

など見えたり。知足院忠實は、叙位除目に誤ありといひ、賴長は、大嘗會悠紀の祿の僻事を指摘したり。よりて古事談にも、「但僻事ども、少々相交候歟、」と記せしものなるべし。

著者匡房は、大江匡衡の曾孫にて、成衡の子なり。學和漢を兼ね、典故に通曉し、官權中納言、太宰權帥に進み、天永二年十一月五日薨す、年七十一。匡房のこの書を著したるは、いつ頃にか。後二條師通の依囑によりて、著したりといへば、師通の薨去したる康和元年六月以前になりしものか、その後完成したるものか。まづ

卷十七當代親王宣旨の篇に、

今宮正家朝
臣擇申未得解由

宗仁 尊明 後又慶仁

今上實綱朝
臣擇申

江次第

善仁 守成

とあり。今上善仁は、堀河天皇の御事にして、今宮宗仁は鳥羽天皇にましまし、鳥羽天皇の親王宣旨は、康和五年六月なれば、師通の薨去より、五年の後なり。其の今宮と記し、今上とあるによれば、堀河天皇の御代、康和五年以後のものなる事を證すべし。但し、

卷二十攝政關白家子書始篇の末には、

二條關白殿大夫、延久四四、廿七、十一歳、華山院、五帝本紀博士、左府自取祿給之。

攝政殿少將、宣治二四、十七、十一歳、博士、行家朝臣、五帝本紀、内府取祿給之、爲家朝臣、三條西洞院宅。

中將殿天仁二二、廿一、十三歳、高陽院、五帝本紀、博士、敦宗朝臣、權大納言、經家取祿給之。

とあり。二條關白は師通にして、その下に予とあるは、匡房なり。また攝政殿は忠實、中將殿はその子忠通にして、天仁は鳥羽天皇の御代なり。同二年は、匡房の薨じたる天永二年より二年前にして、この外卷十一、十二月元日侍從並荷前定の篇に、天仁二年十二月十三日の定文書様を掲げ、卷十五大嘗會の篇に、天仁元年大嘗會悠紀主基の國郡を記したるによれば、天仁の末まで、執筆せしものなるが如し。なほ卷六、三月御燈の篇に、天永二年九月三日の事をのせたるは、匡房薨去より二ヶ月以前なれば、其の頃までも筆を執りたりしものか。或は未定稿のまゝにて、遂に完成に至らざりしものか明ならず。但し、卷十、九御賀の篇の、天永三年十一月攝政忠實が、法勝寺に於て、白河法皇の六十の御賀を行ひし次第は、匡房

の薨去より一年の後なれば、後人の追加増補したるものなる事明なり。其の他の篇目にも、後の年紀のもの、混入したるところあり。今世に傳はりたる本には、後人の頭書したるもの、本文中に攙入したるところあり、また一條兼良の江次第抄の文の混れ入りたるもありて、判別し難きところ尠からず。されど、岩崎文庫所藏(廣橋伯爵家舊藏)の江次第第四裏書一卷(鎌倉時代文書の紙背に書寫したるもの)に載せたる除目篇公卿執筆事以下の裏書は、その紀事いづれも嘉保二年にあれば、著者が稿本の紙背に追記したるものなる事は、疑なかるべし。されば刊本卷二大臣大嘗篇の始、叙位以下、頭書に、「裏書」とし、「裏云」など、記したるものも、著者の裏書を採録したるものと推考するを得べし。かゝれば、この書は、後二條師通の委嘱によりて撰びしが、匡房薨去の前まで、時々追記したるものなる事を知るべきなり。

この書は、前田本中外抄に、「其の外の次第はいみじきものなり」と見え、十二月往來に、「才學自他更不可過江次第候歟」といひ、古事談に、「末代之公事不可過之」と記したるが、後の代に至りては、儀式參考の良書として行はれ、これを研究し、講説するに至れり。鎌倉時代中期の頃、圓明寺關白一條實經は、この書を講じ、其の後、後稱念院關白應司冬平もまた、これを講じたり。南北朝に至り、後村上天皇正平の末、(貞治中)後普光園院二條良基、これを講じたるよし、建内記に見えたり。爾來この書の講書は、中絶したりしが、後花園天皇永享十一年二月に至り、一條兼良は、日野大納言資廣、大外記中原業忠の勸

めによりて、毎月二八の六ヶ度講じたる事、同書に記せり。また同十三年の後、寶徳三年八月には、兼良

江次第卷第八

七月

七巧夏

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

御書

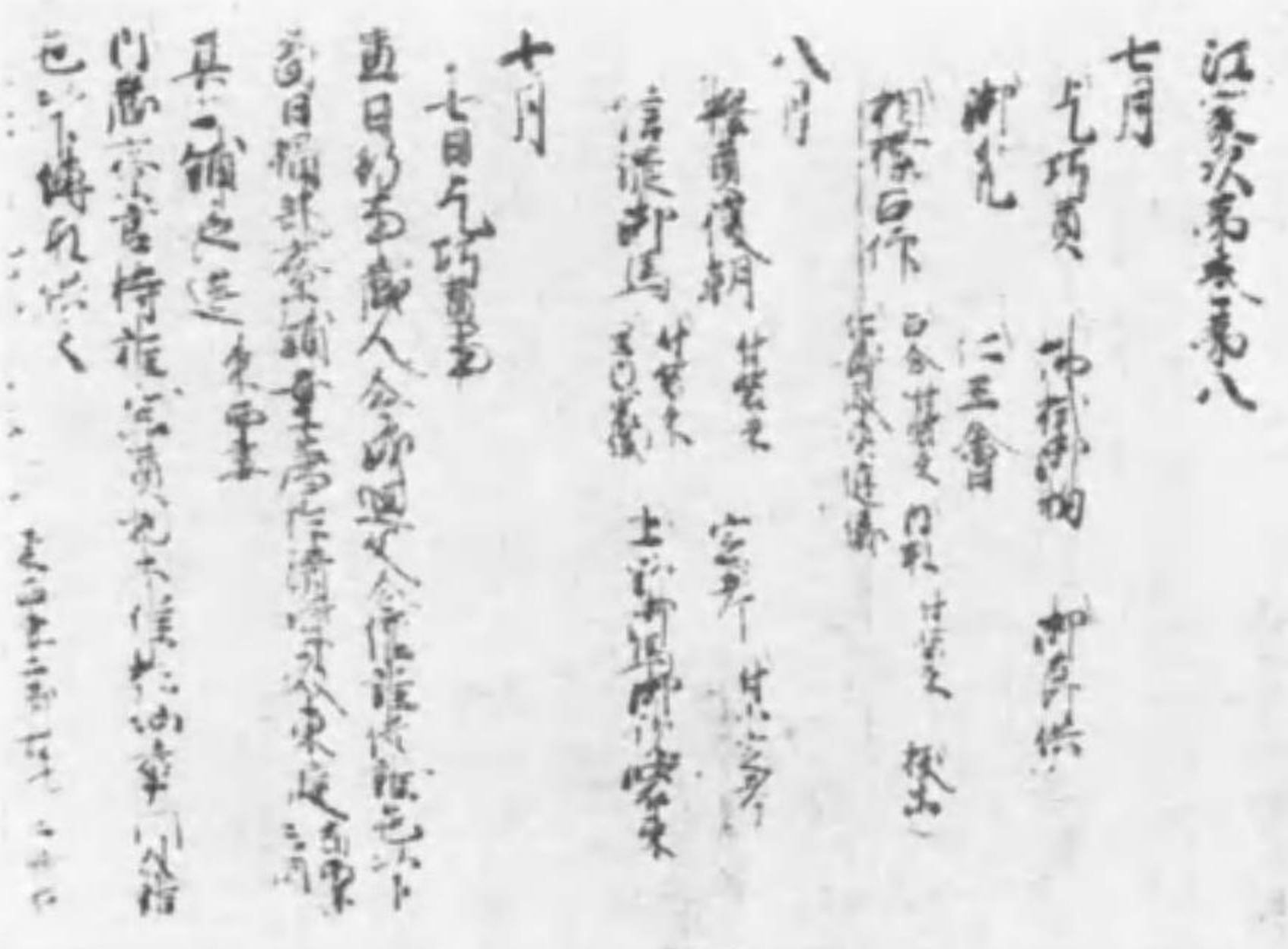
御書

御書

御書

御書

御書



(藏氏爲利田前爵侯)

一條の第に於て、再びこの書の講義を開始したる事、康富記に見えたり。後土御門天皇文明十年六月に至り、兼良三度これを講じ、同月五日より、九月十一日まで、十一回に及びたること、兼顯卿記、及び同別記に見えたり。同十二年十月には、兼良、後土御門天皇の勅を奉じて、これを進講したること、御湯殿上日記、親長卿記、宣胤卿記等に記せり。江戸時代に至りては、承應二年、始めてこの書を開板せしが、摺入誤謬頗る多きを以て、元祿十一年冬より、滋野井公澄、野宮定基、東園基量等、江次第會を始め、時々會合して、校正質問し、桃花坊本、熙定中納言本、舟橋家古本を以て校訂したること、野宮定基卿記、及び基長卿記に見えたり。

この書の古寫本は、内閣本、及び前田侯爵家所藏二本あり。前田本の一は、合せて八冊としたるものなり。この中、卷二は、南北朝のものにて、三條西實隆の記したる文明十四年の奥書に、相國通相の筆にて

禁裏より拜受したるよし見えたり。同一本も室町時代の寫にて、十卷あり。刊本は、承應刻本の外、近年、増補故實叢書にも收めたり。この書の註釋書は左の如し。

江次第抄	一條兼良
江次第桃華御談義	未詳
江次第考	同
江次第秘抄	尾崎積興
江次第註	未詳
江次第紀聞	同

青陽抄 六卷 記列見、定考事

列見は、毎年二月十一日、六位以下に叙せらるべき選人を、太政官、または式部、兵部の二省に召喚して、列立せしめ、大臣若くは二省の卿、これを延見する儀なり。定考は太政官の、官吏の行能功過を考選して定むる儀をいふ。今傳はらざれば、詳なる事は知り難し。

この書の事は、通憲入道藏書目錄にも、「一合第百二櫃青陽抄六局」とありて、卷數もあへり。また

台記久壽二年四月五日の條に、承暦元年二月十一日列見、右大臣前房疾急間有音樂、資仲青陽抄註
置彼日事之中也、

とあるにて、資仲の著なる事も、列見を記したるものなる事をも證すべし。青陽は、春の異名にて、資仲の官名春宮權大夫によれり。資仲の春宮權大夫たりしは、延久四年より承暦までなれば、その間になりしものなり。この六卷は、果して列見定考の事のみを記したるものか。北山抄卷九裏書には、大嘗會御稷の下に、資仲抄と見え、江次第抄四月二孟旬の篇に、資仲卿次第として引きたるものあり。また除日申文抄、直物抄に、資仲抄として、除日の事をのせ、山槐記長寛二年三月廿七日政の條に、資仲抄とあり。是等は、この青陽抄にのせたる列見定考以外の年中行事、臨時の部などをのせたるものならんか。但し年中行事は、

中右記元永二年八月廿七日の條に、顯仲送書狀云、所返給之記四十一卷也、而先年之比所渡經敏之記四十九卷也、此中故帥年中行事八卷不返給、如何者、先日來不陳此旨、且以爲奇、但以顯仲書狀、尋經敏之處、年中行事二卷春陽下二三、亥、莫下十二月所送也、九月三日覺成來云、問顯仲之處、返事可御覽者、披見之處、先年以材木、所相博之日記、慥四十九卷也、其中ニ故帥入道年中行事八卷慥所侍也、とあり。故帥入道といひ、故帥とあるは、太宰帥資仲入道にて、資仲年中行事の中に、青陽とあるによれば、この青陽抄は、年中行事八卷の中にあるが如し。されど、八卷の中、青陽抄は六卷にて、列見、定考を

記したりとせば、他の年中行事は、卷數少く、きはめて簡略なるものとなれり。或は節會抄は別にあれば、節會及び列見、定考以外の恒例を簡略に記したるものならんか。但し資仲抄といへば、その中には、臨時の儀なるもあるべければ、八卷以外に幾卷もありしものなるべし。

蓬萊抄 一卷

記雲客作法、右衛門權佐重隆撰

前田一本、松井一本、猪熊一本、家藏一本等二卷に作る。

蓬萊は内裏の唐名、雲客は、殿上人をいふ。この書は、殿上人の作法故實どもをかきたるものなり。群書類從に收めて、題簽の下に、「一名非職事雲客所役秘抄」と記したり。職事は藏人なれば、この書は、藏人にあらずして、昇殿を聽されたる人々の所役を記したるよしなり。その篇目左の如し。

被聽昇殿後進退事

正月 朔日御藥事 小朝拜事 節會事 二日殿上淵醉 事五日叙位儀 七日節會 十四

日御齋會殿上論義事 十五日兵部省手番事 十六日節會事 十八日賭弓事 今月除日事

二月 季御讀經事

三月 三日御燈事 中午日石清水臨時祭事

四月 朔日更衣事 上申日平野祭事 八日灌佛事 中午日齋内親王御禊事 中未日御覽女

蓬萊抄

騎料馬事 同日警固事 中西日賀茂祭事

五月 最勝講事

六月 朔日供忌火御膳事 十一日神今食行幸事

七月 七日乞巧奠事 十四日御盆事 廿七日相撲召合事 廿八日御覽相撲事

八月 季御讀經事

九月 三日御燈事 十一日伊勢例幣行幸事

十月 朔日更衣事 五日弓場始事

十一月 朔日供忌火御膳事 上申日平野祭事 同日春日祭事 中丑日五節參入事 寅日事

卯日事 辰日事

十二月 朔日供忌火御膳事 十一日神今食事 十九日御佛名事 晦日追儺事

臨時雜事 七瀬御祓事付晦御祓 行幸

行幸は篇目のみにて、作法をのせず。末尾に、行幸、國忌、二宮大饗、宇佐使の篇目を陳ねて、「已上追可註出、」と記せり。

この書は、

奥書に、此書者、故二條右金吾所抄出也、正本可在彼家、而依先年不慮事紛失了、仍以他本書之、當他

家以之爲證歟、所々本有書寫之誤、能々可見歟云々、

といへり。この奥書には、年月もなく、記者の名もなければ、右金吾は右衛門にて、重隆の官名なり。重隆は、大藏卿藤原爲房の子にて、按察中納言顯隆の弟なり。その事歴は、

中右記に、元永元年閏九月一日、酉時許、右衛門權佐兼中宮大進重隆卒去三年重隆者、故大藏卿爲房三男、母賴國朝臣女也、堀河院御時藏人元一院藏人頗有所知者也、心性頗惡、爲人有凶、數日不例、遂以卒去也、爲隆、顯隆同母弟也、

と記せり。次の雲岡抄の奥書と併せ考ふれば、重隆の抄出したるものなる事は、推知するを得べく、六月十一日神今食の註に、「去康和五年」とあれば、堀河天皇御代の末の頃より記したるもの、如し。但し三月石清水臨時祭の篇末に、治承三年三月廿四日五獻の事あるは、この書の體裁にもあはねば、蓋し後人の追記したるものなるべし。

この書の傳來は、奥書に、正本不慮の事によりて、紛失せりといひ、また、

文永八年八月七日、以二位中將殿御本書之、

弘安五年七月上旬、以冷泉中將致賴本書寫之、

右親衛亞將藤原判

正應六年癸巳四月十四日、以鷹司宰相之本書寫之畢、僻寫能々可校合歟、

など記せり。二位中将は關白二條良實の子教良、應司宰相は、權大納言藤原伊頼の子宗嗣なり。

この書は

非職事雲客所役秘抄

實隆公記、長享元年十二月十

八日の條に、非職事雲客所役

秘抄、樂松軒借與之、

と見えたり。樂松軒はいかなる人

にか、今三條西伯爵家の所藏に實

隆手寫の非職事雲客所役秘抄一卷

あるは、これなり。

雲圖抄 二卷

圖年中公事、御裝束指圖、大納言藤原隆撰

禁中に於ける年中恒例の公事の

差圖を記したるものなり。蓋し雲上儀式指圖抄の略なるべく、この書名は、民經記嘉祿二年十一月廿五日の條に見えたり。群書類從に收めたる二卷の中、一卷は裏書なり。その篇目は左の如し。

正月 正朔四方拜事 御藥事 小朝拜事 五日叙位事 八日女叙位事 上卯日御杖事 十四日御齋

非職事雲客所役秘抄
殿上侍長被輪昇殿、後御感小舎人某告其常即
於使所浴被物謝遣遺昇小舎人同、衣文領
次第日次申度野下
仙院殿下當時后宮大長門御才氣、此外御將
權習日可流私念、欽似日并太上天皇、外不殊治、
再拜畢退、出主人不御坐、御物忌、不拜、御用、
河關、其由、松入、進、合、初、各、日、特、孫、陽、的、門、建、春、
宣陽寺、刺、後、御、湯、殿、分、御、人、不、御、各、服、障、
梳、を、ね、得、人、御、某、人、松、入、歸、某、殿、上、奉、向、後

(藏所氏義實西條三爵伯) 抄秘役所客雲事職非

會内論議事 十八日賭弓事 除目事

二月 上未日春日祭使立事 祈年穀奉幣事 季御讀經事 仁王會事

三月 三日御燈事 中午日石清水臨時祭事 試樂事 御禊事 庭座事 覽舞事 還立事

四月 上申日平野祭使立事 灌佛事

五月 五日供菖蒲事 最勝講事

六月 晦日節折事

七月 七夕乞巧奠事 十四日御免事 相撲事付内取 召合

九月 十一日例幣御拜事

十月 五日弓場始事

十一月 五節丑日帳案試 寅日御辭並御前試 卯日童御覽 辰日御會

十二月 十九日御佛名事 内侍所神樂事 追儺事

指圖の外に次第を載せたり。但し正月の御杖、除目、四月の平野祭使立、九月の例幣は、儀式のみにて、指圖を略し、十一月辰日節會は、指圖をも次第をも略せり。また目錄には見えざれど、本書には、七月相撲節をのせたり。裏書一卷は、もと本書の紙背にありしを別巻としたるものにて、御藥次第、女叙位次第、撰男叙位申文儀、御齋會内論議次第、賭弓次第、除目事、季御讀經事、臨時次第、灌佛次第、最勝講次第、馬



(藏所庫文閣内) 抄 圖 雲

抄の奥書と併せ考ふれば、右衛門佐重隆をいへるが如し。また都護は、按察使の唐名にして、朝隆は中

場始次第、五節次第、御佛名次第、内侍所御神樂次第等なり。蓋し指圖のみにて、次第をのせざるもの、及び次第を略記したるものに就いて、補ひたるもの、如し。但し實躬卿記永仁三年十二月廿八日吉書奏の條には、「御装束儀如雲圖抄」と見えたるにれば、年中行事の臨時の儀もありしならんか。この書の著者を大納言朝隆としたれど、朝隆は大納言たりし事なければ、中納言の誤なるべし。永暦元年藤原爲親の

奥書には、此書者、故都護納言爲藏人頭時、故右金吾被抄出云々、

とありて、著者を右金吾とせり。右金吾は右衛門佐の唐名なれば、官名にあらず。蓬萊

納言たれど、按察使たりし事なく、且つ藏人頭たりし事なければ、朝隆は誤にて、その兄中納言顯隆なるべし。顯隆の藏人頭たりしは、永久三年八月にて、元永三年正月從三位たり。重隆の歿せしは、元永元年閏九月一日なる事、中右記に見えたれば、この書は、永久三年より、元永元年まで、三年の間に撰びたるものなり。尙正月十八日賭弓の條に、「今上御宇、依御忌月、以三月被行之」と見え、目錄に、十月五日弓場始事、今上御宇十二月被行之」とあるは、天仁の頃より、後冷泉、後三條兩帝の御忌月によりて、正月の賭弓をば、三月に行ひ、元永二年十月五日、弓場始を停め、三年十二月弓場始を行ひたる事、殿曆、中右記に見えたるにても、これを證すべし。但し群書類從の奥書には、「按察中納言顯隆、爲藏人頭時、所命其弟右衛門佐重隆鈔出也」と記せるは、顯時藏人頭の時、重隆の抄出したる由を、此の如く解釋せるものによ。この書籍目錄に、朝隆の著としたるも亦、これによりて、顯隆を朝隆と誤りしならんかとも推知するを得べし。なほ上に記したる奥書の續に、

件草傳在此家、而去年依不意事、文籍紛失之間、已爲其中、雖爲才幹不肖之身、猶有愚忠奉公之思、彼正本金吾御自書、傳在故前納言朝隆之許、仍所借請侍中左司郎朝方也、寫圖書銘、于時永暦最初之年無射上旬之候也、近代識者之家、以之爲明鏡云々、爲規模而已、

末葉左監門員外將軍兼長秋内給事藤爲親在判

とあり。即ち重隆自筆本二部ありて、一は顯隆の家に藏し、一は重隆の弟朝隆の家に藏したりしが、顯

隆の家に傳はりたる藏本紛失の際、この草本も亦、紛失せしかば、重隆の姪左衛門權佐中宮亮爲親、朝隆の子、朝方より自筆本を借りて、謄寫せしなり。

この書は、民經記嘉祿二年十一月廿五日、寛喜三年六月十八日、貞永元年三月十九日の條等に見えたり。

里雲圖鈔 二卷 同撰

今傳はらねば詳ならねど、里内裏に於ける殿上人所役の儀どもを、雲圖鈔の如く、指圖にてかきたるものなるべし。著者は同撰とあれば、これも重隆ならんか。

仙洞年中行事 一卷 同撰

東京帝國大學本、前田二本、猪熊一本、家藏一本等二卷に作る。

院中に於ける年中恒例の公事どもを記したるものなるべけれど、今傳はらず。古書に引きたるものもなければ詳ならず。

仗儀論 一卷

今傳はらざれば詳ならず。仗は陣の座をいふ。陣の座にて、大臣公卿たちの會議評定する事を仗儀といひ、陣定といへり。蓋しその事どもを記したるものなるべし。群書類従本以外の諸本、これを仗儀論と記したるもの多し。使儀にては、意通せざれば、誤寫なるべし。

禁祕記抄 一卷 後三條院御抄公事

禁中に於ける臨時、恒例の諸公事を記し給へるものなり。爲房記以下の諸書に、後三條院御筆次第、後三條院次第、延久御抄など記したり。また玉藥以下の諸書に、後三條院年中行事、延久聖主御製作年中行事、延久年中行事など見えたり。蓋しこの書の一部の稱なるべし。なほこの書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

備忘抄 六卷

朝廷の公事儀式を記したるものなるべし。備忘のために抄録したるによりて、備忘を書名としたるものならんか。今傳はらず。但し江次第抄、内局柱礎抄などに、備忘抄として引きたるものあり。いづれも、北山抄卷六なる備忘記のみなれば、同書、及び其の他より抄録したるものか。北山抄は前述の如く、もとは年中要抄、拾遺雜抄、備忘記等各書名を異にしたるを併せたるものなれば、この備忘抄もまた、北山抄の備忘記の一部として載せたるものならんか。もし北山抄の備忘記のみとせば、一卷のものな

るべきを、六巻とあれば、別のものにて、何人か備忘の爲に抄録したるものか、或は北山抄の備忘記は、卷六なるを誤りて、六巻としたるものか。

年中行事 一卷 九條右丞相抄

圖書寮本(松岡舊藏)神宮文庫一本、前田一本等には、この書を木朝月令の上に掲げ、類從本、及びその他の諸本の中には、この書をもらし、九條右丞相の註を、次の新撰年中行事の下に記したるものあり。

年中恒例の公事を記したるものなり。九條右丞相は、右大臣藤原師輔なり。師輔の記したる年中行事は、西宮記に、九條殿年中行事と記し、北山抄に、九條年中行事と見え、年中行事秘抄には、九條右丞相年中行事とも記し、内局柱礎抄には、九條記とも、九抄とも記したり。群書類從に收めたるものには、九條年中行事と題して一卷あり。卷首缺けて、二月釋奠の終よりあり。また十二月の中、五日親王冬衣服文事の次より開けて、追儼の終に至り、次に申政事、御服、御畫、詔書、廢朝、雜穢、御服料圖、大帳、朝集帳、朝帳、正税帳、申大中納言雜事等をものせたり。但し北山抄卷一、卷六、魚魯愚抄、江次第、内局柱礎抄などに、正月の公事を處々に引證したれば、以て、その缺逸を補ふを得べし。

著者九條右丞相師輔は、貞信公忠平の子なり。天徳三年五月薨す、年五十三。師輔朝儀に通曉して、一流をなし、九條流と稱して、後世その説を尊重したる事、古今著聞集に見えたり。北山抄卷九裏書に、九條殿大將儀抄を引き、卷一には、九條丞相口傳を引きたれば、年中行事以外のものもありしなり。また九條殿遺誡一卷、世に傳はれり。

新撰年中行事 二卷 行成卿撰

群書類從本、及びその外の諸本の中には、行成撰と、九條右丞相抄としたるものあり。

この書今傳はらず。西宮記四月灌佛の條裏書に、行成大納言家中行事と見え、參議要抄除目の條、及び年中行事抄の處々に、行成抄として引載したるものあり。蓋しこの書の事なるべし。著者行成は、謙徳公伊尹の孫にして、後少將義孝の子なり。才藝あり、最も書を善くし、權大納言に至り、萬壽四年十二月、五十六歳にて薨去せり。

東宮年中行事 二卷

群書類從本、及びその外、行成卿撰と註したるものあり。蓋し新撰年中行事の註のまぎれたるものなり。

東宮御所にて行はる、年中恒例の公事をかきたるものなり。群書類從に收めたる東宮年中行事は、假名文にて、四月より十二月まであり。正月より三月まで缺逸し、六月荒世和世の條には、指圖を載せたり。處々に今案をそへたるが、著者の附記したるものなりや、後人の追記したるものなるか詳ならず。

奥書に、加了見畢、此鈔秘書無双之物也、末代之重寶也、可秘藏云、不可出槐門外云々云爾、

春宮權亮藤原花押

とありて、年月なければ明ならねど、「加了見畢、」とあるによれば、こは藤原某が書きそへたるもの、如し。今案の中には、鳥羽院、或は康和、長治、久壽などの年號見えたれば、近衛天皇以後のものなる事明なり。たとひ今案を後人の加筆とすとも、この書のなりたるは、堀河天皇以前のものにあらず。その證は、「五月三日さうひやうゑふ、しようぶをたてまつる事、」とありて、「今案に、ふるくは、この事見えず、しかるをかうわいご、このふこれをたてまつる、」とありて、左右兵衛府が、東宮御所に菖蒲を上る事は、康和以後なるにて知るを得べし。そのいかなる人の著か、本文中考ふべきものあらず。また今案の文多く、本文のみにては、その分量きはめて少く、缺逸したる部分を併せたりとも、一卷にて足るべければ、この目録にいへる二卷本とは、別のものならんか。

日野年中行事 四卷

内閣二本二卷とし、また一卷としたる本あり。

日野家の人の撰びたる年中行事なるべけれど、今逸したれば、詳ならず。但し世に日野家所傳年中行事と題したるもの一卷あれど、そはたゞ年中行事の項目のみあげたるものなり。終に神事、御服事、御

晝事、廢朝事、雜穢事等を記したるものにて、素より別のものなり。

禁省日中行事 一卷

禁中に於ける毎日の行事をかきたるものなり。この書今傳はらず。

看聞日記に、永享三年八月一日、禁裏へ累代之御手本權跡日中行事一卷付松枝献之、則被下御返、千秋萬歲

之儀、祝着無極、

とあるもの、この書ならんか。權跡とあれば、權大納言行成の筆蹟にて、後一條天皇以前の頃なるべし。されど、行成筆の日中行事は、禁省の二字を冠せざるによれば、これとは別のものにして、或は行成の曾祖父九條師輔の九條殿遺誠なるべき事は、同書に、遺誠並日中行事と記したるにて知るを得べく、この書と同じきものにあらざる事明なり。

后庭抄 十卷 后宮中公事

皇后宮内に於ける公事を記したる書なり。今傳はらず。著者、及び著作年代等詳ならず。

長秋抄 四卷 后宮事

東京帝國大學本九卷としたり。

禁省日中行事 后庭抄 長秋抄

長秋は、后宮の唐名にして下に、「后宮事」と註したれば、これも皇后宮内に於ける公事などを記したるものなるべし。この書もまた、今傳はらねば、著者、及び著作年代明ならず。

春玉秘抄 八卷 花園左府抄有奥書

春玉は春の除目にて、地方官を任ずる縣名の儀なり。蟬冠翼抄、魚魯愚抄別録、江次第には、春玉抄として、處々に見え、長兼除目抄には、花園左府抄とし、江次第には、花園抄として引きたるものあり。

この書の著者花園左府は、源有仁にて、後三條天皇の皇子輔仁親王の御子なり。元永二年、源氏の姓を賜はり、従一位、左大臣となり、久安三年二月、年四十五にて薨去せられたり。世に花園左大臣と稱す。この書の外に、京官を任ずる秋の除目を記したる秋玉秘抄あり。

この書の事は、

建内記に、永享十三年二月四日、前右少辨經真入來、弘長元年辛酉仗儀經俊卿執筆記正本借與之、芳志之至也。○中 其外花園抄吉田殿御奥書本、其外直物抄等借與之、

とあり。吉田殿は、建内記の記者萬里小路時房の遠祖權大納言經房なるべく、尊卑分脈に、經房を「號吉田」と記したるにて微すべく、「有奥書」と註したるは、この吉田殿の奥書ある本をさしたるものならんか。また



春玉秘抄 (藏所氏義實西條三爵伯)

兼顯卿別記に、文明十年八月十一日自内府○三條公敏除目執筆硯累代相傳古物也、並春玉秘抄八卷、以師富朝臣送賜之、先公可被寫置硯、並彼秘抄由、連日御懇望之處、其時分預置大和邊、只今召寄間、任遺命被恩借由被命、成懇切之芳命、不知所謝者也、普代舊不空者歟、自愛々々、

十二日、彼秘抄校合者也、十三日、向内府亭、○中於春玉秘抄者、可令書寫者也、
この書は、從來世に傳本あるを聞かざりしが、近時三條西伯爵家にて、初夜上一卷を發見したり。縣召除目初夜儀の中、仗座、議所、關白大臣着殿上より以下、任四所殘に至る議を載せたり。

奥書に、右春玉抄初夜部也、有子細不慮買得之、筆者故親長卿也、近日歸泉、俯仰之陳迹尤可憐、可秘々々、中夜以下靜可書續之、此抄全部草子一帖今度同買得文書之内也、不可許外見而已、

季秋初之

(實隆花押)

とあり。これによれば、甘露寺親長の手寫したるものにて、親長の薨じたるは、明應九年七月十七日なれば、中陰を竟へずして、實隆の手に移りしものなり。

除目抄 八卷 九條相國抄

これも、除目の儀を書きたるものなり。今逸す。但し群書類從に收めたる除目抄に、九條大相國自筆次第とし、また九條相國記として引載し、揚名介事に、「九條相國除目抄號要抄」として、これを引きたり。實隆公記、延徳三年十二月一日の條に、「除目抄加校合」と見えたるは、著者を記さざれど、蓋しこの書の事なるべし。

九條相國は、太政大臣藤原伊通にて、右大臣俊家の孫、大納言宗通の子なり。永萬元年二月薨す、年七十三、この外に、次の除目抄、及び大槐秘抄の著あり。

除目抄加叙位 一卷 伊通

除目抄の附録として、叙位を加へたるものなるべし。これも傳はらず。

叙位除目抄 一卷 土御門右府抄

これも叙位除目を記したるものなれど、今傳はらず。魚魯愚抄に、土御門次第とも、土御門抄とも記して、處々に引きたるものあり。

著者土御門右府は、具平親王の御子右大臣右近衛大將源師房にして、承保元年二月、年七十にて薨去せり。

官班抄 二十卷 叙位除目抄

叙位除目の儀を記したるものなり。今傳はらず。

康富記に、寶徳元年十二月十一日、參清少納言文第、條々申談畢中略親王被獻王氏申文事等、同奉談之、官班抄叙位部委細見了、

と見えたり。なほ除目申文抄の中、宿官勘文、及び諸宮内官御給任年次第文の條に、この書を引載したり。

白馬節會抄 一卷 妙音院相國抄

叙位除目抄 官班抄 白馬節會抄

正月七日、白馬節會の儀を書きたるものなり。續群書類從に收めたる妙音院相國白馬節會次第これなり。延喜御記、李部王記、小野宮右大臣記、行成記、土御門記、京極大殿記、殿記、資房記、九條年中行事、北山抄、江次第、節會抄等を引載して、その異同を辨じたり。この書、江次第抄にも引證せられたり。著者妙音院相國は、左大臣賴長の子、太政大臣師長なり。建久三年薨す、年五十五。この書の外に、三五要録、三五要略、仁智要録、仁智要略等の著あり。

四節八座抄 一卷 定能卿撰

四節は、正月の元日、白馬、踏歌の三節と、十一月の新嘗會とをいひ、八座は、參議の異名にて、參議の心得べき四節の作法どもを記したるものなり。群書類從に收めて、江次第抄にも、處々に引載せり。著者定能は、太宰大貳藤原季行の子なり。尊卑分脈に、「三條一流、爲外祖父子云々、正二、丹波守、兵衛佐、參議中將、權大納言、承元三八廿二薨、號樋口大納言、又號清瀧、」とあり。

裝束記文 五卷

恒例臨時等の公事を行ふ時に、式場敷設のさまを裝束司の記したるものなり。永昌記長治二年正月十八日の條に、裝束使記文と見え、通憲入道藏書目錄に、「裝束使記文五局、朽損」とあり。江談抄二雜

事、及び江次第卷一元日宴會の條には、裝束司記文とし、玉葉治承四年二月四日の條には、「宮中之習、以裝束司記文爲證據、」と記せり。同書卷二白馬節會の條に、裝束日記とあるも同じきものにや。

この書は、今世に傳はりたるものなく、著者も明ならず。本朝月令、西宮記、政事要略、北山抄、撰集秘記、江次第、同抄などに引載したるものあれば、これによりて、そのさまを知るべく、且つ村上天皇以前のものなる事を推測するを得べし。但し裝束司記文は、臨時に典禮を行はれし時、新に作製せし事あり。政事要略二十六新嘗祭の條に載せたる延喜十七年十一月十六日新嘗祭の下に、「延裝束記文」と見え、大嘗會御禊部類記の外記記承平二年十月十八日の條に、「大嘗會記文三卷、一卷元慶八年裝束司記文、二卷同年前後次第司記文、」とあり。光孝天皇大嘗會御禊に關して、特に撰びたるものなり。また

後照念院殿裝束抄に引きたる經光卿記に、正嘉二年二月十八日、向三條入道右府第、被語云、祖父左府入道ハ被作裝束記文、是人々衣裳色目以下抄物也、隨分家之重寶也、搔練下襲火色下重ハ、各別物也云々、如此之口傳等、多被書之、

とある裝束記文は、衣裳の色目等のみを記したるものにて、別のものなり。三條入道右府は實親、祖父の左府入道は實房なり。

夕秘抄

圖書寮本(荷田在滿舊藏)内閣本、以下の諸本、文秘抄としたるもの多し。

夕秘抄

今傳はらず。古書に引きたるものもなければ詳ならず。夕秘抄は、夕拜郎秘抄の略名なるべく、夕拜郎は、藏人の唐名なれば、藏人の事を記したるものならんか。群書類従に、貫首秘抄、夕拜備急至要抄あり。いづれも、藏人に關するものなれど、貫首は藏人頭なれば、別のものなり。夕拜備急至要抄は、鎌倉末期以後のものなれば、同書にあらざるべし。

外勤記 五十卷 諸公事例

諸公事の事例とあれば、蓋し朝儀の舊例を纂修したる外記局の記録なるべし。五十卷ありしものなれど、今は悉く逸亡し、古書に引載したるものだに見えず。

外記應例 一卷

外記の應に關する公事の例どもかきたるものなるべし。前田本西宮記に、「凡奉公之輩可設備文書」とありて、禮儀のうち、この書名見えたれば、冷泉天皇以前のものなるべし。今傳はらねど、古書に引きたるは、小野宮年中行事の正月元日宴會、十四日大極殿御齋會終事、四月五日式部省請印捺位記事、七日二省奏成選短冊事、十一日式部請印、成選位記事、十五日授成選位記事、廿日以前奏郡司擬文事、任郡司事、廿日以前五位以上申不堪進五月五日走馬狀事、六月廿六日任郡司事等に載録せり。

乾鈔 十卷 知足院入道撰

群書類従本及び寫本の中、卷數なきものあり。

これも今傳はらざれば詳ならず。著者も、「松殿基房作」と記したるものあり。また「松殿基房、或云知足院入道作」と註したるものあり。いづれか是ならん。

著者知足院入道は、藤原忠實にて、後二條關白師通の子なり。堀河、鳥羽、崇徳の三朝に仕へて、攝關となり、應保二年六月、八十五歳にて薨去したる事、公卿補任に見えたり。松殿基房は、忠實の孫にて、法性寺關白忠通の子なり。後白河、二條、六條、高倉の四朝に仕へて、攝關太政大臣となり、治承三年、備前國に流されて出家し、寛喜二年十二月廿八日、八十七歳にて薨去せり。

四 政 要

和漢皇代記 各一卷

内閣一本、彰考館一本、前田一本には、各の字なし。

和漢帝皇の歴代を記したるものなるべけれど、今傳はりたるものあるをきかず。梅城録、名匠略傳に引きたるものに、和漢年代記あれど、この書とは別のものなるべし。また單に皇代記と稱したるものあり。和漢の二字なけれど、或はこの書の中ならんか。皇代記として世に傳はりたるもの、及び古書に引きたるもの三種あり。

一 平安朝のものにして、袋草子、顯昭古今和歌集序注、顯注密勘十九、萬葉時代難事に引きたるものあり。

二 鎌倉時代中期前のものなり。高祖遺文錄三に引きたるものにて、中に

南都山門三井度々經奏聞、法然撰擇之邪義、爲亡國之基旨、依訴申、人王八十三代土御門院御宇承

元元年三月上旬、專修念佛之張本、安樂、住蓮等捕縛、忽被刎頭畢、法然房源空沈遠流之重科畢、其時攝政左大臣家實ト申ハ、近衛殿ノ御事也、此事皇代記ニ見エタリ、

その日蓮以前のものなるを知るべし。

三 群書類從に收めたる皇代記二卷なり。後宇多天皇を新院とし、伏見天皇を當院と記したれば、伏見、後伏見、兩代の頃になりたるものなり。

三種の皇代記は、いづれも本朝のみにて、支那歴代の事見えざれば、別種のものならんか。

弘帝範 三卷 參議大江音人撰

群書類從本、及びその他原本には、卷數を註せず。

今傳はらず。唐太宗の撰びたる帝範に就いて記し、帝王學の參考となるべき事どもを撰述したるものなるべし。この書の事は、

三代實錄に、元慶元年十一月三日庚子、參議從三位行左衛門督大江朝臣音人薨去云々、音人別奉勅撰群籍要覽四十卷、弘帝範三卷、又有勅、與參議刑部卿菅原朝臣是善、撰定貞觀格式、其上表並式序、皆音人之辭也、

と見えたり。音人は、本主の子にて、

弘帝範

扶桑畧記に、音人者、右京人、備中權介正六位上本主之長子也、音人内性沈靜、外似質訥、爲人廣眉大目、儀容魁偉、音聲美大、其有風度、中略、時六十七、

と記せり。然るに、日本見在書目錄雜家の部にも、弘帝範三卷とあれば、支那撰述にも、同名にして、卷數も同じき書ありしにや。但し見在書目錄には、著者を註せず、且つこの外にも、本朝の書籍のまぎれ入りたるもの二三あれば、この書もまた、まぎれ入りたるものなるべし。

日本事始 二卷 記天象、地儀、草木、禽獸類日本始、

我國に於ける事物の起原を書きたるものなり。下の雜抄の篇に載せたる本朝事始と同書なるが如しと雖も、本朝事始は一卷にして、この書と卷數あはねば、別のものなるべし。この書は、世に傳はりたるものあるをきかざりしが、前田侯爵家藏本に、日本事始と名づけたる寫本二卷あり。その篇目は、

- 卷一 諸社 神事 佛法 釋門事始
- 卷二 佛事 天象 地祇 草木 鳥獸 雜物 書藝

にて、もとは書名もなく、

奥書に、以官庫之本、命宗林居士而令寫之、不可外見而已、

槐下桑門花押

とあるのみ。これを日本事始としたるは、前田綱紀にて、

跋文に、加能越三國主虎賁中郎將菅公、信儒好學、經史子集目無不悉藏蓄焉、暇日大搜本朝舊記、偶得一書於古寺、無題目無序引、混雜于尋常殘簡遺編之中、既不悟爲何書、豈知爲希世之物哉、公之一覽之、頗覺匪直之物、參校本朝目、則天象

諸社 神事 佛法 釋門事始

- 一 伊勢大神宮事 一、八幡宮事
- 一 同鏡火事 一、八幡宮事
- 一 同御射并護國寺靈傳事 同社、香港、
- 一 賀茂社 一、松尾社
- 一 手野社 一、稻荷社
- 一 春日社 一、大原野社
- 一 大神社 一、石上社
- 一 大和社 一、唐藏龍田社

日本事始 (藏氏爲利田前爵侯)

地儀艸木禽獸之類記其始、所謂日本事始、蓋其此書乎、飛檄告僕老爺、弘文院學士訂其眞僞、老爺見之以信其書、且感公之識鑒不遺、至寶得時也、固請寫之、以備家珍、公亦約證一語于卷末、未幾老爺罹疾終不起矣、今茲之夏、公使僕記其事、嘗聞應仁亂後載籍烏有、一條家之書總存于洛外妙覺寺矣、此書雖闕作者、然

天和二年壬戌六月

東武學整字林齋作書

日本事始

と記せり。この書には、本朝月令、古事談、江談、先代本紀、春日縁起、石上縁起、熊野御垂跡記、藤氏南家傳、弘決俗典鈔、年代述記等を引載せり。また日吉祭の條に、「臨時祭建保元年十月十一日始」とあり。法界寺の條に、建保四年七月廿一日供養の事を記したるによれば、建保以後の著なる事明なり。その外後人の註記頗る多く、八宗傳來の條には、一條兼良の樵談治要の文をのせたり。

事始略抄 一卷

日本事始を抄略せしものなるべし。通憲入道藏書目錄に、「本朝事始畧抄二局」と記したるは、卷數も合はざれば、同じきものにあらざるにや。今傳はらざれば、明ならず。

別式 二十卷 神祇伯石川年足撰

奈良朝に於ける諸司の式、及び儀式にて、弘仁、貞觀、延喜三代式の類なり。この書今は傳はらず、但し下に「古式二十卷」と見えたるものあり。卷數も同じく、本朝法家文書目錄には、「古式二十卷」のみにて、別式をのせざれば、同書なるべし。この書の事は、

續日本紀に、天平寶字三年六月丙辰、是日百官及師位僧等奉去五月九日勅、各上封事以陳得失、正三位中納言兼文部卿神祇伯勳十二等石川朝臣年足奏曰、臣聞治官之本、要據律令、爲政之宗、則須格式、

方今科條之禁、雖著篇簡、別式之文、未有制作、伏乞作別式與律令並行、

同六年九月乙巳、御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石河朝臣年足薨、時年七十五、○中年足

者、後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫、平城朝左大辨從三位石足之長子也、率性廉勤、習於治體、○中

勝寶五年授從三位、累遷至中納言、兼文部卿神祇伯、公務之閑、唯書是悅、寶字二年授正三位、轉御史

大夫、時勅公卿各言意見、仍上便宜、作別式二十卷、各以其政繫於本司、雖未施行、頗有據用焉、

と見えたり。別式は、續日本紀、令義解に散見したるものにて、蓋し時々制定せられたる別式の文を纂修

したるものならんか。續日本紀に見えたる別式は、「文武天皇二年八月癸丑、定朝儀之禮、語具別式」の類

にて、この外、國司巡行並遷代時、給糧馬脚夫之法、和銅五年五月調庸斤兩及長短之法、養老元年四月宮人職員、天平寶

八、等あり。なほ令義解に、「依別式」と記したるは、諸祭供神及禮儀齋日、神祇國大小、戶三關兵士之數、

軍防元日國司廳食物、儀制牧馬牛死及責課者、既收京官五位以上喪卽使殯歛、喪葬太政大臣以外の葬具、及

び遊部、上廳上及び曹司座、雜正月中旬大射、同上等なり。この外、令義解には、職員令神祇官の條に三處、太

政官の條に二處、式部省、大藏省及び後宮、職員令、田令、學令、宮衛令、儀制令、厩牧令、喪葬令等に、各一

處見えたり、多くは、「依別式」の文にて、未だ本文をのせたるものを見ず。

民部省例 民部卿和氣清麻呂撰

今傳はらず。民部省にて行ひたる省例を纂修したるものなるべし。

日本後紀に、延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、

略○中高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂、略○中清麻呂練於庶務、尤明古事、撰民部省例二十

卷、于今傳焉、奉中宮教、撰和氏譜奏之、帝甚善之、略○中薨時贈正三位、年六十七、

とあり。今傳本なく、僅に延暦交替式に一條をのせ、藤原保則傳に一例をあげたるのみ。また田令集解

に、民部例とあるものも、この書なるべし。

政事要略 百三十卷

記公務、交替、國文、紀彈雜事、至要、臨時雜事等、惟宗允亮撰

年中恒例、その他の朝儀、及び制度、吏務等の事どもを記したるものなり。諸書を引證列記して、考説を加へたり。

この書の古寫本は、侯爵前田利爲氏の所藏にかゝるもの最も古く、卷廿五、卷六十、卷六十九の三卷あり。金澤文庫の舊藏にして、昭和九年國寶に指定せられたり。刊本は、改定史籍集覽、及び新訂増補國史大系、日本經濟大典に收めたり。

この書に就いては、大正四年十一月、史學雜誌第二十六編第十一に拙考を載せたれば、これを修訂して、左に掲載す。

本邦上代の法制に關する書籍は、律令格式以下、其の數尠からずと雖ども、特に部目を設け、これを編纂して、官廳吏務の便に供したるは、政事要略、法曹類林の二書に過ぎたるものはあらず。二書はいづれ

政事要略 卷五 十行中五

十月

朔日祝告朝中

同日旬中 同上見四月朔日

同日及十六日者朝庭中 見三月朔日

同日諸司管內進奏考送并告册茶中 飯次郎中奏賀書

同日奏賀教文嚴 見二月朔日

二日官人冬衣服文中 見四月二日

同日奏可伝新守茶官田稻美、定文中

洋文庫

政事要略 (藏氏爲利田前爵侯) 略要事 政 亮、藤原通憲の手になれるものなれば、法制史研究家にとりては、最も必要なる良書なりしこと、言ふを俟たざるなり。惜いかな、今は殆ど亡佚して、法曹類林の如きは、七百三十卷の中残存せるものは、僅に四卷に過ぎず。政事要略も、百三十卷の中、世に傳はりしは、二十六卷のみなれど、その中には、重要なる材料多く、引證

せる古書には、珍らしきもの尠からざるを以て、試にこれが考説を記して、識者の教を乞はんとす。

著者及び編輯の年代 この書の著者は、中右記を始め本朝書籍目録、源語秘決等、いづれも令宗允亮なるよしを記せり。また本書卷廿二に、「余寛弘四年、出爲河内守、五年九月、住大縣郡、」と見えたるは、勘仲記正應元年正月五日の條に、「寛弘三年左佐從四位下允亮、同年〇四の正月□日任河内守、」とあるにあへば、著者の允亮なる事は疑なかるべし。允亮は、本姓惟宗朝臣にして、惟宗公方の孫なり。圓融、華山、一條の三朝に歷仕し、明法博士、勘解由次官、檢非違使、左衛門權佐、大判事等を歴て、河内守となり、從四位下に叙せられたり。長徳四年の頃、令宗朝臣の姓を賜はりて、碩學の譽高く、朝家より勘文を徵されし事多く、諸家より諮問を受けし事尠からず。されば、大江匡房は、これを稱揚して、續本朝往生傳に、「天下之一物也、」と記せり。

さて、允亮が、この書を書いたるは、何時の頃なりしか、本書卷廿六に、「今上正曆四年十一月一日云々、」と記したるによれば、一條天皇の御代に撰びたるものなる事は明なり。前記の如く、寛弘五年九月、允亮が河内守にて、同國大縣郡に住せし事見え、卷廿三に、寛弘五年、藤原道長、中宮彰子の御懷妊によりて、放生會を行ひし事を載せて、それより以後の年記にかゝるものなければ、その頃の撰なるべし。但し、

卷七十に、爰奉呪咀皇后事、寛弘六年二月發覺、拷訊陰陽師、斷定罪名等、遠祖先公之行、當時相府不

欽歎、但呪咀之起、事依皇后結斷之文、可謂難儀、爲示後學、載于左、

とありて、令宗允正、美麻那眞節が、源爲文、同方理夫妻、高階光子、及び僧圓能等の罪名勘文等を載せたり。陰陽師は僧圓能にして、當時相府は、皇后の父藤原道長をいひ、遠祖先公は、令宗允正をいへり。允正は系譜詳ならねど、當時允亮と並び稱せられ、同じく令宗の姓にて、偏諱も同じければ、允亮の弟なるべし。允正の勘文は、この外卷六十九、卷七十にも載せたれども、此の如く、允正を遠祖先公と記したるは、允正の子孫が筆録せしものなれば、一條天皇の御代より以後に追記せしものなるべし。現存廿六卷の中、追記の痕跡ありしは、この一ヶ所のみなれど、亡佚せしもの、の中には、この外にも、所々に追記したるものありしならん。

卷數及び内容 この書の卷數は、百三十卷なりし事も、中右記、及び本朝書籍目録に記せり。されど、闕卷甚だ多く、金澤文庫に傳へたるものは十九卷ありし事、退私録に見え、群書一覽には、殘闕九卷として、廿八、廿九、五十三、五十四、六十、六十一、八十一、八十四の目録を掲げたり。近年史籍集覽に收めて刊行せしものは、二十六卷ありて、屋代弘賢、勢多章甫、佐藤誠實の校本、及び東京帝國大學、帝國圖書館等の諸本を以て校訂したるものなれば、まづはと、のひたりといふべきか。この書の内容は、本朝書籍目録に、「記公務、交替、國文、糺彈雜事、至要臨事雜事、」と見えたりしが、現存廿六卷に載せたる項目の概要を記すれば、左の如し。

第廿二	同	年中行事廿二	八月上
第廿三	同	廿三	八月下
第廿四	同	廿四	九月
第廿五	同	廿五	十月
第廿六	同	廿六	十一月二
第廿七	同	廿七	十一月三
第廿八	同	廿八	十一月四
第廿九	同	廿九	十二月上
第三十	同	三十	十二月下
第三十	同	三十	御書事
第五十一	同	交替雜事十一	調庸未進事
第五十三	同	十三	雜田事 田租未納主率徵填事 在徵填率分事
第五十四	同	十四	器仗戎具事 修理神社事 修官舍事 溝池堰堤事
第五十五	同	十五	馬牛事 講讀師事 國分二寺事
第五十六	同	十六	定額寺事 四度使事
第五十七	同	十七	雜公文事上

第五十九	同	十九	雜僑事 蠲除事 事力事 遷替送丁事 官物事 禁斷犯用官物事
第六十	同	二十	赦書事 賻物事 損不堪佃田事 例損戶率事 損戶交易事 定戶等第事 雜事
第六十一	同	二十一	檢非違使雜事上
第六十七	同	七	男女衣服並資用雜物事
第六十九	同	九	致敬拜禮下馬事
第七十	同	十	從者員數事 馬鞍裝束事 蠱毒厭魅及巫覡等事 出棄病人及小兒事 應鶴事 馬牛及雜畜事 關遺亡失物事
第八十一	同	廿一	斷罪下
第八十二	同	廿二	罪名並贖銅八虐六議事 議請減贖事 用蔭事 等親事
第八十四	同	廿四	自首覺舉事 告言三審誣告等事
第九十五	同	至要雜事五下	學校事下

即ち年中行事、糺彈雜事の一部、交替雜事の半、及び至要雜事の一部に過ぎず。書籍目録には、年中行事の事見えずして、この外、公務、國文、臨時雜事あり。公務は卷廿七、卷五十五、卷五十七、卷六十等に其名見えて、卷廿七、卷五十七には、公務要事とあり。臨時雜事は、卷六十七に臨時雜事中とあれば、上中下

に分ちたるものと見ゆ。國文は書中に見えざれば詳ならねど、誤字にてもあらんか。また卷五十四には、兵要雜事の名見えたれば、他にも知られざりし部目の名あるべし。また年中行事も、卷廿九にて、最末なるは十二月の追儺なるに、卷三十に載せたる御晝事をも、年中行事としたるは如何ぞや。これはもと、公務第一なりしを、部目の缺損したるによりて、前卷が年中行事なれば、後人が誤りて年中行事としたるものか。江次第卷五に、卷三十三に別納租殺の章を記せるよし見えたるは、卷四十三の誤寫なるべし。されば、卷三十以下は、公務にして、卷四十一より、卷六十までの二十卷は、交替雜事、卷六十一より、卷八十四、八十五のあたりまでの廿餘卷は、糺彈雜事、それより以下が至要雜事、兵要雜事、臨時雜事等なるべし。但し至要雜事は、卷九十五が五下にして、左大史小槻季繼記にと、節刀事、政事要略九契事、九十九略至要雜事卷とあれば、卷八十五六より、卷八十八九あたりが、その始にして、卷九十九以下に及べり。また柱史抄に、滋野貞主が、宣命譜を造りて上りたる事を、政事要略卷百六に載せたる由見えたるも、蓋し至要雜事の中ならんか。尙本書に見えたる小部目には、公務の中に給復、卷五十五に見ゆ、不堪佃田、損田坪付帳、卷六等の部あり。至要雜事の中に、雜部、卷八あり。兵要雜事の中に、兵士軍團、卷五十四等の部あり。臨時雜事の中に、佛寺部、卷五禁色雜袍、卷六あり。また交替雜事の中なるべく思はるゝものに、公文、卷五十三封戸租調、卷五十三損戸交易、卷五諸寺交易解由、卷五官舎、卷五十四院司辨濟、卷五出舉出納、卷五十九等の部あり。糺彈雜事の中なるべく思はるゝものに、禁法、卷八十四、訴訟、卷八十一赦降、卷五十九、鬪亂、卷八闖入、卷八追捕、卷八拷掠、同看督使、

卷六雜、卷六十一、等の部あり。この外、神社、卷五十四神事、卷六僧尼行事、卷六國郡、卷五嫁娶、卷八文書印、卷八十一、卷七十一京中賑給、卷六驛馬、卷七金銀、同上諸門、同上等の部あれど、孰れの部目に屬せるものか詳ならず。本書亡佚せるもの、中、その遺文を古書に引きたるものは、上に掲げたる江次第、柱史抄の外、令抄僧尼令の條に、許聖の文を載せたるは、僧尼行事の部の中なるべく、明文抄人事部に、侍中式の殿上非違糺彈の文を引きたるは、糺彈雜事の中なるべし。また同書に、内侍所、及び百度食、右府生竹田種理夢物語等の文を引きたるものあり。香藥抄裏書に、第六十三として、日本紀に見えたる聖德太子の四天王像を作り給ひし事をのせたるものあり。小野宮年中行事に、允亮記と題して、禁色に對する應例を掲げたるは、禁色雜袍の中なるべく、この外、類聚に允亮説として、觸穢に關することを引きたるは、臨時雜事の中ならんか。また經俊卿記正嘉元年閏三月一日の條に、養子財産讓與に關する事を引きたるものもまた同じ。年中行事秘抄、花鳥餘情、源語秘決、江次第抄等にも、處々に引用したるものあれど、年中行事の中なるもの多く、その他は、概ね既刊に收めたるところのもの、みなりき。此の如く、本書は、神社佛寺を始め、典禮、儀式、田制、租法、學事、兵事、司法、警察等、政務に關するあらゆる制度事例を掲げたるものにして、各部目に國史律令格式以下、和漢の典籍を臚列して、處々に著者の私案を加へ、或は先輩、及び著者が、諸問質疑に應じたる問答、勘文をも掲げ、或は父祖、及び人々より聞きたる談話等をも記せり。その引證したる事例には、國史に漏れたるものあり。殊に六國史以後に於ける紀事は、概ね他書に載せざり

しもの多く、根本史料とするに足れり。官符類の中にも、三代格になきもの尠からず。就中三代格以後、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山、一條の七代に於ける詔勅官符の如きは、他に見えざりしもの、みれば、最も貴重なるものなり。殊に宇多天皇の御代の阿衡に關する史料の如きは、悉く儒家の勘文と、御日記とを收めたれば、本書ならでは、その顛末を知悉すべきものあらず。また醍醐天皇の御代、檢非違使が、「大空に照る日の色をいさめては」の歌に感じて、女藏人内匠の紅衣を著したる罪を糺明せざりし物語は、新古今集に見えて、著名なれど、實はこの書卷七より出でたるものなり。また天智天皇の崩御に就いての異説も、扶桑略記に見えたれど、この書卷二によりたるものなり。か、れば、本書完備して傳はりたらんには、歴史法制に關する珍らしき材料は、極めて夥多なるべし。

引用書 此の書に引證したる内外の典籍は、百餘部にも上りて、今日亡佚して、殘闕となりたるもの頗る多し。本朝の書七十二部の中、現存したるものは、古事記、日本紀、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、古語拾遺、舊事本紀、延喜式、延曆交替式、内裏式、貞觀儀式、姓氏錄、興福寺緣起の十四部に過ぎず。殘闕したるものは、日本後紀、類聚國史、令義解、律、令集解、貞觀交替式、西宮記、九條年中行事、寬平遺誡の九部にして、中にも、令義解、律、令集解、寬平遺誡、西宮記等には、この書によりて、缺逸したる遺文を補ふべきもの尠からず。この外、亡佚して、傳本なきものは、四十九部あり。その中

右官史記卷廿五、廿八 曆錄卷五、十四 外記日記卷廿三、廿八 宇多天皇御日記卷三 吏部王記卷廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、廿七 弘

仁格、貞觀格、延喜格處々 弘仁式、貞觀式處々 律集解卷廿五、廿九、三十、五十九、六十、七十一、八十一、八十二、八十四、九十五 天長格抄卷廿四 官曹事類卷廿四、廿八 彈例卷六十一、六十九 八十一例卷六十七、六十九 檢非違使卷六十七、六十九 使應續類聚卷十七 延喜例卷六 藏人式卷廿二、廿三、廿五 清涼記卷廿二、廿三、廿五 裝束記文卷廿四、廿五 律疏卷廿五、廿八 辨官記卷八 檢非違使私記卷七 勘解由使勘判抄卷廿七、五十三、五十四、五十五 吉備大臣私教類聚卷七、八十 善家集卷五十四、六十 神祇記文卷廿四

は、本朝書籍目録、通憲入道藏書目録、その他の諸書にも見えたれど、この書にのみ見えて、他の諸書に見えざるもの左の十三部あり。即ち

律疏骨便錄卷八十一、九十五 内侍式卷廿六 交替式私記卷五十一、五十三、五十四、五十六、五十九 講書私記卷六 近衛陣雜例卷九 延喜裝束記文卷廿六 類聚卷六 看督使卷六 年代記卷九 聖德太子傳卷五十五、六十一 百濟王本系帳卷十五 多米宿禰本系帳卷六 多米氏系圖卷六

この外唐曆卷六十七、貞觀實錄卷六、天地災記卷十七等の珍書尠からず。此の如く、この書は、世に傳はらざりし和漢の典籍を引載したるところ多ければ、また古書の逸文を集めたるものとしても、尊重すべきものなり。

本書の流布及び古本 本書は、前述の如く、一條天皇の御代になりしものなれど、久しく聞えざりしが、堀河天皇の御代に至りて、漸く世に知らるゝに至れり。

後二條師通記に、寛治五年八月十一日丁卯、政事要略六七帙、借請顯實許云々、また、

中右記寛治八年十一月二日の裏書に、件靈劔二柄圖、權中將顯實所被持也、彼家相傳也、明法博士允亮所抄政事要略百世局中詳見也、爲一本書、不在他家、

と見えて、顯實の家に相傳したるのみなりしを、後二條師通の、借覽せしものにて、中右記に、「爲一本書、不在他家」とあるにて、傳本の稀なりしを知るべし。顯實の家に傳はりし由來は、詳ならねど、尊卑分脈を檢するに、顯實は、小野宮右大臣實資の曾孫にして、權中納言資仲の子なり。實資は、著者允亮と同時に、實資の依囑によりて、著者が官馬私馬に就いての事を勘申せし事、卷廿二、及び卷七十に見え、著者が、屢實資を訪問して、法律上の詰問に應答し、齋院御禊の際、實資より、鹿毛馬を借用したる事小右記に見えたり。これによりて、著者と實資との親交の厚かりし事を推知すべく、且つ實資の著小野宮年中行事には、允亮記として、この書を引證したるを見れば、實資特にこれを借覽したるものなるべく、よりて一本書を書寫して、これを子孫に傳へたるものならんか。小野宮家は、實資の祖父實賴以來、小野宮流と稱して、累代朝家の典禮に明なりしかば、顯實も亦、其の末流を汲みで、世の識者と呼ばれし事、中右記に見えたり。蓋し小野宮一家が、有職の家として、世人に稱へられしは、實賴以來、一家相傳の秘事口傳ありしが故ならんも、一は政事要略の如き、重要な良書を秘藏したるによらずんばあらず。

尙この書の如何に世に重せられしかは、左大史小槻季繼記に、「匡房、通俊卿、偏以政事要略爲才學、」とありて、大江匡房、藤原通俊の如き一代の學者も、この書を規模となし、にても推測するを得べきなり。匡房の著江次第は、後二條師通の命によりて、撰びたる事は、富家語談、江次第抄に見えれば、師通が、顯實に就いて、これを借覽したるは、故なきにあらざるなり。此の如く、此の書は、小野宮家に傳へたる一本のみなりしが、後には、他家にも秘藏せし事、世に聞ゆるに至れり。

中右記に、康和四年九月十一日、參鳥羽、召御前、中被語、仰云、中宮大夫屬正則許、政事要略云文候之由風聞、早可召取歟、我朝一本而已、

と見えたり。中宮大夫屬正則は如何なる人か姓氏詳ならず。且つその傳來に就いても、徵すべきものなし。小野宮家に就いて寫したるものか、或は直接に著者の家より借りて謄寫したるものか。「參鳥羽」は、白河法皇の離宮に參わりしにて、此の時、法皇は、この書の事を聞食して、これを召取るべきよし仰せられしなり。此の如く、この書は、堀河天皇の御代の頃より、漸く流布するに至り、大江匡房の江次第、藤原通憲の法曹類林の如きは、この書によりたるところ多く、其の他の諸書にも、此の書を引證せるもの尠からず、北條實時父子が、金澤文庫にも、此の書を藏したりき。然るに、いつしか缺卷となりて、今世に傳はりたるは、僅に五分の一に過ぎず。惜みてもあまりある事なり。

此の書の古寫本は、金澤文庫にありしもの、外は、世に聞えしものなく、同文庫の本も、後には残り少

くなりて、江戸時代の始には、十九卷ありしといへり。新井白石の

退私録に、神君御代になり、五山の僧學校に仰せて、金澤文庫をひらき、藏書を披閱せしめて、脱卷なき全本をば、公儀まで御差上、残りし書どもは、民間に出る、此時、政事要略脱卷ありて、只十九卷ありしを、先生の家に持來り、價金五十兩と云、其書の筆者名ある人々なるが故なり、先生は家に居給はず、舍弟二十兩まで價をつけられしなり、其後殊にすぐれたる筆者のありし卷を三卷拔出して、さる大名へ賣り、残りし分は、醍醐殿の方へ求められしなり、

と見えたり。先生は白石の師木下順庵にて、さる大名は、前田綱紀ならんか。

松雲公小傳には、政事要略四卷 惟宗允亮の撰にして、もと百三十卷ありしが、佚損して、世に流布するもの僅に二十六卷なり、こゝに擧ぐるは、嘉元二年の古寫本にして、卷廿五、卷六十、卷六十九、及び卷數の明かならざるもの一卷を存し、金澤文庫の黒印あり、卷數の知れざるは、流布本に見えざる佚卷の偶こゝに存するものなり、

とありて、前田侯爵家に所藏せらるゝものは四卷なれば、退私録にいへる所と卷數あはず。殊に卷數不明の一卷は、流布本にも見えざるものなるよしにて、げにも珍らしければ、一日侯爵家を訪うて、これを一覽したり。卷數不明のものは、卷首缺損したりしが、考選に關する問答勘文の類を載せたるものにて、識語に「嘉元二年六月日、書寫校合畢、」とあり。されど、允亮以後の明法博士なる令宗道成の勘文を掲

げ、其の體裁も政事要略と同じからず、法曹類林に酷似したる所あれば、試みに法曹類林を検するに、卷二百の識語に、「嘉元二年六月八日書寫校合畢、貞顯」と記して、年月も同じく、内閣文庫所藏同書卷百九十七の缺を補ふべきものなり。零本ならざれど、他の三卷は、奥書こそなければ、其の筆蹟は嘉元よりは古く、平安朝末を下らざるものにして、現存政事要略中、最古の寫本なるべく、最も貴重なるものなり。

柱下類林 三百六十卷 藤原敦基撰

柱下は、内記の唐名にて、内記は、詔勅宣命を草し、位記を書く事を掌るものなれば、内記の職務に關する事を分類したるものなり。二條良基の

百寮訓要抄大内記の條に、柱下類林とて、百卷ばかりの文あり、是も内記のつかさどる所の詔勅宣命をあつめたるものなり、

と見えたるにて知るべし。著者敦基の事は、國後抄の項(一〇九)に載せたり。

この書の事は、承保二年十月、關白師實、左大將を辭したる時の上表に對する勅答の有無をば、この書を引證して、土御門右大臣師房に尋ね、師房もまた、この書を一覽したる事、師房の子俊房の水左記に見えたり。また承暦四年八月、師實、權中納言源經信をして、大臣召の時の宣命に、參議以上をも載せたる事の有無を、この書によりて、調査せしめたる事、經信の帥記に見えて、「開見類林之處、大臣召時、若被

補參議以上之時、皆載宣命了、中被補太政大臣之例二度也、一度宣命不載參議、と記せり。これによれば、この書は、承保二年以前になりしものにて、當時博識を以て世に聞えたる師房、經信及び師實等の間に知られたるものなりしを知るべし。然るに、著者敦基は、承保二年三十二歳なれば三十歳未滿の頃に纂修したるもの、如し。されど、敦基の著なるよしは、この書籍目録以外には、徴すべきものなく、年齢の上にて、多少考ふべきところあれば、或は、敦基の父明衡などの編修したるものならんか。或は古く内記の編修したるものを、時々これに追加したるものにして、敦基の追加したるものもあるによりて、この書籍目録に敦基の著としたるものか。この後通憲入道藏書目録に、二局と見え、玉葉承安二年五月齋宮卜定の條にも、この書を参照したること見えたり。また藤原俊憲の賞首秘抄には、この書は、律令格式、儀式と同じく、職事の必ず所藏すべきものなるよしを記し、藤原經光の如きは、民經記に、天福元年三月廿五日、今日校合柱下類林、儒弁第一至要也、仍此問忘他事、所致沙汰也、四月廿二日、柱下校合、儒弁之至要書也、仍以夜繼日所結構也、廿五日、柱下類林書寫校合事、忘他營所奔波也、

と見えたり。以て其の世に重んぜられたるを知るべし。

この書は、今傳はりたるもの一巻あり。伏見宮家御所藏なり。十七帙第三儲君部にて、「自延暦七年、至正元元年東宮元服祝文、」とあり。第三皇子加元服祝文、及び延暦七年正月十五日皇太子安殿親王元服

の宣命以下、正元元年八月廿八日、皇太子恒仁親王御元服までの宣命をのせたり。されど、この書は、白

柱下類林十七帙第三

自延暦七年正月十五日

河天皇承保以前のものなれば、久壽、承元、正元等の東宮御元服の宣命は、後より追加したるものなるを知るべく、その正元の宣命に、「詔皇弟恒一、令聞令

望云々」とありて、龜山天皇の御名恒仁の御一字を略

したるによれば、この古寫本は、龜山天皇の御代のも

のにて、久壽以來、更に順次追記したる事を證すべ

し。この外、彰考館、及び靜嘉堂文庫に、柱下類林と

題したるもの一巻あり。いづれも承元二年、順徳天

皇皇太子の御時御元服に關する記録を纂輯したるも

のなり。殊に靜嘉堂文庫本には、儲君部とありて、伏

見宮御所藏本に、儲君部と見えたるにあへり。この

承元二年御元服の一巻は、東宮御元服部類の中にあ

りて、御伏見宮藏本儲君部の東宮元服記文も、同部類

の中にある。されば、同部類卷一、卷二に載せたる應和三年、永承元年、久壽二年等の御元服を載せたる

伏見宮御所藏

東宮元服祝文

第三皇子加元服祝文

惟何且冬台日良辰敬酌礼典如元服

一以童稚之心順成人之訓有孝子家

有志于國也新命之運在茲極福之表

既欣哉成之不才大懼

東宮元服 皇太子安殿親王元服

天皇詔曰 勅人令于天下云云

宣元月十五日皇太子加元服係此度

ものも、その體裁同じきを以て推考するに、蓋しこの書儲君部の一部分なりしものならんか。

諸道勘文 二百卷

朝家有重事之時、仰諸道博士、被召勘文、或云、仗儀類集成數卷、中原師安撰

國家事ある時、諸道の博士等をして、その事例を調査せしめたる勘申の文を編集したるものなり。仗儀は仗座の儀にて、陣の定ともいふ。公卿衛府の陣に出座して、評定するをいひ、勘申の文によりて、議したるものを類集したるよしなり。通憲入道藏書目錄に、「一合第九十三櫃類聚諸道勘文一局、一合第九十五櫃類聚諸道勘文第八帙十局」と見え、貫首秘抄にも、類聚諸道勘文とありて、類聚の二字を冠したるものあり。この書は、唯勘文を順次編集したるものにて、別のものなるべく、類聚諸道勘文は、蓋し仗儀類集とあるものにか。なほ考ふべし。

この書今傳はりたるは、群書類從に收めたるもの二卷あり。一卷は卷首缺けて、卷數詳ならず。八幡神體の改造に關する保延六年の陰陽、天文兩道の勘文なり。一卷は、其星に關する天延、康平、天喜、長治、天仁、永久等の勘文にして、卷四十五とあり。この中、長治三年正月、大外記中原の彗孛本類事の勘文の下に、予と註したり。予は著者にして、他の長治三年正月の勘文には、大外記中原師遠とあるによれば、師遠の著なるが如し。或はもと師遠の著なりしが、後に師安の類集したるによりて、師安の著としたりものならんか。

この外、明文抄人事部下に、「諸道勘文賴隆狀」として、天曆三年五月廿三日神祇官の勘文を載せたるも亦、この書なるべし。

師遠は、大内記中原師平の子にして、大治五年八月卒し、師安は、師遠の子にして、久壽元年九月歿したり。中原氏系圖に、師遠の下に、「正五上、大内記、天文密奏、」と註し、師安の下に、「正四下、大外記、」と註したり。

續諸道勘文

諸道勘文の後を承けて、編修したるものなるべし。今傳はらざれば、編者明ならねど、これも中原氏の人の撰びたるものなるべし。寶生院所藏に、諸道勘文一冊あり。鎌倉時代末期の寫にて、中に、長寛、治承等のものあり。諸道勘文の後を承けたるものなるべく、この續諸道勘文と同じきものならんか。

雜例抄 廿卷 或十三卷、大外記師重抄

今傳はらねば、詳ならねど、外記其の他に於ける應務の雜例等を抄纂したるものなるべし。外記の雜例は、通憲入道藏書目錄に、「一合第一百櫃外記雜例一部四局、同雜例一局、同雜例一卷上」とあり。また

西宮記、撰集秘記、及び清齋眼抄、義經畏申記に引きたる雜例は、近衛府、檢非違使等に關するものなり。この外除目抄には、「見雜例抄任官卷」とあれば、除目に關するものもありしなり。

著者師重は、新抄の條に記したるが如く、承久二年に没したれば、この書を編修したるは、文治、建久より以前にあらざる事を推知すべし。然るに、雜例の名は、西宮記、撰集秘記、通憲入道藏書目錄等に見えて、院政時代以前にあれば、師重の撰びたるは、是等を纂修したるものなるべし。なほこの書の事は、

玉葉に、元暦元年八月一日丁亥、大外記師尙、持參先日所尋召之事等、隨聞抄、並雜例抄等也、各秘藏書也
二年正月十三日丁酉、入夜大外記師尙來、申靈夢之事、件事旨趣者、去年之冬之頃、依尋召、借進秘藏抄物、雜例抄師元自抄然間稱有靈夢告、第四以後不借進、

とあり。師尙は師重の父にして、師元の子なり。これによれば、師重の祖父師元にも、雜例抄の撰ありしを知るべし。また

見忌抄車忌事の條に、大外記師光抄雜例中神事部云、第六卷臨時奉幣部、

など記せり。師光は師重の子にして、師光もまた、雜例抄の著ありしが如し。或は元光の文字誤り易ければ、師光は、師元の誤寫にてもあらんか。尙

玉葉文治二年正月十八日の條に、大外記師尙持來父師遠所抄出之雜例一卷、依去年召也、

とある雜例も、雜例抄と同じきものなるべく、これによれば、師元の父師遠も亦、雜例抄の著ありしな

り。此の如く、中原氏は、師遠、師元の父子、及び師重、師光の父子四代、別々に雜例抄を編修したるが如し。或はもと師遠などの纂修したるものありしを、その子孫が、代々増補せしものにして、別々のものにあらざりしにや。卷數に二十卷なるもあり、十三卷なるもあるは、追加したるものと、然らざるものによりて、同じからざりしものならんか。

玉葉に、承安四年二月廿四日、午時許大外記賴業來、中賜雜例二卷、立部注加近例等、可進由仰之了、とあり。賴業は、清原氏にて、たゞ雜例とあれば、中原氏編修のものとは、同じからざるものなり。この外、

玉葉に、承久二年五月三日、三品光盛卿、借與基親入道雜例抄三卷、

とある基親は、平氏なれば同名異書なり。此の如く雜例抄と稱する書は、他にもあれど、今はいづれも、世に傳はりたるものあらず。

官曹事類目錄 卅卷 延曆廿二年二月十三日

文武天皇元年より、桓武天皇延曆十年までに於ける雜例どもを分類して、編纂したるものにて、續日本紀編修の際、同書に收めざりしものを採録せり。官曹は、辨官の曹司、事類は事例の類聚にて、辨官の曹司にて取り扱ふべき事例なり。目錄とあれど、目錄のみにては、卷數多きに過ぎたり。類聚符宣抄以

下の諸書に、目錄の二字なきを以て、これを證すべし。蓋し、この書籍目錄の著者は、この書を一見したるものにあらず。唯本朝法家文書目錄に載せたるまゝを採録したるものならん。法家文書目錄には、次の如く、官曹事類目錄として、この書の篇目を擧げたるにて、官曹事類目錄を一部の書名としたるものにあらざるを知るべし。また卷數も、三十二卷としたる本あれど、本朝法家文書目錄、及び類聚符宣抄にも、三十卷とあり。なほ

この書編纂の由來、及びその篇目は、

本朝法家文書目錄に、官曹事類目錄一部三十卷延曆廿二年二月十五日、左大臣菅野真道等奏

- 第一 神事部
- 第二 齋王部上
- 第三 齋王部下
- 第四 佛事部百
- 第五 齋會部八
- 第六 釋奠部八條
- 第七 供御部八
- 第八 國郡部五十條
- 第九 善政部十一條
- 第十 封田部六
- 第十一 租稅部六十條
- 第十二 官位部十一條
- 第十三 公卿事力部六十五條
- 第十四 職法部
- 第十五 位祿部五條
- 第十六 調庸部
- 第十七 糧食部百
- 第十八 國郡部五十條
- 第十九 養老部七條
- 第二十 養老部七條
- 第二十一 養老部七條
- 第二十二 養老部七條
- 第二十三 養老部七條
- 第二十四 養老部七條
- 第二十五 養老部七條
- 第二十六 養老部七條
- 第二十七 養老部七條
- 第二十八 養老部七條
- 第二十九 養老部七條
- 第三十 養老部七條
- 第三十一 養老部七條
- 第三十二 養老部七條
- 第三十三 養老部七條
- 第三十四 養老部七條
- 第三十五 養老部七條
- 第三十六 養老部七條
- 第三十七 養老部七條
- 第三十八 養老部七條
- 第三十九 養老部七條
- 第四十 養老部七條

事類者、續日本紀之雜例也、起文武天皇元年歲在丁酉、至聖朝廷曆十年辛未、將一百世歷八朝、行事既多、綜緝稍廣、若夫事合書策、理開垂訓、則備加討論、載之於紀、進諸秘府、以爲彝典、元會之禮、大嘗之儀、隣國入朝、朝廷出使、如此之類、別記備存、爲事類多、不復於此、至如米鹽、碎簡牘常語、式文古朴而難解、或理蒙詭而不明、然而既經行、用事須司存、故全取本案、別成卷帙、以類相附、令易披尋、合三十卷、名曰官曹事類、藏之曹司、以備引閱、開卷而了故事矣、无訪張純、觸類而辨朝章、無待胡廣、凝議无滯、指掌有歸、其日如右、

延曆廿二年二月三日

勘解由主典賀茂縣主立長

左大辨兼左衛門督皇太子學士勘解由長官但馬守菅野朝臣真道

左中辨兼左近衛少將阿波守秋篠朝臣安人

從五位下行大學助兼越前權介中宿禰臣都雄

と見えたり。「合三十卷、名曰官曹事類、」といひ、「其日如右、」とあるによれば、始に、「目錄一部三十卷、」と記したるは、「一部三十卷目錄」の誤なる事を知るべし。なほこの書は、延曆十六年二月、菅野真道等の上りたる續日本紀の表文に、「所有舊案三十卷、語多米鹽、事亦疎漏、」といひ、また「細語常事、理非書策者、並從略之、」といへるものにして、その卷數もあへり。編者菅野真道等の事は、續日本紀の下に記せり。

この書今傳はらず。西宮記、政事要略、明文抄、年中行事抄、年中行事秘抄、撰塵裝束抄等の諸書に引載したるもの十條あり。蓋し第二、第三の齋王部、第四の佛事部、第五の齋會部、第七の供御部、第十五の朝儀部、服色部等に入るべきものなり。この中、政事要略卷二十四、伊勢奉幣の條に引きたるものは、符案として、養老五年九月十一日奉幣の紀事をのせたり。即ち菅野真道等の續日本紀表文に、舊案と云へるを指したるものならんか。また西宮記正月朝拜の條に引きたる大寶二年正月一日の紀事は、續日本紀にもあれど、多少の詳略あり。明文抄に引きたる天平二年正月十六日の紀事は、續日本紀と同文なれば、これによりて推測するに、この書は、必ずしも、續日本紀に收めざるもの、みを以て、撰修したるものとは斷し難かるべし。

この書は、醍醐天皇延喜十一年の官符によりて、編修したる交替式所載の官符校正の爲に、勘解由使に附したる事、類聚符宣抄に見えたり。なほ、この書に就いては、伴信友の

比古婆衣に、政事要略殘缺二十七卷中、この書を引けるは、唯一條のみ、政事要略の著者令宗允亮は、一條天皇頃の人なり、早く全本は世に有がたくて、抄書などの世に傳はりけん、

といひ、小中村清矩博士の陽春廬雜考の説もまた同じ。されど、本書は、一條天皇の頃、缺逸したる明證もなく、また抄書したる確證もあらず。一條天皇以後になりたる、明文抄以下に引きたるものも、尠からざるによりて、その然らざる故を推知すべし。尙この書の事は、明衡往來に、「古事記、官曹事類、本朝

月令等候哉、如此之書以秘藏爲先、」と見え、

愚管抄には、官曹事類とかやいふ書もあんなれど持ちたる人もなきとかや、蓮華王院の寶藏には、おかれたりときこゆれど、取り出して見んといふ事だにもなし、

と記せり。蓮華王院は、後白河法皇の御建立にて、寛元四年六月、京都大火の際焼亡したれば、その頃までは、現存したるものなり。

外官事類目録 十一卷 起自大寶元年、盡于延曆二十二年、

官曹事類と同じく、文武天皇大寶元年より、桓武天皇延曆廿二年までに於ける、地方官の取扱ひたる吏務の記録を分類したるものなり。これも、續日本紀編修の際に於ける餘材ならん。目録の二字は、法家文書目録によりたるものなるべき事、官曹事類と同じきものなるべし。群書類従本、及びその他、外記事類目録六十一卷としたる本あり。いづれも誤なり。

この書の事も

本朝法家文書目録に、外官事類目録十一卷、起自大寶元年、盡于延曆廿二年、

- 第一職掌 國郡
- 第二寺僧尼 大帳
- 第三衛士 仕丁
- 第四田園 田租
- 第五正稅 雜捐
- 第六
- 池溝 交易 春木
- 例進物 公廩朝使
- 第七四度
- 第八飛脚工 正倉
- 第九下馬 相撰
- 第十部司 起請
- 第十一雜事

と見えたり。「目錄十一卷」は、官曹事類の例によりて、類推するに、「十一卷目錄」とあるべきを顛倒したるものならんか。

この書は、世に傳はりたるものなく、また古書に引載したるものだになければ、そのさま詳ならず。

事抄 九卷 自延暦二十三年、盡弘仁二年、

官曹、外官の兩事類の續編ともいふべきものにや。其の年次も、同事類を承けて、延暦二十三年より、

嵯峨天皇弘仁二年に至る七年間のものなり。これも、

本朝法家文書目錄に、事抄九卷、自延暦廿三年、盡弘仁二年、

- 第一朝儀 外議 第二雜補 第三考選 第四出身 選叙 第五位祿 馬料 第六廢置 任官 第七郡事 第八雜事 第九解由 國忌

と見えたりと、今傳はらず。また古書に引きたるものも見えず。

次事抄 五卷 自弘仁三年、盡天長元年、

事抄のあとをついで、編纂したるものにて、嵯峨天皇弘仁三年より、淳和天皇天長元年に至る十二年間のものなり。

本朝法家文書目錄に、次事抄五卷、自弘仁三年、盡天長元年、

- 第一雜儀 彈事 第二廢置 第三雜補 第四叙位 歷限 考選 第五國忌

とあり。これも今傳はらず。

新抄 五卷 自天長二年、盡承和十五年六月十二日、

次事抄についで、撰修したるものにて、天長二年より、仁明天皇承和十五年に至る二十三年間のものなり。

本朝法家文書目錄に、新抄五卷、自天長二年、盡承和十五年六月十二日、

- 第一雜儀 擬使 彈事 第二雜補 第三廢置 第四考選 位祿 馬料 第五軍事 把笏 歷限

とあり。これも今傳はらず。

續新抄 五卷 自嘉祥元年、盡貞觀三年、

新抄のあとをついで、撰修したるものなり。嘉祥元年より、清和天皇貞觀三年に至る十三年間に亘れり。

本朝法家文書目錄に、續新抄五卷、自嘉祥元年、盡貞觀三年、

新抄 續新抄

とありて、第一より、第五までを記して、篇目を掲げざるは、脱落したる故か、或は新抄と巻数も同じく、その内容も大差なきにより、これを省略して、載せざりしものならんか。この書も、今傳はらず。

擬潜夫論 一卷

後漢王符の著潜夫論に擬して、作りたるものなり。類聚に、橋廣相の撰なるよし見えたり。今は世に傳はりたるものなく、唯

樵談治要に、もろこしに神といふは、多くは先祖の靈をまつりて、神といふ御靈などの如きなり、かくのごとき神のたゝりをなすことあらば、いかにも其子孫尋ねて、官位をもさづけ、祭のことをなさしむべきよし、橋の博覧が擬潜夫論といふものにかかり、とあるのみ。

著者廣相は、左大臣橋諸兄五世の孫にて、若狭守峯範の子なり。陽成、光孝、宇多の三朝に歴仕し、正四位上、參議、左大辨となり、寛平二年薨じ、中納言、從三位を贈られたる事、公卿補任に見えたり。

十三箇條意見 一卷

何人の意見か詳ならず。世に知られたる三善清行の意見なるべけれど、清行の意見は十二ヶ條なれ

ば、十三は十二の誤寫ならんか。清行の意見は、醍醐天皇延喜十四年二月十五日、公卿諸臣に意見を徴されし時、上りしものなり。同十三箇條意見は、本朝文粹、及び群書類從に收めたり。

卷始に、臣某言、伏讀去二月十五日詔、遍令卿大夫方伯牧宰、進讜議盡謨謀、改百王之澆醜、極萬民之塗炭、

とあり。十二箇條の條目は左の如し。

- 應消水旱求豊穰事 請禁奢侈事 請勅諸國隨見口數授口分田事 請加給大學生徒食料事
- 請減五節妓員事 請依舊増置判事員事 請平均充給百官季祿事 請停止依諸國少吏並百姓
- 告言訴訟差遣朝使事 請置諸國勘籍人定數事 請停以贖勞人補任諸國檢非違使及弩師事
- 請禁諸國僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事 重請修復播磨國魚住泊事
- 三善清行は、淡路守氏吉の子なり。清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に仕へ、大内記、大學頭、式部大輔を経て、參議に任せられ、延喜十八年、年七十五にて薨じたり。

律 十卷

養老二年

「贈太政大臣不比等奉勅作、今世行是」と註したる本あり。不比等撰、今世行是」と記したる本あり。

大寶の律を修正したるものなり。養老二年のものなれば、大寶の律に對して、これを養老の律と稱す。

この書の事は、

弘仁格式の序に、養老二年、復同大臣不比等、奉勅更撰律令、各爲十卷、今行於世律令是也、
應撰定令律問答私記事に、平城朝廷、養老年中、同太政大臣復奉勅刊修律令、各爲十卷、

とあり。なほその篇目は、十三篇にして、

本朝法家文書目録に、律一部十卷、十三篇、

元正天皇養老二年、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等、奉勅作律令、並二十卷、天平勝寶九年五月

廿日勅令施行、

- 第一 名例
- 第二 名例
- 第三 職制
- 第四 戶婚
- 第五 擬庫
- 第六 賊盜
- 第七 闘訟
- 第八 詐僞
- 第九 雜
- 第十 捕亡
- 第十 斷獄

と見えたり。

撰者藤原不比等は、大織冠鎌足の子にて、右大臣正二位に至り、養老四年八月薨じたり。年六十二、正一位、太政大臣を贈られ、淡海公に封せられ、文忠公と諡せられたり。

この書、今は全篇傳はらず。群書類從卷七十五に收めたるものに、名例第一、職制第三、賊盜第七、及び衛禁律の殘闕あり。近年九條公爵家所藏古寫延喜式卷廿六の紙背より、闘訟律三條の斷簡を發見し、これを古簡集影に收めたる外、名例律下、及び戶婚、厩庫等、大部分缺佚し、古書舊記に引證したるものあり。

九國政折跌人支體及賠其一目
 者徒三年折支者折骨跌體
 者骨差跌失其常重草內
 平復者各減二等餘條折跌
 平復准此

用國政折跌人支體謂手足
 折其手足或跌其骨體及賠
 其一日謂一日支明金不見物者徒三年注云折支
 者謂折支之骨跌體者謂骨差跌失杖堂
 家尊內平復者折跌人支體及賠其目下支
 立尊限內骨差平復者及日得見物並杖本
 上減二等徒二年注云餘條折跌平復准
 此謂於諸條尊卑貴賤等階級及故折跌
 單の平復並減二等非準此準二事以
 支體竹餘骨第平復亦同

(藏所氏秀道條九爵公) 律 訟 闘

り。石原正明、その逸文を抄纂して、
律逸一卷を著したり。古代法典、及續
々群書類從に收めたるもの是なり。
この書の古寫本は、延喜式紙背闘
訟律の外、東京帝國大學所藏名例律
(伯爵田中光顯氏舊藏)前田侯爵所藏
古寫本の模寫あり。東京帝國大學所
藏本は、奥書に、「以外戚證本、垂露已
畢、敢無一說之有隣」とあり。有隣は
小野氏にて、院政時代のものなり。

その原本は大正十二年の大震災に焼失せり。この書の考説は、澁川政太郎氏の律令の研究に見えたり。

律附釋 十卷

養老律の註釋なり。

本朝法家文書目録に、律附釋一部十卷、

律附釋

律集解

- 第一 名例上
- 第二 名例下
- 第三 衛禁
- 第四 職制
- 第五 戸婚
- 第六 贓庫
- 第七 賊盜
- 第八 闘訟
- 第九 詐偽
- 第十 捕亡

と見えたり。今傳はりたるものなし。諸書に引載したるものは、名例賦役令集解、政事要略八十二、法曹至要抄註、衛禁政事要略八十三、平戸記寛元三年四月の條、戸婚政事要略八十、古寫本律集解、詐偽官衛令の五篇あり。但し諸書に釋として引きたるものあり。この書以外に、律釋と名づけたるものありて、それに附屬したるものか。釋といひ、附釋といふも同じく、一は略稱にてもあらんか。釋とあるものは、名例律裏書、政事要略八十二、同八十、戸婚政事要略廿九、六、贓庫政事要略廿九、六、賊盜平戸記寛元三年四月の條、闘訟政事要略八十四、捕亡同上九にあり。是等の古書に引載したるものは、律集解の中に見えたるもの多きによれば、同書より以前のものなるを知るべし。

律集解 三十卷 直本撰

これも、養老律の註解なり。

本朝法家文目録書に、律集解一部三十卷、

とありて、第一より、第六まで名例、第七第八衛禁、第九より、第十まで職制、第十一より、第十四まで戸婚、第十五贓庫、第十六擲輿、第十七より、第二十一まで賊盜、第二十二より、第二十四まで闘訟、第二十五詐偽、第二十六、第二十七雜、第二十八捕亡、第二十九、第三十斷獄、なるよし見えたり。

この書の事は、平戸記寛元三年四月十四日明法博士の勘文に就いて、議定の中、菅原爲長の説に、「我律令集解疏之釋、皆出自經史、法家先賢定了知歟、」と見えたり。

この書も今傳はらず。政事要略、中右記嘉承元年、平戸記寛元三年、法曹至要抄、同書註、裁判至要抄、律古寫本、律裏書に引載したるものに、名例、衛禁、職制、戸婚、贓庫、賊盜、闘訟、雜、捕亡、斷獄の十篇あり。令集解と同じく、「律疏」釋「附釋」古答云「物記云」穴記云「私記云」春記云「春云」物云「額云」「張云」「朱云」讚云「簡云」抄云「五云」など、律の註解書、及び諸家の説をあげ、この他多くの諸書を引きたり。この書に就いては、予の律集解逸文あり。

著者直本は、本姓秦公にして、秦始皇の後なり。讚岐國香川郡の人なりしが、元慶元年、見明法博士直宗と共に、本貫を右京職に移し、同七年十二月、惟宗朝臣の姓を賜はりぬ。後里第にて、律令を講すべき宣旨を蒙りし事あり。彈正少忠、右衛門少志、明法博士たりし事、三代實錄、西宮記に見えたり。この外令集解の著あり。

律疏 三十卷

これも、養老律の註疏にて、

本朝法家文書目録に、律疏一部三十卷、

律疏

とありて、その篇目を掲げたり。その次第は上の律集解に同じ。令集解、政事要略、法曹至要抄等に引載したる律文の下に、「疏云」と記したるもの頗る多し。されど、これを残存せる名例、衛禁、職制、賊盜の四律と對照するに、概ねその分註と、同文なれば、この律疏三十卷と同じからず。この書は、いかなるものか明ならねど、中右記永久二年六月の條に引きたる賊盜律疏、法曹至要抄に引きたる律疏、及び政事要略八十二に引きたる名例律疏、律古寫本に記入せる名例律集解中の疏の如きは、賊盜、名例律の註に見えざるものなり。蓋しその佚文ならんか。この書の考説も、瀧川政太郎氏の律令の研究に見えたり。

律 大寶元年 六卷 不比等大臣與令並作

彰子館一本、前田一本、靜嘉堂文庫一本、松井一本、後藤本、家藏一本に、不比等集諸博士撰、謂之古律、と註セリ。

文武天皇の御代に撰定せられたる大寶律なり。

續日本紀に、文武天皇四年三月甲子、詔諸王臣讀習令文、又撰成律條、六月甲午、勅淨大參刑部親王、直廣壹藤原朝臣不比等、直大貳粟田朝臣真人、直廣參下毛野朝臣古麻呂、直廣肆伊岐連博得、直廣肆伊余部連馬養、勤大壹薩弘恪、勤廣參士師宿禰甥、勤大肆阪合部宿禰唐、務大壹白猪史骨、追大壹黃文連備、田邊史百枝、道君首名、狹井宿禰尺麻呂、追大壹鍛造大角、進大壹額田部連林、進大貳田邊史首名、山口伊美伎大麻呂、直廣肆調伊美伎老人等、撰定律令、賜祿各有差、

大寶元年八月癸卯、遣三品刑部親王正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂、從五位下

伊吉連博德、伊余部連馬養等、撰定律令、於是始成、大略以淨御原朝廷爲准正、仍賜祿有差、

二年二月戊戌朔、始頒新律於天下、七月乙未、始講律、十月戊申、頒下律令于天下諸國、

とあり。即ち四年六月より、大寶元年八月まで、一年二ヶ月にして完成し、後七ヶ月にして、これを天下に頒布せられたり。

この書の卷數は、六卷なりし事、本朝法家文書目録にも見えたれど、所載の篇目は、記したるものなれば、明ならず。

撰者の中、刑部親王は、文武天皇の皇子にましくて、慶雲元年薨じ給へり。藤原不比等の事は、律十卷の下にあり。下毛野古麻呂は、右大辨、兵部卿、式部卿に歴任し、和銅二年卒去せり。伊吉博德は、齊明天皇の御代、入唐し、天智天皇の御代百濟に、持統天皇の御代新羅に使し、後從五位に叙せられたり。伊余部馬養は、持統天皇の御代、撰善言司を拜し、後皇太子學士となり、從五位下に至れり。

この書は、養老二年に至り、不比等これを修正して十卷となし、大寶律を古律といひ、養老律を新律と稱したり。養老律は、即ち現行法律なれば、世に行はれたるは論なく、この古律は、いつしか亡びて、今は傳本なく、僅に三代實錄貞觀十三年十月五日の條に、その遺文の一節を引きたるものあるのみ。なほこの書に就いては、佐藤誠實博士の律令考、及び瀧川政太郎氏の律令の研究に詳説あり。

令 養老二年 十卷 興律並作

大寶の令を修正したるものにて、即ち養老令と稱するものなり。續日本紀天平寶字元年五月丁卯の勅に、「去養老年中、朕外祖故太政大臣、奉勅刊修律令、宜告所司早使施行、」と見え、類聚三代格の弘仁格式序に、「養老二年、復同大臣不比等奉勅、更撰律令各爲十卷、今行於世律令是也、」とあるものなり。なほ

本朝法家文書目錄に、令一部十卷、卅篇、

養老二年興律並作、天平勝寶九年五月廿一日、勅令施行、延曆十一年六月、又令三施行、天長十年二月十五日、右大臣清原夏野等、奉勅撰義解、同年十二月、又上表義解、承和元年十二月八日、又令施行、
第一 官位一 第二 職員令二 後宮職員令三 東 第三 神祇六 第四 戸八 田九 第五 選叙十二 繼嗣十三
第六 宮衛十六 第七 儀制十八 衣服十 第八 公式 第九 倉庫廿一 假牧廿三 醫疾廿 第十 關市廿七 捕亡廿八
第六 軍防十七 第七 九 葬祭二十 第八 廿一 第九 四 假葬廿五 喪葬廿六 第十 獄廿九 雜三十
と見えたり。

この書は、大寶令を修正したるものなれど、唐の永徽令に據りたるものなる事は、佐藤誠實博士の律令考にいへり。かくて、この後、右大臣吉備朝臣眞備、大和國造大和宿禰長岡等、律令二十四條を刪定したるを、延曆十年三月、詔して、始てこれを行ひたる事、續日本紀に見え、同十年六月、大納言神王等の刪定したる令格四十五條を遵用せしめられたる事、類聚國史に見えたり。

この書は、久しく世に行はれたるものにして、續日本紀天平寶字元年五月の勅書、及び令義解、令集解などによれば、大寶令に對して、新令と稱し、また今令ともいへり。然るに、いつしか醫疾、倉庫の二令亡びたるを以て、塙保己一、律疏、續日本紀、令集解、類聚三代格、政事要略などによりて、の逸文を編輯したり。この書に就いては、瀧川政太郎氏の律令の研究に、その考説あり。

令釋 七卷

養老令を解釋したるものなり。

本朝法家文書目錄に、令釋一部七卷、卅篇、

第一 官位 職員 後宮職員 東宮職員 第二 戸 田 賦 第三 選叙 繼嗣 第四 宮衛 軍防 儀
第一 家令職員 神祇 僧尼 第二 役 學 第三 考課 祿 第四 制 衣服 葬祭 第五 公式 第
六 倉庫 假牧 醫疾 假葬 第七 獄
喪葬 關市 捕亡 第七 獄

と見えたり。

この書今傳はらず。令集解に引載したるもの頗る多く、或は「穴云、診候具於令釋也、」卷三職令、或は「朱云、令釋云、」卷九戶令、卷十五學令、令釋云、延曆六年格云、卷二十などあり。佐藤誠實博士の律令考にいへるが如く、穴は、法曹類林弘仁五年六月の勘文に署名せる穴太内人なるべく、朱云は、朱書にして、太宰九國三島三島の文考誤令あり。三島は、壹岐、對島、多嶺にして、淳和天皇天長元年、多嶺島を廢して、二島としたれば、こ

の書の弘仁を下らざるものなるを證すべしといへり。また「釋云」と記したるもの、毎卷各條に見えたるは、令釋の事なるは言ふをまたす。その中には、前令によりて、解釋したるものあり。また「新令釋云」卷十、田令と見え、或は「宋云、新令釋」と記したるものあれば、令釋と稱するものに、大寶令の釋と、養老令の釋とあるを見るべし。また「穴云、附釋云」卷二十二、考課令と記したるは、令釋か、令釋の附録の如きものにか、また令釋後記卷十、戸令とあるは、令釋の後に記したるものなるべく、この外、令釋問答卷廿二、考課令等あり。なほこの書に就いては、佐藤誠實博士の律令考、國學院雜誌、卷五、卷六 澁川政太郎氏の律令の研究、及び同氏と三浦周行博士の大寶律と養老律との異同を論ずる論文四篇、史學雜誌、卷三十九の八、十、十一、十二に、その考説あり。

令義解 十卷 右大臣夏野奏進

養老令の註疏なり。

本朝法家文書目錄に、令一部十卷、世篇、並序

天長十年二月十五日、右大臣清原夏野等、奏進、

とあり。その篇目は左の如し。

- 第一 官位、職員、後宮職員、東宮職員、家令職員 第二 神祇、僧尼 第三 田賦、役 第四 選叙、職制 第五 宮衛、軍防 第六 儀制、禮制 第七 公式
- 第八 倉庫、賑救 第九 假寧、喪葬 第十 雜

この書は、明法博士額田國造今足の解文により、淳和天皇の勅を奉じて、撰びたるものにて、五年の星霜を経て、完成したるものなり。そのさまは、

令義解に、太政官符

應撰定律問答私記事

右得彼省解稱、大學寮解稱、明法博士外從五位下額田國造今足解稱、謹檢舊記、律令之興、年代浸遠、沿革隨時、損益因世、藤原朝廷御宇、正一位藤原太政大臣、奉勅制令十一卷律六卷、博士正四位下下毛野朝臣古麻呂、贈正五位上調心寸老人、正五位下守部連大隅、正五位下道公首名、從五位上伊吉連博德、從五位下伊豫部連馬甘等、至于大寶元年、修撰既訖、施行天下、平城朝廷養老年中、同太政大臣、復奉勅刊修令律各爲十卷、博士正四位下大和宿禰長岡、從五位下陽胡史真身、外從五位下矢集宿禰虫麻呂、外從五位下鹽屋古麻呂、外從五位下山田連白金等、自爾以來、諸博士等相承教授、文略義隱、情理難通、既無不由先儒舊說、而彼舊說、或爲問答、或爲私記、互作異同、未詳誰作、後學者等、屬意彼此、每有論決難塞、夫古之刑書、鍾鼎鑄之、金石銘之、所以塞異端絕異理也、望請命當時博士等、撰先儒之舊記、省彼迂說、取此正義、勒成卷帙、以備解釋、庶俾學者易解、與舊莫異者、省依解狀、謹請官裁者、正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世宣、奉勅依請者、宣承知依宣行之、

天長三年十月五日

令義解

類聚國史、律令格式の條に、淳和天皇天長十年二月壬申、右大臣清原真人夏野、中納言直世王、源朝臣常、藤原朝臣愛發、權中納言藤原朝臣吉野、參議南淵朝臣弘貞、文室朝臣秋津、藤原朝臣常嗣、侍殿上、校讀新撰令釋疑義起請、

令義解序に、臣夏野等聞、春生秋殺、刑名與天地俱興、陰慘陽舒、法令共風霜並用、犯之必傷、蠟炷有爛蛾之危、觸之不漏、蛛絲設黏蟲之禍、昔寢繩以往、不嚴之教易從、畫服而來、有耻之心難格、降周三典漸增其流、大漢九章愈分其派、雖盈車溢閣、半市之姦不勝、鑄鼎銘鐘、滿山之弊已甚、降及澆季、頌濫益彰、上任喜怒、下用愛憎、朝成夕毀、章條費刀筆之辭、富輕貧重、憲法歸賄貨之家、嚴科所枉、劍戟謝其銛利、輕比所假、君父愆其溫育、故令出不行、不如無法、教之不明、是爲樂刑、伏惟皇帝陛下、道高五讓、勤劇三握、類金玉而垂法、布甲乙而施令、芟春竹於齊刑、銷秋荼於秦律、孔章望斗之郊、無復冤牢之氣、黃神脫楛之地、唯看香楓之林、猶慮法令製作、文約旨廣、先儒訓註、案據非一、或專守家素、或固拘偏見、不肯由一孔之中、爭欲出二門之表、遂至同聽之獄生死相半、連案之斷出入異科、念此辨正、深切神襟、爰使臣等集數家之雜說、舉一法之定準、臣謹與參議從三位行刑部卿兼信濃守臣南淵朝臣弘貞、參議從四位下守右大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣、正四位下行左京大夫兼文章博士臣菅原朝臣清公、從四位下行勘解由長官臣藤原朝臣雄敏、從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣藤原朝臣衛、正五位上行大判事臣與原宿禰敏久、正五位下行阿波守臣善道宿禰眞貞、太宰少貳從五位下臣小野朝臣眞、

從六位下行左少史兼明法博士勘解由判官臣讚岐公永直、從八位上守判事少屬臣川枯首勝成、明法得業生大初位下臣漢部松長等、輒應明詔、辨論執議、陳家古壁之文、探而無遺、于氏高門之法、訪而必盡、其善者從之、不以人棄言、其迂者略諸、不以名取實、一加一減、悉依法曹之舊言、乃筆乃削、非是臣等之新情、猶有五銀難名兩壁易似、必稟皇明、長質疑滯、有巢在昔、大莊成其棟宇、網罟猶秘、重離照其佃漁、今乃成之聖日、取諸不遠、臣等遠愧虞阜、近慙荷賈、牽拙歷稔、僥僥甫畢、分爲一十卷、名曰令義解、凡其篇目條類、具列于左也、深淺水道、共宗於靈海、小大公行、同歸於天府、謹序、

天長十年二月十五日

續日本後紀に承和元年十二月辛巳、施行天長年中所新撰令義解、下詔曰、納諸軌物、王道所先、制以度量、皇猷斯在、故知弼成五教、衝勸萬方、垂拱而理、其法令乎、後太上天皇修機玄扈、比德丹陵、事勤遠圖、慮存長策、以爲法令文義、隱約難詳、前儒註釋、方圓遞執、豈使三家異說、輕重參差、二門殊躅、舞文弄法、永言於此、固切宸冲、爰勅在朝、迺令討覈、稽之於典籍、參之以古今、迄于滯疑祇稟聖斷、咸辨析、已盡會通、裁爲十卷、名令義解、屈飛龍之眇辨、顧汾陽官然、未有施行、藏之祕府、朕以寡昧、臨馭寰宇、思通明謨、遵揚景業、宜頒天下、普使遵用畫一之訓、垂於萬葉、

とあるにて、明なり。

この書の撰者中、専ら事に當りたるは、與原敏久と、讚岐永直なるが如し。敏久は、弘仁格の撰にも關

係し、永直は、明法家中最も優れたる學者にして、文徳天皇より、「律令宗師也」の勅語を賜はり、貞觀四年、年八十歳にて卒去せり。清原夏野の事は、日本後紀の條に、菅原清公の事は、新定酒式の條に記し

たり。南淵弘真は、從四位下坂田奈

互麻呂の子にて、光仁天皇以下五朝

に仕へ、天長十年薨す。年五十七。藤

原常嗣は、中納言葛野麻呂の子にて、

從三位參議となり、承和七年薨す。

從三位參議となり、藤原雄敏は、彈正尹濱成の

年四十五。藤原雄敏は、彈正尹濱成の

孫にて、刑部卿繼彦の子なり。藤原

衛は、右大臣内麻呂の子にて、天安元

年卒す。年五十七。善道眞直は、伊賀

守伊與部家守の子なり。桓武天皇以下五朝に仕へ、從四位、東宮學士となり、承和中卒す。小野篁は、參

議峯守の子なり。從三位、參議、右大辨に至り、仁壽二年薨す。年五十一。

この書の古寫本は、猪熊信男氏所藏の神祇令、及び僧尼令あり。昭和五年古簡集影に收めて複製し、

同八年、重要美術品に認定せられたり。刊本は、慶安三年のもの最も古く、三十篇の中、倉庫、醫疾、關市



(藏所氏男信無猪)

の三篇闕けたり。佐藤誠實博士の律令考に、神祇、僧尼、儀制、既牧の四篇もまた、この刊本には、令集解の文の摺入したるものもあり、令集解の中にあげたる義解の文の漏れたるものもあれば、この四篇もまた、早く亡びたるを、中頃、何人が令集解によりて、補ひたるにはあらざるかといへり。後關市令は、明和四年、阿波の源元寛の校刊したるものと、同六年荷田在滿の校定したるものと世に出でたり。倉庫、醫疾の二篇も、稻葉通邦の逸令一卷あり。また内藤廣前の逸令考一卷にも、その逸文を収めたり。寛政十二年、檢校塙保己一が、この二篇の逸文を輯め、關市令を加へて、全篇を刊行したるに依りて、や、完全に近きものとなれり。尙近代世に出でたる貞觀、延喜の交替式などに、倉庫令の逸文も見えたれば、博く採摭したらんには、補ふべきものも尠からざるべし。塙本は、國史大系に收めて、これを刊行したり。

この書に關する註釋書、參考書は左の如し。

令抄	一條兼良
桃菴殘輝	一條冬良
令義解講錄	新井白娥
令義解問書	速水房常
令私考	壹井義知
令集註草稿案	同
令義解	一二

令義解

講令備考	二〇	河村秀興
令義解集解	一〇	河村秀根
新釋令義解	三四	蘭田守良
令義解新抄	一	中院通富
令書聞書	一	同
讀令雜筆	一	同
考	一	同
令義解筆記	三	篠崎維章
令義解或問	一	色川三中
令義解註	二	未詳
令圖解	二	越智通貫
律令圖解	三	未詳
講令兼記惣論	一	狩谷望之
標註令義解	一一	近藤芳樹
令講義	一一	栗原信充
令義解講錄	三	新井祐光

令義解疏證	四〇	小中村清矩
令義解講義	一	同
首書神祇令集解	一	河村秀興
神祇令和解	一	稻葉通邦
官位令講義	一	未詳
選叙令私考	一	荷田在滿
考課令故事	一	滋野井公麗
選叙令結構私考	一	大塚嘉樹
選叙令准折略解	一	狩谷望之
結構私考	一	荷田在滿
令三辨	一	同
戶令俗解批考	一	狩谷望之

令 天智天皇 元年 廿二卷 近江令是也、

天智天皇の御代編修せられたる令なり。即ち

類聚三代格、格式序に、降至天智天皇元年、制令廿二卷、世人所謂近江朝廷之令也、と見え、本朝法家文書目録にも、二十二卷とあり。この書の制定には、大織冠藤原鎌足の關係したる事、鎌足公傳に、先此、帝令大臣撰述禮儀、刊定律令、通天人之性、作朝廷之訓、大臣與時賢人、損益舊章、略爲條例、一崇敬愛之道、同止奸邪之路、理愼折獄、德洽好生、至於周之三典、漢之九篇、无以加焉、とあり。但し刊定律令とあれど、官位令集解に、「上宮太子并近江朝廷、唯制令而不制律、」とあれば、この時は、令のみ制定せられたるが如し。この後、この書を改定したる事は、

日本紀に、天武天皇十年二月甲子、天皇皇后、共居于大極殿、以喚親王諸王、及諸臣、詔之曰、朕今更欲定律令改法式、故俱修是事、然頓就是務、公事有闕、分人應行、

持統天皇三年六月庚戌、班賜諸司令一部廿二卷

と見えたり。天武天皇の御代改定せしめられしが、持統天皇の御代、これを諸司に班付して施行せられたり。内容に變更あれど、卷冊はもとのまゝなりしものか、この近江令は、我邦法典の基礎となりたるものなれば、深くこれを重んぜられ、元明天皇以來の即位式の詔勅には、必ずこの近江令によりて、政をしき給へるよしを宣し給へり。この書に就いては、瀧川政次郎氏の律令の研究に其の考説あり。

令集解 三十卷 直本撰

令に關する古來の註釋を引載し、諸家の考説を併記したるものにて、註解を集成したるものなり。卷數三十卷とあれど、刊本に、「右令集解、舊本凡五十卷、」とあり。蓋し分本したるものなるべし。今傳はりたるは、官位、職員、後宮職員、東宮職員、家令職員、神祇、僧尼、戶、田、賦役、學、選叙、繼嗣、考課、祿、宮衛、儀制、衣服、營繕、公式、旣收、假寧、喪葬、の二十三篇、三十六卷あり。この外、軍防、倉庫、醫疾、關市、捕亡、獄、雜の七篇は亡佚して、僅に政事要略、法曹至要抄、令抄等に、軍防、關市、捕亡、雜の文を引ききたるところあるのみ。これ等集解の文を纂録したる子の令集解逸文一卷あり。

この書に引載したる令の註釋書は、釋、令釋、附釋、令釋後記、令釋問答、新令釋、新令私記、新令問答、讀新令、新令說、別記、古記、二卷私記、古私記、先私記、跡私記等あり。諸家の考説には、「原大夫云」「大屬尾張淨足說」「民博士說」「山田大和說」「古說云」「古師說」「堂說」「物說」「讀貞說」「跡記」「師記」「物記」「椽哲所述」「明法博士鹽井連吉麻呂答典大夫云」「後度貞云」「後反云」「先人云」「簡云」「基問云」「額云」「中云」「生云」「決云」「伴云」「穴云」「朱云」「貞云」「真反云」「跡云」「額大夫云」「先云」「栗宗云」「伊云」「大夫云」「張云」「民云」「江云」「桑按」「基按」等あり。諸書には、古令、前令、古假寧令、古律、律私記、衛禁律、詐僞律、附釋、別式、神祇官式、主銘式、式部式、刑部式、民部省例、治部省例、刑部省例、彈例、八十一例、格後

郭女人直丁二人
 内兵庫大同三年五月五日御親持
 故奥更分職檢校同公未令
 於有七思司合少教多手
 於清内胡方源司合少教多手
 此司為別外
 設者本則
 正一人掌隼兵庫頭位一人令使一人使
 郭十人直丁一人
 令集解表第五

清居齋


(藏所氏綱信木々佐)

勅、刑部格、道僧格、日本書紀、古事記、唐令、唐令私記、唐令釋、開元令、開元格、開元式、雜抄、永徽令、唐律、唐式、法例、釋例、紀氏傍通、唐格、六典などにて、世に傳はらざるもの多し。著者惟宗直本の事は律集解の條に載せたり。

この書の寫本は、内閣所藏の金澤文庫本、神習文庫所藏の（井上頼岡博士舊藏）金澤文庫本の模寫あり。佐々木信綱博士所藏船

橋秀賢の校本（清居齋舊藏）四冊等あり。刊本には、明治四五五年の頃、石川介の校定して、木活に附したるもの三十六冊あり。同四十五年、三浦周行博士等の校定本を以て、國書刊行會にて、刊行したるものあり。

この書の事は、佐藤誠實博士の律令考、及び三浦周行博士の校訂令集解の刊行に就きて、にその考説を載せたり。またこの書の註釋書は左の如し。

定本令集解釋義

一 三浦周行
 蒲川政次郎

令 大寶元年 十一卷 不比等大臣、與律並作、

彰考館一本、前田一本、松井本、後藤本、家藏一本に、「不比等集諸博士撰、謂之古令」と註せり。

近江令を修正したるものなり。今は傳本なく、目錄にも見えざれば、所掲の篇目詳ならず。この書の事は、

類聚三代格格式の序に、逮文武天皇大寶元年、贈太政大臣正一位藤原不比等、奉勅撰律六卷、令十一卷

と見えて、世にこれを大寶令といへり。なほ

續日本紀に、文武天皇四年三月甲子、詔諸王臣讀習令文、六月甲午、勅淨大參刑部親王、直廣壹藤原朝臣不比等中撰定律令、賜祿有差、

大寶元年三月甲午、始依新令、制官名位號、四月庚戌、遣右大辨從四位下下毛野朝臣古麻呂等三人、始講新令、親王諸臣百官人等、就而習之、六月壬寅朔、令正七位下道君首名、說僧尼令于大安寺、己酉、勅凡其庶務一依新令、是日遣使七道、宣告依新令爲政、及給大租之狀、八月癸卯、遣三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、從四位下下毛野朝臣古麻呂、從五位下伊吉連博德、伊余部連馬養等撰定律令、於是始成、大略以淨御原朝廷爲准正、仍賜祿有差、

令

など見えたり。これによれば、天武天皇の御代判定せられたる近江令二十二卷を准正となし、これを修正して、十一卷とせられたるが如し。殊に四年六月、律令撰定の勅を蒙り、翌大寶元年八月に至り、一年二ヶ月にして、これを完成したるなり。師光年中行事二月位祿定の條に、「文武天皇大寶元年八月丁未、撰令所處分」の文あるによれば、律令撰修の爲に、特に撰令所を置かれたるを見るべく、同三月には、未完なるにか、はらず、修正せしめられたる部分より、實施せられたるにて、その間これを講習せしめられたり。この後、明法博士を六道に遣はして、新令を講せしめ、翌大寶二年七月にも、内外文武官をして、新令を講習せしめたること、續日本紀に見えたり。一條禪閣兼良の令抄には、唐の開元令に准據して、この書を制定せられたるものなるよし見えたれど、佐藤誠實博士の律令考には、唐の永徽令を本としたるものといへり。元正天皇養老二年、この令を改定して、施行せらるゝに至り、この令を前令とも、古令ともいひ、養老令を新令と稱したる事、令義解、令集解等によりて知るを得べし。新令は、缺卷となりて、世に傳はりつれど、この前令は、いつの頃、亡佚したるにか。三寶院所藏の無題目錄に、「大寶二年四月令一局」と見えたるは、この書の事なり。今は唯、令義解、令集解等に引載したるものによりて、その片鱗を窺ふを得べし。この書に就いては、瀧川政次郎氏の律令の研究に、その考説あり。

三十卷抄 三十卷 明兼抄

今傳はらねば、いかなるものか明ならず。著者明兼は、坂上是則六世の孫明法博士中原範政の子にて、鳥羽、崇徳、近衛の三代に仕へたる著名の明法家なれば、蓋し養老令三十篇の註釋ならんか。

弘仁格 十卷 大納言藤原冬嗣等奏進、

群書類従本、及びその外の諸本十一卷としたるものあり。

格は、令義解に、「臨時詔勅也、」とありて、臨時に下されたる詔勅、または太政官符を編修したるものなり。この書は、律令を制定せられたる大寶元年より、弘仁十年までのものを集めたるものなれば、弘仁格といひしなり。

この書は、格式序、及び本朝法家文書目錄にも、十卷とし、その篇目を、同目錄に、第一神祇、中務、第二、第三式部、第四治部、第五、第六、第七民部、第八兵部、第九刑部、大藏、宮内、彈正、京職、第十雜としたり。この書の編纂に就いては、

類聚三代格に載せたる格式序に、蓋聞律以懲肅爲宗、令以勸誡爲本、格則量時立制、式則補闕拾遺、四者相須足以垂範、譬猶寒暑適以成歲、昏且迷而有物、有治有革、或輕或重、寔治國之權衡、信馭民之

籌策者也、古者世質時素、法令未彰、無爲而治、不肅而化、暨乎推古天皇十二年、上宮太子親作憲法十七條、國家制法自茲始焉、降至天智天皇元年、制令廿二卷、世人所謂近江朝廷之令也、爰逮文武天皇大寶元年、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等奉勅、奉勅撰律六卷、令十一卷、養老二年、復同大臣不比等奉勅、更撰律令各爲十卷、今行於世律令是也、故去天平勝寶九歲五月廿日勅書稱、頃年選人依格結階、人々高位不便任官、自今以後宜依新令、去養老年中、朕外祖故太政大臣奉勅刊修律令、宜仰所司早令施行、先帝德合靈載、明齊照臨、四海有截、八紘無事、然而凝情政體、聘想治術、以爲律令是爲政之本、格式乃爲守職之要、方今雖律令頻經刊修、而格式未加編輯、稽之政道、尙有所闕、乃詔贈從一位行左大臣藤原朝臣內麻呂、故參議從三位行常陸守菅野朝臣眞道等、始令撰定、草創未成、遭時遇密、寢而不爲、天朝以聖承聖、資明繼明、敷景化於寰中、暢仁風於海外、然而顧先緒之未遂、切堂構於宸襟、爰降綸旨、尋令修撰、申詔大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使臣藤原冬嗣、故正三位行中納言臣藤原朝臣葛野麻呂、參議從三位行近江守臣秋篠朝臣安人、參議從四位上春宮大夫兼左兵衛督式部大輔臣藤原朝臣三守、從五位下守左近衛少將臣橘朝臣常主、從五位下大判事兼行播磨大掾臣物部中原宿禰敏久等、上遵勅旨、下考時宜、採官府故事、摭諸曹之遺例、商略今古、審察用捨、以類相從、分隸諸司、隨時制宜、已經奉勅者、卽載本文、別編爲格、或雖非奉勅、事旨稍大者、奏加奉勅、因而取焉、若屢有改張向背各異者、略前存後、以省重出、自此之外、司存常事、或可裨法令、或堪爲永例

者、隨狀增損、總入於式、若事類非難、不得指附者、各爲雜篇、次之於末、其所司所行、彼此參差、或因循雖久、不便於事、若斯之流、難以取則、具錄其狀、伏聽天裁、至如米鹽魚肉兩數紛紜、及鋪設雜器功程多少等類、事既輕碎、臣等商量、務從折中、不煩上聞、其朝會之禮、蕃客之儀、頃年之間、隨宜改易、至於有事例、具存記文、今之所撰且以略諸、又交替式者、延曆年中、勘解由使撰定奏聞、遵行已久、仍舊而存、不加取捨、但年代浸遠、京都屢遷、諸司文案、多或墮失、雖加採索、猶有未備、上起大寶元年、下迄弘仁十年、都爲式四十卷、格十卷、辭簡而事詳、文約而旨暢、庶使覽之者易曉、施之者易行、布之象魏、與天地而無窮、銘之量鐘、將金石而不朽、臣等學非稽古、才闕當今、猥稟明詔、敢事銓緝、雖罄庸淺、恐多錯紕、凡其篇目列之如別、

とあり。なほ類聚國史にのせたる天長七年十月、藤原三守等の奏言にも、「先朝廷延曆年中、降綸言於卿相、彈折簡於英髦、」とありて、桓武天皇の御代、勅を奉じて編修に著手し、嵯峨天皇弘仁十年に至りて、完成したるもの、如し。前掲の格式序にのせたる編者藤原冬嗣、秋篠安人、藤原三守等の官位は、いづれも弘仁十一年なるを以て、これを證すべし。但し貞觀格序に、「弘仁十一年四月十一日、施行格十卷、」とあれど、本朝法家文書目錄に、「弘仁十一年四月十一日、大納言藤原冬嗣等奏進、」とあれば、貞觀格の序に施行とあるは、奏進の誤なるべし。なほこの後、天長七年十月、編者の藤原三守が上奏して、これを中外に宣布し、盡く遵行せしめられん事を請ひ、同年十一月、神祇、八省、彈正、左右京、春宮、勘解由、六衛、左

右兵庫の格式を頒行せられたる事、類聚國史に見えたるにて明なり。この後、仁明天皇承和七年四月、その紕繆遺漏を修正して、更に頒行せられたる事、續日本後紀、類聚三代格に見えたり。

この書の撰者中、藤原冬嗣の事は、日本後紀の條に、秋篠安人の事は、續日本紀の條に記したり。この

外藤原葛野麻呂は、大納言小黒麻呂の子にして、

弘仁九年薨す。年六十四。藤原三守は、參議巨勢

麻呂の子なり。右大臣、從二位に至り、承和七年

薨す。年五十六。橘常主は、兵部大輔島田麻呂

の子にして、參議、從四位下に至り、天長二年、年

四十にて卒去せり。

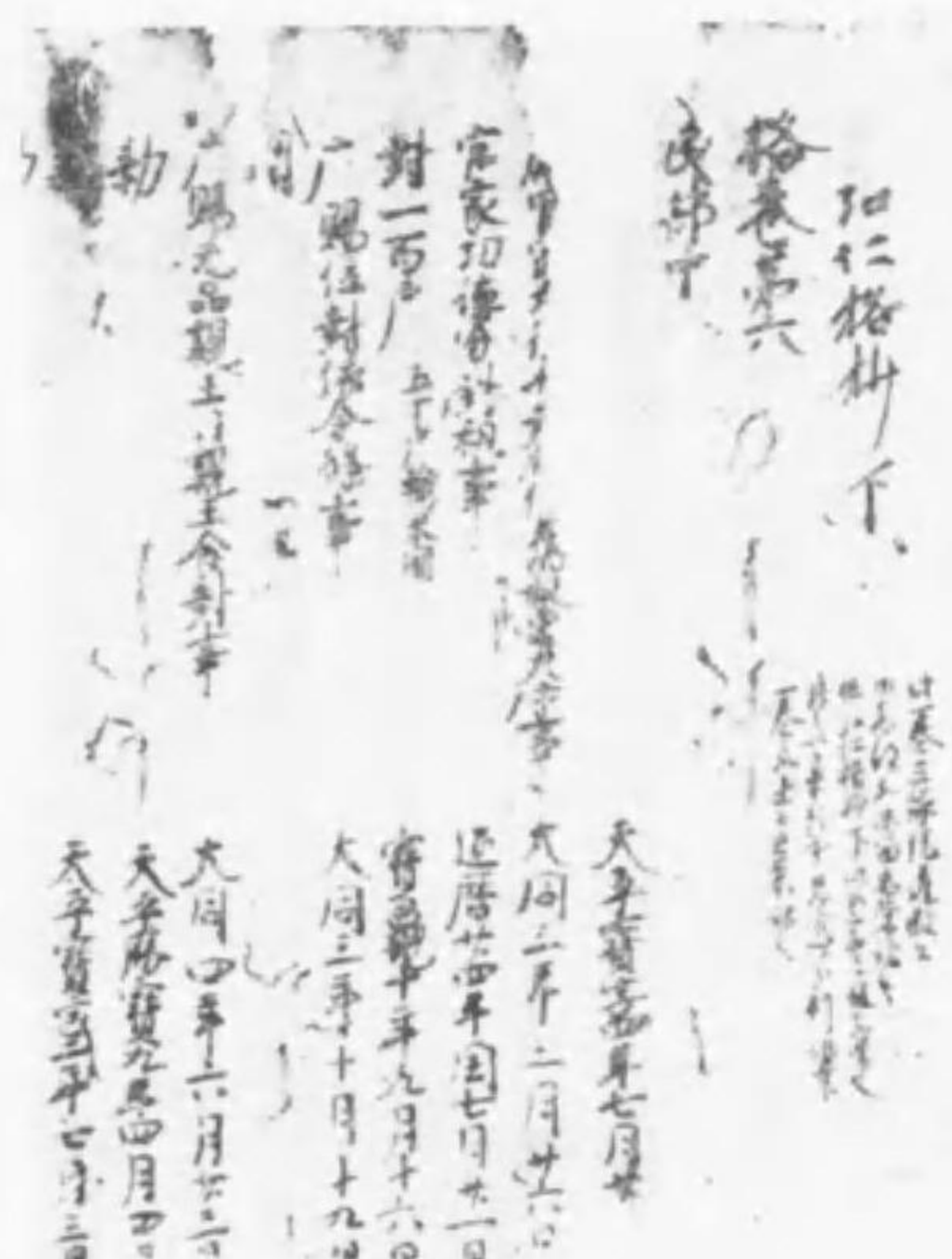
この書は、世に傳はりたるものなく、本朝月

令、政事要略、明文抄等の書に、「弘民格」「弘刑

格」など、記載し、類聚三代格に、「弘五民上」「弘

十維」「弘四治」など、標記したるものあるのみ。但し近年世に出でたる弘仁格抄一卷は、即ちこの書の

細目にて、九條公將家の所藏なり。



(藏所氏券道條九借公)

貞觀格 十二卷

大納言藤原氏宗奏進

弘仁格の後をうけて、弘仁十年より、清和天皇貞觀十年に至る、四十九年の間に於ける詔勅官符を編修したるものなり。本朝法家文書目録に、「貞觀格一部十二卷十八篇」と見えて、同目録に載せたる篇目は、第一神祇、中務、第二より第四まで式部、第五、第六治部、第七、第八、民部、第九兵部、刑部、大藏、宮内、彈正、京職、第十雜、第十一、第十二臨時なり。

この書編修の次第に就いては、

三代實錄に、貞觀十一年夏四月十三日庚子、撰貞觀格畢、大納言正三位兼行皇太子傳藤原朝臣氏宗、

參議民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守南淵朝臣年名、參議正四位下左大辨大江朝臣音人、從四位

上守刑部卿菅原朝臣是善、散位從五位下上毛野朝臣永世、勘解由次官從五位下紀朝臣安雄等、詣闕

奉進其都序曰、律曰、斷罪須引律令格式正文、令曰犯罪未斷決、逢格改者、然則格者律令之條疏、政教

之輓帆、君與百姓共之者也、君不可失之於上、臣不可違之於下、出言而千里斯應、含和而萬類曲成、時

險則峻法以取平、時泰則寬綱以將化、我國家遐邇承德、天下無虞、風教大同、車馬共道、而未能禁符破

繩、施無事於群情、設象除刑、馳不犯於比屋、故嚮者弘仁十一年四月廿一日、施行格十卷、此乃公卿百

官、奉詔簡舊史之凡要、抄新制之大綱、推民意而分規、量時宜而立範、不刑之典遵行眇焉、仍舊之圖、

蹤跡斯在、聖上不出戶而知天下、不因教而辨物情、以爲虞夏共有其國、刑德斯殊、秦漢不易其民、弛張非一、俗化之本、理有固然、蓋取義於隨時、匪欲期於相反、如今時歷五代、年及六旬、文質暗遷、沿革自至、詔草盈於臺閣、文案溢於縑囊、非所以法止滋章、令除頻變、卽詔故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等、令因循舊格、綜緝新符、未及成功、歲月遷往、大納言正三位兼行皇太子傳臣藤原朝臣氏宗等、前與右大臣共承冲旨、詳悟深規、仍與參議民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守臣南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨臣大江朝臣音人、從四位上守刑部卿臣菅原朝臣是善、散位從五位下臣上毛野朝臣永世、勘解由次官從五位下臣紀朝臣安雄、大外記正六位上臣南淵朝臣興世、正六位上行左少史臣大春日朝臣安永、正六位上行彈正少忠臣布瑠宿禰道永、正六位下行大學大屬臣山田宿禰弘宗等、上起弘仁十載之明年、下至貞觀十年之晚節、撰成規於州郡、搜故實於官曹、事與先格異者、舉而取之、理與舊制同者、推而棄之、凡格者蓋以立意爲宗、不以能文爲本、故省其繁麗之文、增其精微之典、隨官分類、先勅後符、概皆據古之前摸、非爲今之新意、唯一部之内、事有兩存、頗涉重構、不以爲例、勘解由使所奏、新定内外官交替式所載數事、亦復准之前例、不煩取捨、臣等雖非明于溫故、博於前聞、猶欲令之必行、禁之必止、賞一人而海内欣、罰一人而天下懼、謹因詔撰貞觀格十卷奏聞、若理輕作格、事足爲儀、專棄之如遺、兼取之似碎、更撰爲兩卷、同以奏上、准開元留司格、號貞觀臨時格、并一帙十二卷、象十有二月以成歲、但前格存而如舊、後典續而增新、覽古知今斯焉在矣、猶慙庸心所集、有違戾於宸襟、管

見攸哉、無協應於淑旨、典章不能自舉、待教令而舉之、教令不能自行、待誠信而行之、斯文不墜、百代可知、謹序、九月七日辛酉、新撰貞觀格十二卷頒行内外、

この中に、「詔故右大臣贈正一位藤原朝臣良相等、」とありて、良相の薨じたるは、貞觀九年十月十日なれば、これによりて、それより以前に、編修の勅書を下されたるを知るべし。

類聚符宣抄の文譜事に、右大臣宣、外記公文隨撰格式所請、宛行之者、

貞觀五年五月廿七日

少外記善淵愛成奉

とある撰格所は、この書を編修したるところなれば、貞觀五年の頃、既に編修に着手したるものなる事を推知すべし。なほ撰格所の事は、類聚三代格の第一、第五、第七、第九、第十七、第十九の六卷中、處々に、貞觀十年撰格所起請の文あるにて、知るを得べし。

この書の撰者中、南淵年名、大江音人、菅原是善の事は、文德實錄の條(六八)にのせたり。この外、藤原氏宗は、中納言葛野麻呂の子にして、右大臣、正三位に至り、貞觀十四年、六十五歳にて薨去せり。

この書の事は、通憲入道藏書目錄にも、「一合第十八櫃、貞觀格四帙」とあれど、今は弘仁格と同じく、傳本なく、政事要略、明文抄などに、「貞兵格」「貞民格」「貞彈格」など、して引載し、類聚三代格に、「貞民下八」「貞式中三」「貞十雜」など、標記したるものあるのみ。

延喜格 十卷 右大臣藤原時平等奏進

群書類従本、及び諸本の中十二卷としたるものあり。

貞觀格の後をついで、編修したるものなり。貞觀十一年より、延喜七年に至る三十九年間に於ける格文なり。弘仁、貞觀の二格と併せて、これを三代格といへり。

本朝法家文書目錄に、延喜格一部十卷十一篇並序

上起自貞觀十一年、下至于延喜七年、凡三十九年、延喜七年十一月十五日、左大臣藤原時平等奏進、

- 第一神祇中務 第二式部上 第三式部下 第四治部上 第五治部下 第六民部上 第七民部下 第八兵部

- 第九刑部大藏 宮内 第十雜臨時上

とありて、卷數を延喜臨時格の序文には、「延喜格十卷、延喜臨時格二卷」と見えて、十二卷とし、且つ類聚三代格の頭書には、一神、二式上、三式下、六民上、七民下、八兵、九刑、十雜、十二臨時下など、あるによれば、十二卷といへるも誤にあらず。

この書編修の次第は、

延喜格序に、易曰、天垂象聖人則之、文曰、大人者與天地合其德、乃知、陰陽寒溫天道所以成歲、政令

寛猛人君所以導民、隨時立教、或革或沿、觀風制法、世輕世重、然則金科玉條、不可用之於老厚之俗、草纓艾釋、不能施之於僇野之人、若不達變通之道、則何辨理亂之方者乎、我朝家道出混沌、境同華胄、無爲之功、未假號令、不言之化、豈用章條、於是朴往彫來、步盡驟至、前帝後王、雖俱存一面之綱、重規疊矩、不能廢三章之科、故教而不誅、制甲令於先、誅而不怒、張丙律於後、近者弘仁格十卷、貞觀格十二卷、亦是聖主降其綸言、賢臣施其筆削、搜舊章於臺閣、擇新制於詔命、察此民情、適彼俗化、垂納帆之弘典、立經國之大規、方今膺千季之期運、承百王澆醜、時風加而茂草靡、震雷動而蟄虫驚、將欲禁溢浪以隄防、馭叟駕以辨策、流淳化於比屋之封、反薄弊於太庭之俗、而制格以來、歷年漸久、或數代之中、弛張屢變、或一事之上、抑揚遞殊、或同本而異末、或分源而會流、斯乃雖協其時宜、匪故相反、而綜其事迹、無所適從、爰詔左大臣正二位兼行左近衛大將臣藤原時平、故從三位守大納言兼右近衛大將行春宮大夫陸奥出羽按察使臣藤原朝臣定國、中納言從三位兼行民部卿春宮權大夫臣藤原朝臣有穗、參議正四位下行左兵衛督臣平朝臣惟範、參議左大辨從四位上兼行讚岐守臣紀朝臣長谷雄、從四位上行式部大輔兼侍從春宮亮備前守臣藤原朝臣菅根、左京大夫從四位下臣藤原朝臣興範、從四位下行文章博士兼備中權守臣三善朝臣清行、從四位下行民部大輔臣大藏朝臣善行、正五位下守右中辨兼行勘解由次官臣藤原朝臣道明、從五位下行大内記兼周防權介臣三統宿禰理平、外從五位下守大判事兼行明法博士備後權介臣惟宗朝臣善經、正六位下守右大史臣善道朝臣有行、正六位上行兵部少錄臣弘世

連諸統等、憲章前條、綜緝此典、起自貞觀十一年、至于延喜七年、其間詔勅官符、搜抄撰集、除其滋章、刪其煩雜、若祖述先格、事有增損者、撫而無遺、若改張恒規、理無補益者、廢而不採、以官分隸、以類相從、皆依舊目、無加新意、亦其條貫糅錯、難爲區分者、准之雜令、便號雜格、勅爲十卷、曰延喜格、又有理非大典政出權時、雖不足爲龍鼎之銘、而猶可限雞肋之弃、如此之類、別爲延喜時臨格二卷、合爲十條、縱有吹萬之響、先後同法、庶成畫一之願、但冲旨既遠、愚管難覃、招嗤同周鼠之珍、懷慙類遼豕之獻、謹序、

日本紀略に、延喜元年八月十九日戊戌、(時平)左大臣等上延喜格十卷、五年十一月某日、施行延喜格、八年十二月廿七日、被下可施行延喜格之宣旨、九年十月廿三日、今日捺印延喜格、

岩崎文庫本符宣抄に、

太政官符 五畿内七道諸國司

願下延喜格事

右中納言從三位源朝臣湛宣、奉勅宣、施之内外、盡使遵行者、諸國宣承知依宣行之、符到奉行、

延喜八年十二月廿七日

太政官符 五畿内七道諸國司

應寫請延喜格事

右太政官延喜八年十二月廿七日、願件格之狀、下符已了、右大臣宣、宣仰下國宰、令早寫請者、諸國宣承知依宣行之、仍須付左京使等、來十月以前寫請之、符到奉行、

延喜十年七月一日

とあり。序文に年月なければ、撰者の中、藤原菅根の侍從に任せられ、藤原興範の左京大夫となりたるは、延喜七年二月廿九日にて、藤原有穂は、同年十二月廿一日薨じたれば、七年三月より、十二月までの間に於けるものなり。本朝法家文書目録に、「延喜七年十一月十五日奏進、」とあるは、蓋しこの序文をさしたるものなり。また日本紀略によれば、元年奏進し、五年施行し、八年施行の宣旨を下さるとありて、七年奏進の事なく、施行兩度に及びたるが如し。卷數の如きも、序文とあはざれば、日本紀略を編纂したる時、切續などに誤謬ありたるにか、或は元年は雜格まで十卷を奏進し、五年施行せられつれど、尙修正すべきところありて、七年までの格を收め、新に臨時格二卷をそへて、十二卷となし、同年十一月奏覽し、更に八年施行の宣旨を下され、九年捺印し、十年諸國に命じて、謄寫せしめられたるものならんか。されど、序文には、元年奏進の事も、五年施行の事も見えざれば、なほ考究を要すべし。

この書の撰者中、藤原時平、大藏善行、三統理平の事は、三代實錄の條(七三)に載せたり。その外、藤原定國は、内大臣高藤の子にして、延喜六年、年四十にて薨じ、藤原有穂は、備前守直道の子なり。清和天皇

以下五朝に仕へ、七十歳にて薨じたり。平惟範は、大納言高棟王の子にして、延喜九年薨す。年五十五。紀長谷雄は、彈正忠貞範の子なり。清和天皇以下五朝に仕へ、中納言、從三位に至り、延喜十三年薨す。年六十八。藤原菅根は、右兵衛尉良尙の子なり。參議、從四位上に至り、延喜八年卒す。年五十三。藤原興範は、因幡介正世の子なり。清和天皇以下五代に仕へ、參議、正四位下に至り、延喜十七年薨す。年七十四。藤原道明は、相摸介保隆の子なり。大納言、右近衛大將に至り、延喜二十年、年六十五にて薨去せり。この書も、弘仁、貞觀の二格と同じく、早く亡佚して世に傳はらず。本朝月令、政事要略、明文抄等に引載し、類聚三代格等に採録したるものあるのみなりき。

類聚三代格 三十卷

弘仁、貞觀、延喜三代の格を併せ、これを分類したるものなり。弘仁格十卷、貞觀格十二卷、延喜格十二卷にて、三代格は三十四卷なるに、この書の三十卷なるは、蓋し三代格とは、その分類のさま、同じからざるが故なり。三代格は、各神祇官以下官省の次第に別ちて、外に雜と、臨時格とをそへたるに、この書は、神社事、佛事等、事物を以て分類したれば、全くその趣を異にし、おのづから卷冊にも増減ありしものなるべし。且つその量の多少によりて、或は分冊し、或は合本としたるものもありしなるべし。即ち右文故事に引きたる書目には、三十二卷とし、享祿本は、二十卷としたれば、卷數は、寫本によりて、一

致せざりしならんか。

この書は、いつの頃、何人の類聚したるものか詳ならず。その書名の見えたるは、後二條師通記寛治二年四月五日の條の裏書に、「類聚三代格第二云」とあれば、白河天皇の御代を下らざるものなる事を知るべし。なほこの書は、本朝法家文書目録に見えて、同日録は、既に通憲入道藏書目録にも掲げられたば、これによりても、そのなりし時代を推測するを得べし。この外、賴長の

台記に、久安四年四月十六日癸卯、今日於舟中見類聚三代格第一、書要文目於別紙、

と見え、通憲の子俊憲の貫首祕抄にも、「予案、爲職事之者、必可持之文、」として、この書を載せ、吉田經長の吉續記文永五年六月十八日の條にも、「不出仕、見類聚三代格、」など見えたり。以てこの書が、分類正しく、吏務をとるものは、必ず參考すべき良書なるを知るべし。

この書、今は缺卷となりて、完全なるものあらず。寫本の中、最も古きものを、東寺本とす。即ち

卷五奥書に、文永五年四月十八日、申請大判事殿章職本校點了、法曹末學彈正少忠中原職宗(花押)

本云、貞應三年八月廿一日、以判官殿御本合點了、誂他人定有□□

これに亞ぐものは、享祿本にして、その他の諸本互に出入あり。刊本は、弘化の刻本十六卷、享祿本六卷、國史大系本の三種あり。弘化の刻本十六卷は、尾張候所藏本を原本として、伴信友校本、齋部親成本、村井敬義本、稻葉通邦本、岡田啓本、村尾元融本等を以て、校正したるものなり。植松茂岳、野村正徳、高橋

廣道、神谷元平これにあづかれり。即ち第一上^{一之}第二下^{二之}第三古本^{三之}第四上^{四之}第五下^{五之}第六上^{六之}第七下^{七之}第八上^{八之}第九下^{九之}第十上^{十之}第十一上^{十一之}第十二上^{十二之}第十三下^{十三之}第十四古本^{十四之}第十五古本^{十五之}第十六古本^{十六之}なり。享祿本は、前田侯爵家所藏にして、二十卷あり。享祿の寫本にて、奥書に、

類聚三代格卷第十
仙伝の書様傳授の御書
享祿元年御書
名辭事
車力芥夫替了書
出稼事
賸物事

(藏所氏爲利田前爵侯)

享祿元年九月廿八日寫書了、以竹園御本寫之、件本以外虫損、仍如形摸之、蠹食之分闕如之、以他本可書加之、

卷十
享祿元年臘月十三日都督郎卷四
享祿三六一日了卷七上

などあり。都督郎は、太宰帥なり。享祿元年、三條西公條、權大納言にて、太宰權師を兼ねたり。この書は、三條西家の舊藏なりし事、如賀松雲公に見えたり。また「以竹園御本寫之」とあるは、伏見宮邦高親王の御筆なる、伏見宮家の御藏本を以て、公條の書寫したるよしなり。卷四の末に、「本書治承三年五月十五日書寫了、」とあるによれば、原本は、治承の寫なりしが如し。これを刊本と對照するに、

仙伝の書様傳授の御書
享祿元年御書
名辭事
車力芥夫替了書
出稼事
賸物事
仙伝の書様傳授の御書
享祿元年御書
名辭事
車力芥夫替了書
出稼事
賸物事
仙伝の書様傳授の御書
享祿元年御書
名辭事
車力芥夫替了書
出稼事
賸物事

三年五月十五日書寫了、」とあるによれば、原本は、治承の寫なりしが如し。これを刊本と對照するに、

第二上、第四、第六、第十、第十七、第十八の六冊は、弘化刻本に缺けたり。仍りて明治十七年、前田侯爵家にて、これを印行し、川田剛、栗田寛の兩博士、及び飯田武郷氏、其の校訂にあづかれり。國史大系本は、弘化刻本と、享祿本とを併せ、更に宮内省本、内藤廣前本、前田夏蔭本、黒川春村本等を以て校定して、二十卷となし、明治三十三年刊行したるものなり。その所載の篇目を檢するに、諸本各區々なり。

本朝法家文書目録に、類聚三代格目録

- 第一 神事上 序事 神社事 神封並租稅地子事 祭主幣帛事 神叙位並託宣事
- 第二 神事下 齋王事 神主禰宜事 科祓事 神郡雜務事 神社公文事 在諸國四度使事 勸學教事
- 第三 佛事上 造佛名事 經論並法會講僧事 修法事
- 第四 度者事
- 第五 佛事下 國分寺事 定額寺事 僧綱員位階並僧位所事 諸國講師事 僧尼禁忌事 家人事
- 第六 國忌事 供御事 廢置諸司事 加減諸司官員事

第七以下は、目録缺けたり。これを弘化刻本、及び享祿本と對比するに、異同あれば、蓋し別本たるべし。但し弘化刻本にも、古本あり。享祿本もまた、異るところあれば、今便宜により、享祿本の目録を掲げて、弘化刻本等の異同を註す。

卷第一

序事 神社事 神封並租地子事 祭並幣事 神叙位並託宣事 齋王事 神宮司神主

禰宣事戸座、養女等附出 科祓事 神郡雜務事 神社公文事

卷第二 佛事上

造佛々名事 經論並法會請僧事 修法灌頂事(以上弘化、刻本缺) 年分度者事(弘化刻本佛事中)

卷第三 佛事下

國分寺事 定額寺事 僧綱員位階並僧位階事 諸國講讀師事 僧尼禁忌事 家人事

卷第四

廢置諸司事 加減諸司官員並廢置事雜任(弘化刻本缺)

卷第五

分置諸國事 加減諸國官員並廢置事雜任附出 定官員並官位事 定内外五位等級事 定秩限

事 交替並解由事(弘化刻本缺)

卷第六

位祿季祿時服料馬事 要劇月料事 公廩事 事力並交替丁事 公糧事 贖物事(弘化刻本缺)

卷第七

公卿意見事 牧宰事 郡司事

卷第八

農桑事與賜力田勸農、民事、在幕賓部、 調庸事 封戶事神封在神事部、姓釋寺封在寺田部、 不動々用事

卷第十

釋奠事 國忌事 供御事(弘化刻本缺)

卷第十二

諸使並公文事(弘化刻本、此下に四度使並公文事、進青) 諸部、免除事在攝免部、の十七字あり 隱首括出浪人事(弘化刻本、此下に、微浪人調庸事在調庸部、免除事在攝免部、の十七字あり)

正倉官舍事

卷第十四

出舉事 借貸事 雜米事 義倉事 填納事 鑄錢並銅鉛事

卷第十五

校班田事釋戶口分田授一處事、在借貸部、 損田並租地子事神田租地子事、在神事部、 易田並公營田事 墾田並佃事 寺田

事 諸司田事高、勸學田、要劇田、月折田、射田、 職田位田公廩田事

卷第十六

閑廢地事 道橋事 船瀬並浮橋布施屋事 山野葦江河池沼事 堤堰溝渠事

卷第十七

國諱追號並改姓名事

蠲免事

赦除事

募賞事

文書並印事(弘化刻本缺)

卷第十八

軍毅兵士鎮兵事

統領選士衛卒衛士仕丁事

健兒事

器仗事

關並烽候事

夷俘並外

蕃人事

相撲事

國飼並牧馬牛事

驛傳事

材木事(弘化刻本缺)

卷第十九

禁制事

卷第二十

斷罪贖銅事諸司无故不上者放還本貫事在調庸部

この享祿本二十卷は、全部の巻數なるか、この目錄に記したるが如く、三十卷の中の二十卷までなるか明ならず。但し二十卷の中、既に卷九、卷十一、卷十三の四卷を逸したれば、その缺卷の跡からざりしは、言ふをまたす。よりにて檢校塙保己一、その逸文を諸書より抄出して、編修したるもの五卷あり。名づけて格逸といふ。後黒川春村、更に格逸に漏れたるもの三條を集めて、格逸々といへり。格逸、及び格逸々は、續々群書類從法制部に收めたり。
この書に就いて、参考すべきものをあぐれば、左の如し。

偽類聚三代格考	五	荷田春滿
三代格集解	七	河村秀根
享祿本類聚三代格考	一	未詳
類聚三代格考		佐藤誠實

古格 廿三卷

今傳はらず。古書に引きたる逸文もなければ詳ならず。或は弘仁格の撰進前、何人か、格文を集録したるものならんか。

諸本の中には、二十卷とし、二十二卷とし、三十卷とし、三十二卷としたるものあり。本朝法家文書目錄にも二十三卷とあれば、これに従ふべし。

天長格抄 三十卷 起延暦十一年、盡後太上天皇十年、

日本後紀撰修の時、編修したるものにて、延暦十年より、天長十年に至る格文を收めたり。後太上天皇は、淳和天皇の御事なり。この書のこととは、

本朝法家文書目錄に、天長格抄三十卷、起桓武天皇延暦十一年丙辰、

盡後太上天皇十年二月乙亥、

- 第一 神事部上
- 第二 神事部下
- 第三 佛寺部上
- 第四 佛寺部中
- 第五 佛寺部下
- 第六 釋教部 國忌
- 第七 供御部上
- 第八 供御部下
- 第九 倉廩賞賜部
- 第十 租稅部
- 第十一 封戸部
- 第十二 置官部
- 第十三 官位部 考選部
- 第十四 季祿部 公廩部
- 第十五 國科部 朝儀部
- 第十六 調庸
- 第十七 糧食部 義倉部
- 第十八 交易年料部
- 第十九 出納部 孝義産婦部
- 第二十 衣服部
- 第二十一 雜部
- 第二十二 醫牧部 兵器部 兵士防人部
- 第二十三 雜部 使事部
- 第二十四 禁制部
- 第二十五 保例
- 第二十六 夷俘部 賜地部上
- 第二十七 賜地部下 賜官部
- 第二十八 雜部上
- 第二十九 雜部中
- 第三十 雜部下
- 刑法部
- 官舎部

天長格抄、撰日本後紀之次、所抄出之例也、起桓武天皇延暦十一年正月、迄于後太上天皇十年二月乙亥、編次行事成、其臨時小事、朝堂大儀、入朝出使之類、有司所存者、文詞繁多不必錄、至於事經行用、必須爲例、一依本案、不勞改張、但以類相次、令便披尋、勒成卅卷、名曰天長格抄、庶令後世無煩遵行、目錄如左、

とあるにて、その編修の法、分類のさまなども知るを得べし。この書に就いては、

類聚符宣抄文譜事に、勘解由使

請被下宣旨借行天長格抄一部卅卷事在外記

右謹檢案内、使司依太政官去年五月四日符旨、修撰交替式、而件式所載官符、其文多疑、案據成

類、如今彼本官符等、皆在件書中、望請被下宣旨、暫借行正其紕繆、將遂撰定、但事畢之後、即將返納、

延喜十二年六月九日

主典 英保時幹
判官 壹志作範

大納言藤原朝臣忠平宣、宣依彼使借申、借行件格抄者、

同年八月廿三日

少外記 伴久 永奉

同十四年九月十日、且返奉廿五卷、史生物部吉門、十六日依數返奉了、勘解由主典奏貞興、

同書に、撰式所

請天長格抄一部卅卷

右勘造事類之間、爲尋勘年代並體例、所請如件、

延喜十九年八月十七日

左少史 阿部忠行
大外記 葛井清明

右大臣宣、宣借行者、

同九年九月一日

少外記 御船有世奉

など見えて、延喜交替式の撰修、事類の勘造によりて、官符の文字を校正し、年代體例を尋勘する爲め、

勘解由使、撰式所に貸附せしなり。なほ前田侯爵家所藏の西宮記卷十臨時丁に、「奉公之輩可設備文書」として、掲げたる禮儀政理の書中に、この書を入れたり。かゝるに、この書も、今は世に傳はらず。西宮記、政事要略、年中行事秘抄、河海抄、などにこれを引載したるものあるのみ。中に天長格としたるものあり。蓋しこの書なるべし。

格後抄

三代格以後の格、即ち延喜八年以後の官符等を撰修したるものなり。通憲入道藏書目錄にも、「一合第八十九櫃格後抄」とあれど、卷數詳ならず。この書も世に傳本なく、古書にこれを引用したるものは、左經記に、長元七年十一月廿九日乙卯、大夫史義賢朝臣持來出羽附交易絹解文一枚、○中云、左大辨御消息云、日來足下有所勞不出仕、可令奏者、令聞給留之由、義賢申云、武藏立野御馬、期日任例數可牽進之由、夜部奉宣旨、件御牧年貢數無所見、爲之如何者、即引勘格後抄、延喜九年給彼國口狀云、芳飼十五疋、毎年八月廿五日可進云々、即示此旨、とあるのみ。なほこの書の事は、後二條師通記に、寛治七年正月十二日、送民部卿許消息有返事、予至于今年、不能數度勤仕公事、格後抄只白地所借請也、至于今未設之、去年之比、或人可獻由、所令申也、

永長元年五月四日、奉造木像觀音、但造初日可轉讀也、格後抄見之、下知諸國云々、など見えたり。

格後事類

内閣本、神宮文庫本、前田本、神智文庫本、徳富本等、格後事類抄としたるもの多し。

今傳はらざれば、明ならねど、格後とあれば、これも延喜格撰定以後のものにて、官曹事類、外官事類の如きものなるべし。延喜十九年九月、撰式所の請によりて、事類を勘造するにより、年代、並に體例を尋勘するために、天長格抄三十卷を貸附したる事、類聚符宣抄に見えたり。○本文天長格抄の條に掲げたり。これによれば、延喜の末の頃、編修したるものなるべし。この書も今傳はらず。通憲入道藏書目錄に、「一合第八十七櫃、格後類聚抄十帖」とあるものは、書名稍似たれば、この書と同じきものならんか。

弘仁式 四十卷 弘仁十一年奏進、大納言冬嗣卿撰、

群書類従本、及び諸本中三十卷としたるものあり。

式は官省諸司の政務を管掌する心得を書きたるものなり。嵯峨天皇の御代、官省諸司に備へたる大寶以來の文案をとりて、編修したるものなり。故に内裏式の七日會式の際には、これを諸司式といへり。

始め桓武天皇の御代、左大臣藤原内膳、參議菅野真道等に勅して、格式を撰定せしめられしが、天皇の崩御によりて中絶したり。嵯峨天皇の御代に至り、内膳の子大納言藤原冬嗣、及び中納言藤原葛野麻呂、參議秋篠安人等に勅して、再び格式を編修せしめられたり。類聚三代格卷三、卷四、卷六に、弘仁十年造式所の名見えたれば、蓋しこの書編修の爲に置かれたるものなり。同十年に至りて完成し、同年四月、格十卷、式四十卷を施行せしめられたり。淳和天皇天長七年閏十二月七日、勅して更にこれを修正せしめて、中外に宣布せられたり。同日造式の功によりて、物部宿禰敏久を正五位下に叙し、八年十月、山上朝臣國守等四人、造式所に候したるを以て、位一階を進められたる事、類聚國史に見えたり。仁明天皇承和七年四月廿三日、勅して、弘仁格式の遺漏紙謬を補正せしめ、これを施行せられたり。詳なる事は、類聚三代格、本朝文粹に載せたる格式序、及び續日本後紀、享祿本類聚三代格等に見えて、本文弘仁格の條に載せたり。その篇目は、左の如し。

本朝法家文書目錄に、弘仁式一部四十卷弘仁十一年四月廿二日、與格奏進、

- 第一神祇一四時祭 第二神祇二臨時祭 第三神祇三大神宮 第四神祇四香宮 第五神祇五踐祚大嘗會 第六神祇六祝詞 第七神祇七神名一 第八神祇八神名二 第九神祇九神名三 第十神祇十神名四 第十一太政官 第十二中務内記 第十三中宮大舍人 第十四雜職 第十五内藏 第十六陰陽 第十七内匠 第十八式部下
- 第十九式部下 第二十大皇 第二十一治部 第二十二民部 第二十三主計上 第二十四主計下

- 第廿五主稅上 第廿六主稅下 第廿七兵部 第廿八造兵 第廿九四部 第三十判事
- 大藏掃部 第卅一宮内 第卅二大膳 第卅三木工 第卅四典藥 第卅五正親
- 第卅六采女 第卅七彈正 第卅八六衛府 第卅九左右近衛 第四十左右
- 左右兵庫 雜事

この書は、弘仁十三年撰ばれたる内裏式に、諸司式として掲載し、續日本後紀以下の書に引きたれど、今は亡佚して、纔に第十九式部下と、第廿五主稅上の二卷のみ存せり。この二卷も、近年九條公傳家所藏の古寫本延喜式の紙背より發見せられたり。二卷とも、首尾缺けて、書名なかりしが、これを延喜式と對照するに、その體裁、諸司の式にして、延喜式と本文に異同あり。その内容によりて、貞觀式にあらず、この書の殘卷なるを證するを得たり。即ち

甲 第十九式部下は、紙背に延喜式主稅下を書寫したるものにて、元正朝賀條以下三十三條あり。卷首缺けて、書名見えざれど、これを弘仁式とする徵證は、次の如し。

一 弘仁十一年正月、内掃部司と合併して、掃部寮となりたる類聚國史に見えたり。掃部司の名の處々に散見したるによれば、弘仁十年以前のものなる事を證すべし。

二 天長元年七月七日、平城上皇の崩御によりて、同三年七月七日相撲儀を七月十六日と改定したる事、類聚三代格に見えたり。この書は、内裏式（下にあり）と同じく、七月七日を相撲儀としたり。以

式の殘簡なりと推斷するを得たり。この二卷は、昭和三年及び同四年、東京帝國大學史料編纂所にて、寫真版として古簡集影に收め、同六年、表面の延喜式と共に、國寶に認定せられたり。

この書の世に傳はりたるは、式部、主税の斷簡二卷のみにて、他は悉く亡佚して、諸書にこれを引載したるものあり。明治二十八年の頃、余はこの逸文を抄纂して、一卷となし、式逸と名づけて、同三十九年續々群書類從の法制部に收めたるも。但し世に弘仁式と題したる寫本三十卷あり。卷數同じからず。且つ古書に引載したるものとはこの本文もあはざれば、偽書なる事は言ふを俟たず。なほ日下部勝泉の弘仁式考にそのよしを辨せり。

貞觀式 二十卷 貞觀十三年奏進、右大臣氏宗公撰

弘仁式に繼いで、清和天皇の御代編修せしめられたるものなり。貞觀十三年八月廿五日奏進し、同十月廿二日頒布して、施行せしめられたるものなり。そのさまは、

三代實錄に、貞觀十三年八月廿五日己亥、是日撰貞觀式畢、正三位守右大臣兼行皇太子傅藤原朝臣氏宗、參議民部卿正四位下兼行春宮大夫近江守南淵朝臣年名、參議正四位下行左大辨兼勘解由長官大江朝臣首人、從四位上行式部大輔菅原朝臣是善、勘解由次官從五位下兼行下野介紀朝臣安雄等、詣闕奏進、其都序曰、昔唐虞脩錄、稽古建官、鑿指龍言、弼予弘化、自後司存倍百、職事滋事、流例委

波、政津難涉、雖復假德敬風、懷才蔽事、不緣溫故、難得允釐、夫然、舊儀彰於漢代、要錄著于梁時、事之不以可已、蓋其在此乎、粵若弘仁聖帝、風超踐翼、化軼滋源、憲章日新、文物咸秩、爰降冲旨、以修撰作諸司式四十卷、雖機杼已遠、衣被無窮、然自燕而觀、有不盡矣、況復帝歲彌久、風儼積億、譬夫調琴瑟、有時當改張焉、伏惟今上陛下、遂元孚象、迪哲重光、臨衡室而凝神、御法宮而軫慮、思夫所以衝策先闕、躋衝克齊、除梗溢於政途、降輪奐於堂構、近故右大臣贈正一位藤原朝臣良相、知聖旨欲有興作、與太政大臣從一位藤原朝臣良房定議、奏可撰格式之狀、詔令右大臣正三位兼行皇太子傅藤原朝臣氏宗、參議民部卿正四位兼行春宮大夫近江守臣南淵朝臣年名、參議正四位下行右大辨兼勘解由長官臣大江朝臣首人、從四位上行式部大輔臣菅原朝臣是善、與勘解由次官從五位下兼行下野介臣紀朝臣安雄、右大史正六位上臣大春日朝臣安永、正六位上行彈正少忠臣布瑠宿禰道永、正六位下行大學大屬臣山田宿禰弘宗等、商榷古今、折衷文武、詳其流變、補彼舊章、設有取捨之宜、未知其辨、即請雖黃於上臺之口中、更忝天聽、式終筆削、然史舊式卷軸前修久爲代典於後、以芟夷附益、且恐似不率由、故准據、其誤謬遺漏、及變古宜今者、別錄爲二十卷、名曰貞觀式、方冀新舊兩存、本枝相待、不掩美於前覺、將垂裕於後昆、行之可久、用而無窮、猶兩儀之貞觀、歷千古而景式、至若朝會宴饗蕃客祭禮諸儀注等、文繁事碎、不載於斯、然厥辭意紛錯、式妨履行、詳加討論、用從修正、欲其與式參酌雙流於世、臣等才非博物、業謝通機、徒感江寧之從風、却慙王繩之垂象、謹序、

文中良房、良相の兄弟が、「定議、奏可撰格式之狀、」とあり。良相の薨去は、貞觀九年にあれば、それより以前に奏聞したるものなり。類聚三代格卷五、卷六、卷八などによれば、貞觀十二年の頃、造式所あり。蓋し、この書編修の爲に特に設けられたるものなり。但し「新舊兩存、本枝相待、不掩美於前覺、將垂裕於後昆、」とありて、舊來の弘仁式と並び行ひ、本篇枝冊として、施行せられしものなり。蓋し弘仁式施行以後、年序を歴て變改したるものあるを以て、編修したるものにして、前式に對して、卷冊の少きは、その故あるべく、「別錄爲二十卷、」とあるにても、これを證すべし。またこの書を頒行せられたる事は、享祿本類聚三代格に、太政官符

頒行貞觀式事

右從三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣、奉勅宣施之内外、盡使遵行、

貞觀十三年十月廿二日

と見えたり。所藏の篇目は、左の如し。

本朝法家文書目錄に、

貞觀式一部廿卷貞觀十三年八月廿五日奏進、

- 第一 神祇一
- 第二 神祇二
- 第三 神祇三
- 第四 神祇四
- 第五 神祇五
- 第六 太政官
- 第七 中務
- 第八 內藏
- 第九 式部
- 第十 治部
- 第十一 民部
- 第十二 主計
- 第十三 主稅
- 第十四 兵部
- 第十五 宮內
- 第十六 典藥
- 第十七 正觀
- 第十八 彈正
- 第十九 左右近衛
- 第二十 雜

この書撰者の中、藤原氏宗の事は、貞觀格の條に、南淵年名、大江音人、菅原是善の事は、文德實錄の條にのせたり。

この書も、今世に傳はらず。本朝月令以下の諸書に援引したるものあるのみ。よりて、明治二十八年の頃、予はその逸文を抄纂して、一卷となし、弘仁式逸文と併せて、式逸と名づけ、後これを續々群書類從法制部に收めたり。

延喜式 五十卷 延長五年、右大臣忠平等奏進

弘仁貞觀の二式を併省し、開元、永徽の式例に準據して、編修したる諸司の式なり。弘仁、貞觀の二式と併せて、三代式といへり。延喜五年編纂に著手し、延長五年に至りて、これを奏上せり。その藤原時平、同清貫、大中臣安則、伴久永、阿刀忠行等の

上延喜格式表に、

臣忠平等言、竊以、天覆地載、聖帝則之育民、陰慘陽舒、明王象之馭俗、雖則朴盡彫至、馳驚之迹、古今不同、然而立法垂規、勸誡之道、夷隆一致、嵯峨太上天皇化周天壤、澤覃潤泉、制格式之明文、貽簡冊

於昆季、六典詳其綱紀、百寮无所依違、斯固納軌之楷模、經國之准的者也、貞觀先帝繼受寶命、誕膺洪基、救百王之澆漓、導萬民於富壽、憲章所以學矩、凡例由其重規、暨乎年代稍遐、質文遞起、莫不變通之道、南北分岐、號令之流、淺深別派、皇帝陛下、道四三皇、德六五帝、灑甘雨以遍普天之澤、扇淳風而拂率土之塵、重賞輕刑、雲騰之鬪忘鷙、省徭薄賦、野鹿之群不驚、然猶恐惠化未周、頑民陷法、遂降冲旨、彌繕隄防、增損往策之科條、裨補前修之殘缺、臣等謹奉綸命、忽履薄冰、於是搜古典於周室、擇舊儀於漢家、取拾弘仁貞觀之弛張、因修永徽開元之沿革、勒成一部名曰延喜格式、但格十二卷、筆削早成、往年奏御、式五十卷、撰集纒畢、今日上聞、臣等誠非老彭、勤在祖述、聊窺其膠理、寧達彼音旨、伏願、洪慈曲降照鑒、特垂宥容、謹詣闕拜表以聞、臣忠平等誠惶誠恐頓首頓首謹言、

延長五年十二月廿六日

同書序仁、蓋聞、蒼精黃神之聖、觀人文以化天下、伊川竭水之靈、則乾象而垂法度、故百官以理、自有高枕之君、萬民以治、乃見擊壤之叟、弘仁聖主、德照龜圖、化降鳥運、君唱臣和、風雲之契斯得、上安下樂、魚水之符克諧、爰降綸旨、作諸司式冊卷、所謂國之權衡、民之辨策者也、貞觀天朝、亦降睿旨、商推古今、撰式廿卷、新舊兩存、本枝相待、然猶後式攸錄、事多漏略、今上陛下、體元履正、御斗提衡、以爲貞觀十二年以來、炎涼已久、文案差積、加以前後之式、章條既同、卷軸斯異、諸司觸事、檢閱多岐、因茲延喜五年秋八月、詔左大臣從二位兼行左近衛大將藤原朝臣時平、遣從三位守大納言兼行右近衛大

將春宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣定國、中納言從三位兼行民部卿藤原朝臣有德、參議大藏卿正四位下兼行播磨權守平朝臣惟範、參議左大辨從四位上兼行讚岐權守紀朝臣長谷雄、從四位下行式部大輔兼春宮亮備前守藤原朝臣菅根、從四位下行文章博士兼備中權守三善朝臣清行、民部大輔正五位下兼行勘解由次官但馬守大藏朝臣善行、權左少辨正五位下兼行勘解由次官藤原朝臣道明、從五位上行神祇大副大中臣朝臣安則、從五位下行大內記兼周防介三統宿禰理平、外從五位下行明法博士惟宗朝臣善經等、准據開元永徽式例、併省兩式、削成一部、撰定未畢之間、公卿大夫、頻年薨卒、仍同十二年春二月、勅從三位守大納言兼右近衛大將行春宮大夫藤原朝臣忠平、從四位下守左大辨兼勘解由長官橘朝臣澄清等、共隨先業促其裁成、至延長三年秋八月、重遣大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫、與前奉詔者大中臣朝臣安則、及從五位上行勘解由次官兼大外記臣伴宿禰久永、外從五位下行左大史臣阿刀宿禰忠行等、同催撰緝、責其成功、爰蒙明制、參詳討、搜符案於官曹、摭文記於臺閣、究本尋源、編新隸舊、至如祭祀宴饗之禮、朝會蕃客之儀、大小流例、內外常典、事存儀式、不更載斯、我后留情庶官、屬想衆務、論王道之興衰、驗時俗之厚薄、屈太陽之洪暉、照高閣於螢燭、柱溟渤之巨浪、酌下言於牛溲、有利於人可舉行者、有害於物可革去者、悉以制置、垂範來裔、凡起弘仁舊式、至延喜新定、前後綴叙、筆削甫就、總編五十卷、號曰延喜式、庶使百川之流、皆歸於海、萬日之紀、俱理於綱、臣等勤非簡要、道謝清通、雖猥銜慈綸、陶淳風於甲合、然恐僭嚴制、致肅霜於秋官、謹序、

とあり。即ち延喜五年、左大臣時平等に勅して、編修せしめられしが、同六年には、藤原定國、同七年には、藤原有徳、同八年には、藤原菅根、同九年には、時平、及び平惟範等薨去したれば、同十二年二月、藤原忠平等に勅して、その撰修を促がさしめ、延長三年に至り、重ねて督責せしめられ、五年二月、これを奏したりしなり。なほ忠平の真信公記延長二年九月十日、同十二年、同十六日、同廿五日、十月六日、同十二年、十一月六日、同十三日、十四日、十五日、三年三月廿五日、廿六日、九月十日、十一日、十八日、十月八日、同十一月、同十二月、十一月二十三日、閏十二月一日の各條に、「定式」と記したり。同二年十一月十五日、同十一月二十三日、閏十二月一日の條には、「戸部來定式事、」など見えたり。戸部は、民部卿の唐名にして、民部卿は、序文に見えたる藤原清貫なり。久永宿禰は、大外記伴久永にて、序文にあり。この式撰定に就いては、忠平最も心を竭したりしが、編修に關係したるものは、撰式所に出仕して撰録したるが如し。撰式所の事は、類聚符宣抄卷六にのせたる延喜十四年、同十九年の符によりて、これを徴すべし。此の如く、延長五年二月に至りて完成し、これを奏進したりしが、村上天皇天曆元年八月の頃まで、撰式所を置かれたる事、日本紀略に見えたり。そのこれを頒布せられしは、冷泉天皇の御代にあり。そは岩崎文庫所藏の

符宣抄に、太政官符 五畿内諸國司

頒下延喜式事

右從二位行大納言兼民部卿藤原朝臣在衡宣、奉勅、宣施之内外國使遵行者、諸國承知依宣行之、符到奉行、

從五位下守左少辨平朝臣借行

從五位下行右大史兼伊豫介物部安國

康保四年十月九日○日本紀略作七月

日本紀略に、安和元年正月十七日辛丑、今日諸卿著結政座、請印延喜式五十卷、

など見えたり。延長五年より、四十年の後、康保四年に至り、始めて、施行せられたるは、如何なる故か。奏進の後、醍醐天皇は程なく崩御せられ、その後、朱雀、村上二代の間、高閣に束ねられ、康保四年五月、村上天皇崩御の後、年を超えずして、これを施行せられたるは、深き理由あるべけれど、徴すべきものなければ詳ならず。この書の篇目は左の如し。

卷第一 <small>神祇一 四時祭上</small>	卷第二 <small>神祇二 四時祭下</small>	卷第三 <small>神祇三 臨時祭</small>	卷第四 <small>神祇四 伊勢太神宮</small>	卷第五 <small>神祇五 齋宮寮</small>	卷
第六 <small>神祇六 齋院司</small>	卷第七 <small>神祇七 大嘗會</small>	卷第八 <small>神祇八 祝詞</small>	卷第九 <small>神祇九 祈名帳上</small>	卷第十 <small>神祇十 祈名帳下</small>	卷第十
一 太政官	卷第十二 <small>中務省 典論</small>	卷第十三 <small>中宮寮</small>	大舍人寮	卷第十四 <small>建殿寮</small>	卷第十五
内藏寮	卷第十六 <small>陰陽寮</small>	卷第十七 <small>内匠寮</small>	卷第十八 <small>式部省上</small>	卷第十九 <small>式部省下</small>	卷第二十
大學寮	卷第廿一 <small>治部省 玄蕃寮 諸陵寮</small>	卷第廿二 <small>民部省上</small>	卷第廿三 <small>民部省下</small>	卷第廿四 <small>主計寮上</small>	

延喜式

- 卷第廿五 主計寮下 卷第廿六 主稅寮上 卷第廿七 主稅寮下 卷第廿八 兵部省 卷第廿九 刑部省
- 四獄司 卷第卅 大藏省 卷第卅一 宮内省 卷第卅二 大膳職上 卷第卅三 大膳職下 卷第卅四
- 木工寮 卷第卅五 大炊寮 卷第卅六 土殿寮 卷第卅七 典藥寮 卷第卅八 掃部寮 卷第卅九 正親
- 内膳司 卷第四十 造酒司 主水司 卷第四十一 彈正寮 卷第四十二 左右京職 卷第四十三 春宮坊
- 卷第四十四 勸解山使 卷第四十五 左右近衛府 卷第四十六 左右衛門府 卷第四十七 左右兵衛府
- 卷第四十八 左右馬寮 卷第四十九 兵庫寮 卷第五十 雜

この書の撰者中、藤原時平、大藏善行の事は、三代實錄の條に、藤原定國、藤原有徳、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、三善清行、藤原道明の事は、延喜格の條にのせたり。この外藤原忠平は、昭宣公基經の子なり。從一位、關白、太政大臣に至り、天曆三年薨す。年七十。橘清澄は、信濃守良基の子なり。中納言、從三位に至り、延長三年薨す。年六十五。藤原清貫は、參議保則の子なり。大納言、正三位に至り、延長八年、年六十四にて薨去せり。

この書撰定以後、復撰式の事聞えざれば、永く世に行はれて、西宮記、北山抄、政事要略以下の諸書に引用せられたるもの多く、

三長記に、建久七年十一月八日癸未、(兼實)參殿下、(良經)次參内大臣殿、和漢御談移時、(敦通)條關白殿出仕之時、延喜式一部被入御車云々、是御談也、

とありて、大二條敦通は、參内の時、この書を車に入れて、閲讀したるよしなり。また左大臣頼長の

台記には、久安四年正月六日乙丑、延喜式五十卷亥刻見了首付、自去々々冬之比初見之、漢家學際、及在間所之時見之、仍今日、今夜表書、

とありて、頼長もまた、これを閲了して、標書を施したり。また日野資宣の

仁部記には、文永十二年二月五日、或人云、昨日延喜式被講云々、殿下、前右府、内府、二條大納言入道、治部卿、別當右衛門督殿、左右辨宮内卿等也、大承讀申之、職事辨官隨御過、(加力)可相聽衆云々、

とあり。攝政一條家經、前右大臣花山院通雅、内大臣同師繼等集りて、この書を講じたり。近くは、大正十五年十一月十三日、國學院大學に於いて、延喜式撰上記念講演、及び展覽會を開催せられたり。

この書書寫校定の事は、

金澤文庫本奥書に、文永三年十月三日、以原内武衛之本書寫校合畢

越州刺史平(花押)

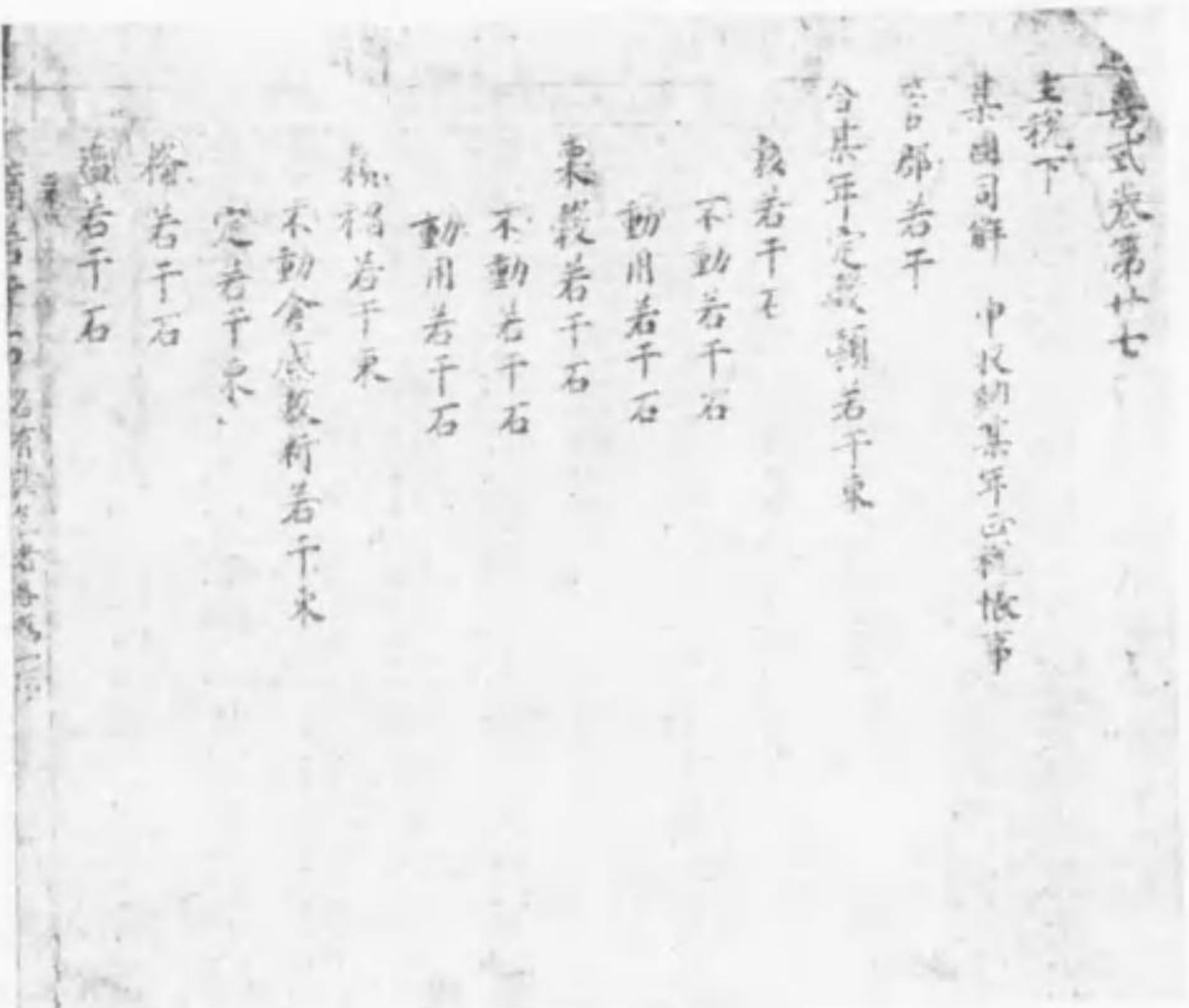
本云安貞二年四月九日書寫了

圖書允豊原奉重

同十三日交點了

とあり。また甘露寺元長は、この書を手寫したる事、元長卿記文龜四年正月十二日の條に見え、中御門宣胤が、三十六卷書寫したる事、宣胤卿記永正元年五月の條に見えたり。

この書の寫本の世に傳はりたるは、九條公傳家所藏の二十八卷本を最も古しとす。平安朝に於ける



(藏所氏秀道條九爵公)

し、明暦三年、その闕卷を補刻し、寛文七年、松下見林神名帳を訂正して、舊刊の文字を刪補し、享保八年、更に刻字を補正したり。されど、上木の時より、享保まで、終始一板にして、別に彫板したることなく、唯

刪補訂正を施したるのみなりしが如し。その後、文政十一年、雲州松江の城主松平出羽守齊貴、父齊恒の遺志をうけて、これを上木したり。世に雲州版と稱するもの是なり。別に考略七卷、同附録三卷をそへたり。附録には、延喜式考、延喜式序考證、及び諸本の序跋、祥瑞考をのせたり。後これを國史大系に收め、また撰上一千年記念として、皇典講究所全國神職會にても、これを校訂して刊行したり。この書の註釋書、參考書は頗る多しといへども、全部に亘りたるものは稀にして、概ね一部分に關するものなり。殊に神祇式の中祝詞、及び神名帳最も多し。

延喜式集解	一	河村秀根
首書大神宮式	一	度會延佳
齋宮式考證	一	御丞清直
祝詞式正訓	一	平田篤胤
祝詞考解	六	賀茂真淵
祝詞考	三	同
祝詞式略註	二	小野高潔
祝詞講義	一五	鈴木重胤
延喜式祝詞外誌	二	松本秀業

延喜式

祝詞切幣	一	物集高世
祝詞略解纂補	六	久保季茲
祝詞正解	二	青柳高靱
頭註延喜祝詞諺解		水野秋彦
祝詞要義	三	秋山光條
延喜式祝詞通義	四	越智通平
祝詞演義	二	船曳鐵門
祝詞解	二	桂山枝
祝詞講義	一	春山頼母
祝詞新講	一	次田潤
この外大祓、出雲國造神壽等のみのは略す。		
延喜式神名帳頭註	一	未詳
延喜式神名帳秘釋	一	同
延喜式神名帳略註	一	同
延喜式神名比保古	一五	大山爲起
神名帳考證	二	桑原弘雄

この外各國の官社式社の考説等甚だ多し、今これを省略す。

延喜式神名帳考證	一七	伴信友
延喜式神名帳檢録	四	未詳
神名帳考證土代	六	伴信友
神名帳叢説並附註	一五	黒川春村
延喜式備忘太政官	一	未詳
讀式翼	五	日野資矩
延喜式馬品考	一	下田師古
式内染鑑	一	松岡辰方
延喜式藥品考	一	黒田伴存
延喜式祥瑞考證	三	河村秀根
延喜式工事解	三	春田永平
延喜式工事通解	一	同
同圖翼	一	同
木工寮式土工葺瓦工考	一	狩谷望之
延喜式束把考	一	未詳
延喜式		

弘仁儀式 十卷

群書類從本、及び二三の本に、十二卷としたるものあり。

恒例臨時に行はる、朝儀の次第を記したるものなり。嵯峨天皇の御代撰ばれたるものなれば、これを弘仁儀式といへり。今世に傳はらず、また古書に引載したるものも見えず。本朝法家文書目録に載せたる篇目は左の如し。

- 第一 踐祚大嘗祭儀上
- 第二 踐祚大嘗祭儀中
- 第三 踐祚大嘗祭儀下
- 第四 即位儀 讓國儀 立皇后儀 立太子儀 皇太子加元服儀 任僧綱儀 叙内親王以下儀 任參議以上儀 内裏任官儀 任女官儀 奏銓擬郡領儀 太政官叙位郡領儀 太政官應任出雲國造儀 出雲國造奏壽詞儀
- 第五 正月七日儀 正月八日講最勝王經儀 正月八日賜女王祿儀 正月十五日於宮内省進新儀

儀 十六日踏歌儀 十七日親射儀

- 第六 正月廿二日賜馬料儀 二月十日申春夏季祿目錄儀 二月十日於太政官廳申三省考選目錄儀 二月十一日列見成選主典以上儀 二月廿二日賜春夏季祿事 賜位祿儀 三月一日於兵庫寮試生等儀 四月七日奏成選短冊儀 四月十五日授成選位記儀
- 第七 四月廿八日牽駒儀 五月五日親騎射儀 五月六日儀 七月廿五日相撲儀
- 第八 八月十一日太政官定考儀 九月九日菊花宴儀 十一月進御曆儀 十一月中丑日奏御宅田稻數儀 進御藥儀 奉山陵幣儀 奏年終斷罪儀 毀位記儀 舉哀儀 弔喪儀
- 賜品位儀 大攤
- 第九 明堂儀 告朔儀 五位以上上表儀 飛驒儀 固關使儀 驛傳儀 奏詔書儀 捺印五位以上位記儀 少納言等常奏儀 兵庫覆奏儀 賜進鈴儀 行幸時賜進鈴儀 百官上賀表儀 衛府兵衛奏儀 衛士交替儀
- 第十 賜將軍節刀儀 將軍進節刀儀 遣唐使進節刀儀 渤海國使進王啓並進物儀 賜渤海客饗儀 賜渤海客宴儀

この儀式には、賀茂祭の儀をのせず。内裏式、貞觀儀式に至りて、始めてこれをのせたり。賀茂祭儀の中祀に列せられたるは、弘仁十年三月なれば、以て本書は同年以前になりしものなるを知るべし。

貞觀儀式 十卷

恒例臨時の儀式を記したるものにて、清和天皇の御代撰ばれたるものなり。卷數は、本朝法家文書目錄も十卷としたり。同日録に載せたる篇目は左の如し。

- 第一 新年祭儀 春日祭儀 大原野祭儀 園並韓神祭儀 平野祭儀 松尾祭儀 賀茂祭儀
- 第二 踐祚大嘗祭儀上
- 第三 同祭儀中
- 第四 同祭儀下
- 第五 正月八日講最勝王經儀 鎮魂祭儀 新嘗祭儀 五節舞儀 二季晦日御贖儀 大祓儀
- 第六 元正受朝賀儀 元日御豐樂院儀 禮服儀 上卯獻御杖儀 正月二日朝拜皇后儀
- 第七 正月七日儀 十六日踏歌儀 十七日親射儀 二月上丁釋奠講論義
- 第八 四月廿八日牽駒儀 五月五日節儀 同六日儀 相撲節儀 九月九日菊花節儀 正皇太子儀

- 月八日叙内親王以下儀 同日賜女王祿儀 任官儀 任僧綱儀 任女官儀
- 第九 正月十五日於宮内省進御新儀 同月廿二日賜馬料儀 二月十日於太政官廳申三省考選目錄儀 同月十一日列見成選主典以上儀 二月十日申春夏季祿目錄儀 二月廿二日賜季祿儀
- 朝堂儀 三月一日於鼓吹司試生等儀 四月一日奏成選短籍儀 四月十五日授成選位記儀 奏銓擬郡領儀 太政官廳補任郡領並授位記
- 第十 八月十一日太政官定考儀 十一月一日進御曆儀 同廿三日賜位祿儀 同月中丑奏御宅田稻數儀 奉頒山陵幣儀 追儺儀 太政官曹司廳任紀伊國造儀 飛驒儀 固關使儀
- 驛傳儀 賜遣唐使節刀儀 遣唐使進節刀儀 賜將軍節刀儀 將軍進節刀儀 毀位記儀 弔喪儀 賜品位儀

あるを指摘し、且つ卷十奉頒山陵幣儀の陵墓の名號の傍註に、清和外祖母とありて、御追號を記したれば、貞觀のものにあらずといへり。平田篤胤もまた、古史微開題記に、今の世にあるものは、やがてこの目錄に儀式十卷とあるもの、事にて、桃華藥葉にも、十卷とあるにあへば、これとは、またく別のものにて、貞觀の字は、荷田在滿が加へたるものなるよし論じたり。されど、栗田寛博士の貞觀儀式考栗里先生雜著 卷十二所載には、卷十荷前の墓數をのせたるものによれば、年代の貞觀なるべきは明にして、また政事要略に引きたるものと同文なる事、本朝法家文書目錄に載せたるものと、卷數目次あひたりといふ、三つの微證を列擧して、同書なるよしを辨じたり。なほ同博士は、この書の制定を、貞觀十三年九月より、十四年十二月の間にありとしたり。これによりて、世に傳はりたる儀式十卷の貞觀儀式なる事は、明瞭となれり。但しその制定の年月を貞觀十四年十二月以前としたれど、卷十奉頒山陵幣儀によれば、寧ろ同十四年十二月以後のものとすべきが如し。そは貞觀十四年十二月十二日、十陵を改定して、大枝山陵を除き、後山階山陵を加へられたる事、三代實錄に見えしが、この儀式卷十に、後山階山陵を記したるを以て、これを證すべし。

この書は、天保五年山田以文の校定したる刻本、及び昭和四年故實叢書に收めて、刊行したるものあり。この書の註釋書は左の如し。

儀式集解

河村秀根

貞觀儀式鼓吹司試生儀解	一	荷田在滿
貞觀儀式鼓吹司陣法式	一	未詳

延喜儀式十卷

延喜の頃、撰定せられたる恒例臨時の朝儀なり。今世に傳はらず。卷數は、本朝法家文書目錄と同じく十卷なり。同目錄に載せたる目錄は左の如し。

- 第一 祈年祭儀 春日祭儀 大原野祭儀 園並韓神祭儀 釋奠講論儀 平野祭儀 松
- 尾祭儀 賀茂祭警固儀 同祭儀 奏御卜儀 月次祭儀 神今食儀 大殿祭儀
- 第二 踐祚大嘗祭儀上
- 第三 同祭儀中
- 第四 同祭儀下
- 第五 即位儀 讓國儀 立皇后儀 立皇太子儀 皇太子加元服儀 任僧綱儀 叙内親
- 王以下儀 任參議已上儀 内裏任官儀 任女官儀 奏銓擬郡領儀 太政官應叙任郡領儀
- 太政官應任出雲國造儀 出雲國造奏壽詞儀
- 第六 元正朝賀儀 元日御豐樂院儀 禮服制儀 正月二日朝拜皇后儀 同日拜賀皇太子儀 上卯

- 日進御杖儀 正月七日儀 正日八日講最勝王經儀 同日賜女王祿儀 正月十五日於宮内省進御薪儀 正月十六日踏歌儀 正月十七日親射儀 同二十三日賜馬料儀
 - 第七 二月十日申春夏季祿日錄儀 同日於太政官廳三省申考選目錄儀 同月十一日列見成選主典已上儀 廿三日賜春夏季祿儀 廿五日授成選位記儀 廿八日駒牽儀 五月五日觀騎射儀 五月六日儀
 - 第八 七月廿五日相撲儀 八月十一日太政官定考儀 九月九日菊花宴儀 十一日奉伊勢太神宮幣儀 十一月一日進御曆儀 中丑日奏御宅田稻數儀 鎮魂祭儀 新嘗祭儀 大歌並五節舞儀 二季晦日御贖儀 大祓儀 進御藥儀 奉山陵幣儀 奏年始斷罪儀 十二月大儺儀 毀位記儀
 - 第九 朝堂儀 告朔儀 五位以上表儀 飛驒儀 固關使儀 驛傳儀 奏詔書儀 捺印五位以上位記儀 少納言尋常奏儀 兵庫覆奏儀 賜進儺儀 行幸時賜進鈴儀 百官上賀表儀 衛府兵仗奏儀 衛士交替儀
 - 第十 賜將軍節刀儀 將軍進節刀儀 賜遣唐使節刀儀 遣唐使進節刀儀 渤海國使進王啓並信物儀 賜渤海客饗儀 賜渤海客宴儀 舉哀儀 弔喪儀 贈品位儀
- これを弘仁、貞觀兩儀式にのせたるものと對照するに、弘仁儀式にありて、貞觀儀式になきもの廿三

條、延喜儀式になきもの三條あり。貞觀儀式にありて、弘仁儀式になきもの三十條、延喜儀式になきもの六條あり。また延喜儀式にありて、貞觀儀式になきもの二十五條、弘仁儀式になきもの三十二條あり。これによりて、延喜儀式は、弘仁、貞觀の兩儀式を併合して、撰定したるものなる事を推知すべし。序文傳はらざれど、蓋し延喜式の項に述べたるが如く、弘仁、貞觀二式を併省して、延喜式を制定したると同じきものなるべし。されば、藤原俊憲の貫首秘抄に、「予案、爲職事之者、必可持之」として、この書名をあげたり。然るに、貞觀儀式は、傳本あれど、延喜儀式は、いつしか亡佚して傳はらず、井上頼因博士の舊藏玉篋に収録したるものに、儀式二卷あり。卷五、卷六にして、下に延喜と註したり。これを前掲の篇目と對照するに一致したれば、この書の斷簡なる事明なり。但し卷六は、禮服制儀までにて、その大部分缺逸せり。

奥書に、右藤貞幹所校延喜儀式二卷、借道家大門藏本寫、明治十九年丙戌三月井上頼因、とあり。また圖書寮藏本に、延喜儀式と題したるもの十卷あれど、その篇目延喜式と合はず、貞觀儀式と同じきものなり。

この書を古書に引載したるものは、第一賀茂祭、鴨脚文書第二踐祚大嘗祭儀の中御禊、北山抄第五立后、中右記實治七年二月第六の中元日御豐樂院儀、江次第抄正月七日儀、江次第抄正月八日講最勝王經儀、江次第抄五月十七日親射儀、江次第抄九告朔儀、年中行事抄等あり。

内裡式 三卷 右大臣冬嗣等、奉勅撰

禁中にて行はる、恒例臨時の儀式を記したるものなり。卷數本朝法家文書目錄も同じく、三卷にて世に傳はれり。

この書は、嵯峨天皇弘仁十二年正月三十日、藤原冬嗣、良峯安世等、勅を奉じて撰定し、淳和天皇天長十年二月十九日、清原夏野、藤原吉野、紀長江、春澄善繩等、勅を奉じて、儀式の中、更革變改せるところあるをば、酌酌取捨して、増損を加へ、繆を正し闕を補ひて、修正せしものなり。そは

序文に、蓋儀注之興、其所由來久矣、所以指曉於與人納于軌物者也、皇上雖以樽酌、節文未具、覽之者多岐、行之者滋惑、乃詔正三位守右大臣兼行左近衛大將藤原朝臣冬嗣、中納言從三位兼行左衛門督陸奥出羽按察使臣良峯朝臣安世、權中納言從三位兼行春宮大夫左兵衛督臣藤原朝臣三守、從四位下行中務大輔臣朝野宿禰鹿取、皇后宮大夫從四位下兼行近江守臣小野朝臣峯守、文章博士從五位下兼行大内記臣桑原公腹赤、從五位下行大内記臣滋野宿禰貞主等、令修定焉、於是抄摭新式、採綴舊章、頻要修緝、斯朝憲、取捨宜斷於天旨、起于元正訖于季冬、所常履行、及臨時軍國諸大小事、以類區分、勅成三卷、庶其升降之序、隆殺之儀、披文即曉、臨事靡滯、各修厥職、守而弗忘、衆聞書義近於此、卷下末尾に、内裏雖指曉之闕往日既定、而折旋之儀頃年頗革、或有節會供張出入門闌、徒記舊時、未

善新變者、聖上鑒其踏難、斯盡會通、斟酌隨宜、取捨先斷、廻詔臣等四人、令綴緝焉、謹稟衷旨、詳加増損、刊補繆虧、繕寫甫就、

天長十年二月十九日

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣清原真人夏野

と見えて、藤原吉野、紀長江、春澄善繩の連署あり。その篇日は、左の如し。

上卷 元正受群臣朝賀式並會 七日會式 八日賜女王祿式十一月 上卯日獻御杖式 十六日

踏歌式 十七日觀射式

中卷 奏成選短冊式 賀茂祭日警固式 奏銓擬郡領式 五月五日觀馬射式 五月六日觀馬射式

七月七日相撲式 七月八日相撲式 九月九日菊花宴式 十一月進御曆式 十一月奏御宅

田稻數式 十一月新嘗會式 十二月進御藥式 十二月大饗式

下卷 敍内親王以下式 任官式 任女官式 詔書式

中卷十一月進御曆式に「自承和十年、依右大臣宣、開司退出、即少納言率内豎六人、入自日華門、令舉机而出、省侍臣以下之机、」と見え、新嘗會式にも、「自承和年中、」と註したるもの三ヶ所あり。以て仁明天皇の御代にいたりて改定せられたるところあるを見るべし。但し本朝月令に「六月十日奏御卜事、見内裏式」晦日神祇官奉荒世和世御贖物事、見内裏式とし、新儀式將軍賜節刀の事の儀に、「見内裏式」と註し、飛驒事の中に、「内裏式載南殿儀、」其儀皆見内裏式、並儀式等也、とあるものは、この篇日中に見えず。是等は、い

づれも、次の内裏儀式一卷の中にのせたるものなり。但し新儀式皇太子加元服事の中に、或は内裏儀式と註し、或は内裏式と註したるによれば、儀式の儀を略したるものなるべし。且つ

晴富宿禰記に、文明十一年十二月廿二日、自禁裏被借召之間、内裏儀式三卷進上之、付妙蓮了、但直可進之由被申之間、付戸部了、

とある内裏儀式は三卷にして、下の内裏儀式一卷とあるにあはず。以て内裏式をば内裏儀式とも稱したるを見るべきなり。

この書は、朝儀を行はるゝをり、宮に納めて、御座の側に置きたる例にて、これを式宮といへり。そは

春記に、長久元年十月十八日庚子、參右府申給内裏式上中下卷、是關白御定也、内裏式已燒亡、仍欲

書寫之處證不候、可申右府之由依被仰、○中内裏式以御書所衆等、可令書寫之由、仰藏人資成了、其本

奏事由、同給資成了、十一月四日乙卯、初出御南殿日也、○中予置式宮於西置物机、件式上中下三帖也、入宮

非指故實、只臨近代而已、又新書寫也、

この式の撰者、藤原冬嗣、良峯安世、朝野鹿取、小野峯守、清原夏野、藤原吉野の事は、日本後紀の條に、春澄善繩の事は、續日本後紀の條に、藤原三守の事は、弘仁格の條にのせたり。

この書は、享和三年の刊本あり。群書類從卷七十九に收め、近年故實叢書に收めたるものあり。この書の参考書は左の如し。

内裏式圖考 二

内裏儀式 一卷

こと禁中にて行はるゝ恒例臨時の儀式を記したるものにて、一卷あり。本朝法家文書目錄に、「内裏儀式一卷」とありて、その篇目をのせたり。即ち

- 兵部覆奏式 大駕南簿 飛驒式 冊命皇后式 冊命立太子式 齋内親王參入伊勢式
- 出雲國造奏神壽詞式 彼位式 衛府兵杖奏式 衛士交替式 告朔式 百官上賀表式
- 五位以上上表式 賜遣唐使節刀式 入唐使進節刀式 賜將軍節刀式 賜鑰並進式 行幸
- 時賜鈴並進式 少納言尋常奏式 六月奏御卜式 十二月同式 六月神今食祭式 十二月
- 同 六月御贖式 十二月同 九月十一日奉幣伊勢太神宮式 十二月別貢諸陵幣式 晦日
- 進御麻式 正月朝拜天地四方屬星及山陵式

とあり。今世に傳はりたるものの篇目は左の如し。

- 正朔拜天地四方屬星及二陵式 賜鑰並進式 行幸時賜鈴並進式 元正受群臣賀式並會 少
- 納言尋常奏式 七日宴會式 八日賜女王祿式新嘗會同 上卯日獻御杖式 十六日踏歌式
- 十七日觀射式 每晦日進御麻式 賀茂祭日警固式 奏成選短冊式 五月五日觀馬射式

今試に本朝法家文書目録に載せたる内裏儀式の篇目と、この書の傳本をのせたる篇目とを對照するに、法家文書目録の賜鑰並進式より、少納言尋常奏式に至る三篇、晦日進御廡式、及び次の正月朝拜天地四方屬星及山陵式の二篇は、傳本と合ひ、その他法家文書目録の廿四篇、及び傳本の九篇は、各異なり。なほ法家文書目録の内裏儀式の篇目と、内裏式の篇目とを對照するに、同一なるものなく、内裏儀式の傳本の篇目中九篇、即ち法家文書目録の篇目と合はざるものは、悉く内裏式の篇目の中にあへり。なほ古書に引載したるものを見るに、飛驒式、新儀冊命皇后式、新儀北山告朔式、年中行五位以上上表式、新儀賜遣唐使節刀式、新儀六月御贖式、本朝月令六月奏御卜式、本朝月令九月十一日奉幣伊勢大神宮式、西宮記北山正月朝拜天地四方屬星及山陵式、北山抄讓位式、北山皇太子加元服式、新儀等あり。讓位及び皇太子元服の外は、いづれも、法家文書目録に見えたるものなり。この書の傳本にあるものは、正月朝拜天地四方屬星及山陵式等のもの、み、未だ傳本にありて、法家文書目録になきものを、内裏儀式として引きたるものあるを見ず。前掲の如く、法家文書目録にのせたる篇目は、内裏式の篇目と同じきものなきを見れば、内裏儀式は、内裏式の補遺として制定せられたるものなるべく、世に傳はりたるものは、内裏式と内裏儀式の殘篇とを併せたるものならんか。されば九條年中行事、新嘗會の條に、内裏儀式にありとして、引きたれど、新嘗會は、内裏式にありて、内裏儀式になければ、これを混じたるにてもこれを證すべし。

この書は、いつの頃撰定したるものか、蓋井義知の頭書したるものには、

或人問云、内裏儀式與内裏式、其成先後以何爲先哉、答云、此儀式先成、而次内裏式成歟、内裏式七日篇註、舊例大臣先喚内暨、令喚内藏寮允已上得之、依此文知其前後也、

と記せり。蓋し内裏式七日會式に、「内藏寮允已下、史生已上、共舉机退出、舊例、大臣先喚内暨令喚、内藏寮允已上得之、」とあるを、傳本の内裏儀式には、「大臣喚内暨、稱唯出跪、大臣宣喚内藏寮、内暨稱唯出、喚允已上一人、」と見えたるによれり。この外傳本の内裏儀式と、内裏式との篇目同じきものを見るに、互に異同あり。殊にこの七篇の如きは、内裏式修正、内裏式に修正更革あり、事上にのせたり。以前のものによりたるならんか。またこの書に就いては、藤貞幹の内裏儀式疑義あり。これに對して、山根輝實の辨あり。貞幹は、この書の信用すべからざるよしを論じ、宇多天皇の御代に始まりたる四方拜の儀を載せたるによりて、後のものとなせり。四方拜は、宇多天皇以前に聞えざれど、この書は、これを卷末に掲げたれば、或は後年これを補足せられたるものか、江次第四方拜の條にも、式の筈に内裏儀式を納めたるよし見えたり。

儀式 十卷

今世に傳はりたる儀式十卷は、貞觀儀式と、篇目一致したれば、貞觀儀式なる事、上に記したる如し。この書はこれと同名にして、卷數も同じく、本朝法家文書目録に見えざれば、蓋し貞觀儀式の重出なるべし。もと弘仁、延喜の兩儀式も、貞觀儀式と同じく、儀式とのみありて、年號を冠せざるものなるべく、

それをば、三代の儀式とは、別のものとして、この目録には、採録したるもの、如し。

新儀式 六卷

内閣一本、前田一本等の諸本、一卷としたり。

恒例臨時の朝儀を記したるものなり。この書のことば、

江次第抄開題に、延喜之時、撰儀式二卷、自今視之、猶古禮也、故天曆撰新儀式一卷、用當世之禮、とあり。これによれば、新儀式は、延喜式の後、新に撰定したるよしの稱なるが如し。但しこの目録の諸本、及び江次第抄に、卷數を一巻としたるは誤なり。

この書のなりしは、江次第抄に、村上天皇の御代の勅撰としたりしが、他に明證なし。但し

野行幸條の小註に、同八年、先是仰立大床子於東廂、此後移御之、應和三年

召雅樂寮物師等、令奏音樂舞等事條の分註に、應和三年三月、雲林院塔會試樂等也、

とあるによれば、應和三年三月以後のものなり。もとは六卷ありしかど、いつしか散逸して、今は四五の二卷のみ世に傳はれり。その篇目は左の如し。

- 第四臨時上 奉加神位階事 伊勢大神遷宮事 造住吉布瑠等大神社事 祈年穀事 祈雨祈霽事
- 天皇加元服事付皇太后奉加號並神社編定 祝諸寺僧尼等給位一階事 奉賀天皇御算事 天皇奉賀上皇御算事 天

- 皇賀太后御算事 勅書事 天皇遷御事 御讀書事付奏 天文密奏事 野行幸事

- 行幸神泉苑競馬事 行幸朱雀院召文人并試擬文章生事 花燕事 召雅樂寮物師等令奏音樂

- 舞等事付諸寺法會試樂并召 試樂所管絃等事 御庚申事 殿上侍臣賭弓事 童相撲事 後院事

- 第五 臨時下 冊命皇后事付告山陵墓 並任職司 皇后移徙事 皇后産事付他皇 子生誕 冊命皇太子事付告山陵任坊官 監署御帶刀

- 皇太子初謁見事 皇太子加元服事 皇子給親王號事 親王初謁見事 親王加元服事

- 内親王初謁事 内親王初笄事 給皇子源朝臣姓事 源氏皇子初謁見事 源氏皇子加元服事

- 女源氏皇子初笄事 任大臣事 充封戶事 充品位田事 定檢非違使事 定諸司史

- 生諸衛府生事 諸司諸所人不上事 任女官事付補女 職事 任僧綱事付法務僧制内供奉十師師 延曆寺座上阿闍梨僧位事 將

- 軍賜節刀事付通節 刀事 飛驒事 官奏事 論奏事 五位以上上表事付致仕 修國史事 封

- 事 防鴨河事 朔旦冬至事 太宰帥大貳奏赴任由事 諸國受領官奏赴任由事付御守府將 軍、出羽城司

- 殿上小舍人加元服事 雷鳴陣事 捜盜事 諸陣勅許事 觸穢事 恩赦事 貶退

- 事 常平所事 賑給並施米事 試經事 造御願寺事 御修法事 修御諷誦事 御

- 屬星並諸祭並御禊等事 大唐商客事 服錫紵事付信問事遣國使事、不視事 大臣以下散一位三位以上喪事 薨卒人加諡號並

- 贈官位事 私修追福法事 内藏寮修御諷誦事 雜事等 親王大臣有別勅、聽乘輦車出入

- 宮中帶劔事 禁制深紅事

新儀式

但し卷四の中、奉賀天皇御算事以下は、もと缺けたる事、壺井義知校正本に、「自是以下十五條、本文欠」と記して、目錄のみを挙げ、阿波の光源元寛の

新儀式補遺御讀書事の識語に、新儀式卷第四、奉賀御算儀以下、凡十五篇逸亡已尙矣、嘗聞卜部兼方釋日本紀、而獲御讀書儀全文、然譌舛頗多、竊定其可知者、以補其一云

と記せるにて知るべし。後塙保己一、群書類從を校刊するに際し、紅葉山文庫本を以て、その缺文を補ひ、これによりて四、五の二卷は完本となれり。されど、一、二、三、六の四卷は、その殘簡だに傳はりたるものあらず。その古書に引きたるものを見るに、正月元日四方拜、江次朝賀、北山抄、十六日踏歌節會、北山入、河海抄、十七日觀射、北山抄、二十日内宴、河海抄、三月御燈、江次抄、四月二孟旬、江次第、源氏物語典入、河海抄、江次第抄、賀茂祭、鴨脚六月十日奏御卜、江次第抄、十日神今食、江次抄、七月相撲、讓位大嘗會、江次第抄等あり。卷四、五の二卷は、臨時上下なれば、この逸文によるに、一、二、三の三卷の恒例なるべきは、言ふを俟たず。卷六はいかなる事を載せたるものにか、恒例臨時の朝儀以外の事なるにや。讓位の儀は、臨時の上下にも收めざれば、或は踐祚、即位、大嘗會などの如き大儀をば、特に、卷六に記したるものか。

中右記嘉保二年十月十二日の條に、但故院後三條院也、敎命云、西宮記、四條納言の記等、加之、諸家日記之中、主上御作法全不見也、新儀式と云日記中、頗相見者、然者且又可御覽新儀式也とあるによれば、讓位等大儀の外、主上の御行事、御作法等を記したるものならんか。

この書は、後光嚴天皇延文四年六月二日、洞院公賢に勅して、批點せしめられたる事、公賢の園太曆に見えたり。そはもとより缺卷のものにあらず。完備したるものなるべく、それより後、缺卷となりしものにか。

交替式 二卷 延曆年中、勘解由使撰奏聞、

國司の遷替等に就いての法規を制定したるものなり。これを延曆交替式といふ。この書に引載したるは、田、選敍、厩牧、軍防、倉庫、雜の六令、及び詔勅、官符、官宣、官奏、民部省例、朝集使起請、明法司解、問答等にして、處々に、今案を附したり。卷數は、本朝法家文書目錄にも二卷とあれど、卷尾にのせたる勘解由使奏文には、「成一軸」と記せり。或は岸本由豆流のいへるが如く、分本したるものか、貞觀交替式には、「成一軸」を「成兩軸」とあれば、これも兩軸の誤にや。桓武天皇の御代、勘解由使の撰定したる事は、卷首に「勘解由使謹奏、撰定諸國司交替事、」とありて、

卷尾に、以前從政之方、法令爲本、守職之道、格式爲先、是以行違故實、向途而迷、事乖舊章、面墻而礙也、方今、或人私抄古來勅書、官符、省例、問答等、名曰交替式者、見有數卷、未審誰撰、而聞見互異、取捨不同、事或既停、卒爾難悟、以此爲政、所失寔多、國吏之迷莫不由矣、伏惟聖朝、仁逾解網、恩跨泣辜、明黜陟於群僚、顯褒貶於庶類、殊置勘解由使、令諸冤屈之徒、開憤懣於此庭、辨是非於正理也、然



交替式 (藏所寺山石)

使臣等、聽訟之聰、遙謝往烈、決爭之智、寔開當年、奉綸旨以屏營、荷里任而戰越、雖盡忠誠於愚管、還懼與奪之有違焉、故今撰集法令格式、應預交替之事者、以類相隨、令易披閱、但其中承前之格、與法抵牾、指歸未明、並官省處分、未經奏畫、相承爲例、如此之類、實難權依、是以至有所論、殊附今案、以決古今之疑滯矣、勒成一軸、名曰撰定交替式、伏望、仰畿内七道朝集使、各寫一本、藏之府庫、庶令諸國、遵奉以不失、使司勘據而無疑、謹錄事狀、伏聽天裁、謹以申聞謹奏、

延暦廿二年二月廿五日

とありて、勘解由使菅野真道、次官和氣弘世、讃岐千繼等、及び檢校藤原雄友、同内麻呂等連署し、右大臣神王の宣をのせたり。

この書は、政事要略によるに、私記あり。何人の書きたるものか詳ならねど、次の貞観交替式の私記と同時のものにて、延喜の頃のものならんか。

この書の撰定に關係したる藤原内麻呂は、大納言眞楯の子にして、右大臣左近衛大將に至り、弘仁三年薨す。年五十七。同雄友は、右大臣是公の子なり。大納言、正三位に至り、弘仁三年薨す。年五十九。和氣廣世は、民部卿清麿の子なり。菅野真道の事は、續日本紀の條にのせたり。

この書の古寫本は、石山寺の所藏にて、明治三十年國寶に指定せられたり。天保九年の頃、下鴨の社人林康滿、及び狩谷掖齋の模寫したるものによつて、岸本由豆流これを刊行し、卷尾に考異を附したりしが、明治三十三年、これを國史大系に收めたり。

新定内外官交替式 貞觀年中、勘解由使新定奏、

京官、及び國司の遷替に就いて、制定したるものなり。

三代實錄に、貞觀十年閏十二月廿日己酉、新定内外官交替式二卷、撰修甫就、勅頒天下並令遵行、と見えて、これを貞観交替式といへり。但し延喜交替式の奏文には、「至于貞観九年、續亦抄内後事、往々如案解釋疑義、改號新定内外官交替式、今之所行則斯文焉、」とありて、貞観九年としたり、九年は、撰修に着手し、十年に至りて、完成したるにか、或は九年は、十年の誤寫にてもあらんか。

この書は、弘仁格式について、貞観格式を撰定せられたる例とは同じからず。延暦の交替式を原本として、更に増補修訂を施したるものなり。延暦交替式と同じく、勘解由使の手にて、編修したる事は、

三代實錄に、貞觀十一年四月十三日、勘解由使所奏、新定内外官交替式所載數、

と見え、本朝法家文書目録にも、「貞觀年中勘解由使新定奏聞」とあるによりて、これを證すべし。

この書は、同日録にも一卷とあれど、今傳はりたるものは、下卷のみなるによれば、三代實錄に、二卷

新定内外官交替式卷下

倉庫軍防等物應出給事

官物及及未納物應出給事

朝集使起請六條事

禁斷化用官物事

禁化用官物石云云事

禁官及易物火取捨事

國司出舉以例以事

應徵光前司化用欠給官物事

未得前司内外官人化用借使任法前事

應作差法分填未納雜官物并欠物事

應國司即司六作差法填納文替教官物事

應三代文直填奉分且改前曲事

應三代文直填奉分且改前曲事

新定内外官交替式 (藏所氏爲利田前爵侯)

とあるを正しとすべし。下卷によれば、倉庫、軍防等の令、詔勅、官符、官宣、官奏、朝集使起請、明法曹司解等、延暦交替式に引きたるもの、外、延暦以來の詔勅、官符及び弘仁式をのせ、今案を附し、更に新案をそへたり。今案は、貞觀當時のものなるべけれど、新案は、その後仁和、寛平の際、附加したるもの如し。政事要略によれば、この書もまた、延暦交替式と同じく、私記あり。いつの頃、何人の記したるものか、年代明ならねど、同書卷五十一に引きたるものに、寛平八年九月の符あり。卷五十六に引きたるものには、寛平六年九月の符あれば、寛平以後のものなる事は明かなり。或は延喜交替式撰修の際になりしものならんか。

この書は、世に傳本のありし事きこえざりしが、近年に至りて發見せられたり。そは三條西家所藏の古寫本を、加賀藩主前田綱紀に譲られたるものにて、明治三十四年、國史大系に收めて刊行したり。

内外官交替式

延喜廿一年正月廿五日、勘解由使奏進、

貞觀の交替式に續いで、醍醐天皇の御代、京官及び國司遷替の法規を制定したるものなり。これを延喜交替式と稱す。この書は、延喜十一年五月四日の宣旨によりて着手し、材料として、天長格抄、官曹事類、大同抄などをかりて、參考したる事、類聚符宣抄に見えたり。後延喜式編修に關係したる藤原清貫、橘清澄等撰者となり、延喜廿一年に至りて、これを完成したり。即ち

卷首に、勘解由使謹奏

内外官交替式事

右交替式者、延暦〔 〕中所撰、其文咸出律令、〔 〕所以壹更耳目、斷官誣訟也、至于貞觀

九年、續亦抄内後事、往々如案、解釋疑義、改號新定内外官交替式、今之所行則斯文焉、爾降時更四代、歲踰五旬、或弛或張、隨事多變、加以伏見先後所撰、抄略數書、混成一部、名雖稱式、實是似格、況一事重出、兩案並存、又其撰修頗有遺漏、披閱之處、暗移圭陰、行用之間、互起管見、仍叙由緒、先本處分、而後搜集遺文、勒新制、准之諸司式、每條立凡例、約成一軸、名曰内外官交替式、使等學滯一隅、

才味三尺、叨備司存、敢事筆削、還恐丹寸之攸不及、猶使黃中而有未通、辱以上聞、伏俟聖斷、謹奏、
延喜廿一年正月廿五日

參議左大辨從四位上兼行長官播磨權守橘朝臣清澄

從五位上行次官丹波介藤原朝臣久貞

次官從五位下藤原朝臣諸陸

大納言正二位兼行民部卿藤原朝臣清貫

稱使黃中而有未通辱以上聞伏俟聖斷謹奏

延喜廿一年正月廿五日

參議左大辨從四位上兼行長官播磨權守橘朝臣清澄

從五位上行次官丹波介藤原朝臣久貞

次官從五位下藤原朝臣諸陸

大納言正二位兼行民部卿藤原朝臣清貫

内外官交替式

凡官人至任者無印文者不得交代其內官記書於日即待相

代
凡國司歷四年為限但陸奥出羽兩國大宰府中管內諸國

五年為限

凡諸國博士醫師任定六年遷任并非兼有四年為限但

治二十四年、延曆貞觀の兩式と共に、國史大系に收めて刊行したり。

内 外 交 替 式 (綴所氏爲利田前爵侯)

とあり。この書と延曆貞觀の兩式とは、その體裁を異にし、詔勅、官符などの原文を列舉せず。延喜式の如く、毎條に凡云々と條文をたて、同式に倣ひたるものなり。

この書も、貞觀交替式と同じく、從來世に傳はりたるもの知られざりしが、近年これを發見せられたり。三條西家舊藏の古寫本にして、前田家に移り、明

この書の撰者、藤原清貫、橘澄清の事は、並に延喜式の條にのせたり。

新定酒式 一卷 井序、式部大輔菅清公撰

飲酒に就いて、式法を撰定したるものなり。本朝法家文書目錄に載せたるものも同文なり。西宮記には、「凡奉公之輩可設備文書」として、政理部の書を列舉したる中に、この書を挙げたり。

この書亡佚して傳はらず。西宮記臨時八依新定酒式、王卿飲器酒事の條に三條を引き、令行節會等飲酒事の條に二條、獻物事に一條を引き、江談抄六に、酒式として引きたるものあるのみ。

撰者菅原清公は、遠江介古人の子なり。清公、桓武天皇より、仁明天皇に至る五朝に歷事し、從三位、文章博士に至り、承和九年十月、年七十三にて薨去せし事、續日本後紀に詳傳あり。

左右檢非違使式 一卷 貞觀十七年四月廿七日、中納言南淵年名等撰進、

檢非違使の事務作法、その他の事どもを記したるものなり。本朝法家文書目錄も、一卷として、貞觀十七年に撰進したる事も同じ。その「年名等撰進」とあるによれば、この外編修に關係したるもの數人ありしなり。この書も、亡佚して傳本なく、古書に引きたるものは、西宮記に二條、政事要略に七條、法曹至要抄に二條、令抄に一條あり。

撰者南淵年名の事は、文德實錄の條にのせたり。

古式 廿卷

本朝法家文書目錄にも、古式廿卷とあり。今亡びたれば、いかなるものか、古式と稱したれば、その弘仁、貞觀兩式より以前のものなる事は推測するを得べし。されど、弘仁以前官撰の式ありし事なく、唯石川年足の撰びたる別式と稱するものあるのみ。この目錄には、別式二十卷を擧げて、卷數も同じく、本朝法家文書目錄にのせざるを見れば、別式と古式とは、同じきものなるが如く推考するを得べし。政事要略六十九に、古式として載せたるものあり。延喜式に對して、弘仁、貞觀の二式を併稱したるもの、如し。

親王儀式 二卷 延光卿撰

親王の朝儀に參仕し給ふ時の作法等を記したるものなるべし。この書も亡佚して傳はらず。北山抄に三條、撰集祕記に二條引きたるものあり。

撰者延光は、代明親王の御子なり。源姓を賜はり、從三位、權大納言に至り、貞元元年六月、年五十にて薨去せり。

北堂右司式 一卷

本朝法家文書目錄にも載せられたれど、今は亡びて傳はらず。如何なるものか明かならず。北堂は、大學寮内紀傳道の學舎都堂院の一名なれば、蓋し紀傳道の簡驗寮試、その他の事どもの儀式、作法などを記したるものなるべし。松井本に、「大納言橋廣相撰」としたり。他に徵すべきものなければ、明ならず、或は次の藏人式の註のまぎれ入りたるものならんか。

藏人式 一卷 橋廣相撰

藏人の職務、作法、及びその奉仕せる儀式等の事を書きたるものなり。今傳はらず。

中右記に、寛治元年十一月大嘗會の條に、藏人式二卷一巻、七月以後
相分爲兩卷

とあるによれば、二卷なるもあししが如し。橋廣相の撰たる事は、前田本西宮記、及び侍中群要、貫首雜要略に、「藏人式云、寛平二年、左大辨橋廣相奉勅作之」とあり。殊に侍中群要の卷首には、

藏人式云、凡藏人之爲體也、内則忝陪近習、外則召仰諸司、職掌之尊誠可嚴重、朕虛眇之性、愚而又愚、寢食之間、日愼一日、藏人等、須叙位除日間奏議政之場、適所聞得、無是非慎勿外漏焉、翫月賞花、調曲吟詩之序、乘輿杖醉何無藏言、慎勿傳語焉、殿上非違、喧嘩濫惡、隨聞必加糺彈、慎勿隱忍焉

奉傳勅旨、宣下百官、若有違道必可忠諫、慎勿默止焉。召仰諸司之後、不迴時刻、當番日記事、無大小慎勿遺
 脫焉、臨時雜役應召如響、慎勿遲留焉、所中舊事、尋問蹤迹、一々興行、慎勿疎略焉、所中雜物、今別色
 目、明々宛用、慎勿違誤焉。種布紙等之類、先例任用之、依先例任用之、汝曹敬之戒之、勿疎勿輕、又諸聽昇殿者、可知此意矣、朕
 爲汝曹不敢隱情、今之所叙、慙不中道、汝曹祕於內而勿施於外、存於意而勿出於言、若出言施外令知
 之、非唯汝曹之不密、斯乃朕之大過也、

と見えたり。その「朕之大過也」とあるは、寛平遺誡の文に似たれば、宇多天皇特に宸筆を染め給ひて、
 藏人を訓誡し給ひて、これを巻頭に掲げしめ給ひしものなるべし。

かくの如く、この書は、宇多天皇の御代に撰定せしめられたるものなるに、

貫首雜要略には、天曆藏人式曰、凡藏人奉勅召仰、若事理頗重、稱典侍以上宣、

とありて、村上天皇の御代に撰ばれたるものもありしが如し。また、

江談抄に、又云、藏人式云、石清水臨時祭、安和□年三月中旬日所被祭始也、使大入道殿也、

とあるによれば、安和以後にも、藏人式を撰定せられたるにや。されど安和以後の藏人式は、そのさま
 他儀式の文と同じからねば、疑ふべく、殊に石清水臨時祭は、天慶五年より始まりたれば、この江談抄の
 紀事は、誤れり。また天曆藏人式の事も、他に見えざれば、なほ考究を要すべし。寛平の藏人式も、今は
 傳本なければ、古書に藏人式として引載したるもの頗る多く、上格子事、供御勅事、供朝夕御膳事、午一

刻御膳傳供事、奉御燈事、下格子事、正月小朝拜、内藏寮賜酒肴、御齋會、除日、射禮、内宴、四月奏銓擬郡
 司文、灌佛、六月月次、神今食、七月相撲召合、八月釋奠、十月殘菊節會、亥日餅、射場始、初雪見參、十一月
 新嘗祭、五節帳臺試、賀茂臨時祭、十二月荷前、御佛名、諸司供荒世和世御裝束、進主典以上秩滿帳、御讀
 書始等あり。藏人式逸文に纂録せり。

撰者橘廣相の事は擬潜夫論の條に記せり。

廷尉式 一卷

廷尉は檢非違使なり。撰者明ならず。檢非違使式は、南淵年名の撰進したるものにして、その事は上
 に記せり。この書は、それより以後のものなるべし。西宮記、政事要略に、檢非違使式として引載した
 るは、この書か、南淵年名の檢非違使式か詳ならず。

刪定律令問答 一卷 上中下、蓮華王院

明法家の質疑應答したる律令の問答を刪定したるものなるべし。令の問答は、田令集解に、古問答を
 引き、職員、戶、繼嗣、考課、公式、厩牧、喪葬令等の集解に、新令問答を引き、法曹類林に載せたる令宗道
 成の勘文に、令問答を引きたるものあり。律問答は、通憲入道藏書目錄に、一合、第八十三櫃の中律問答

一冊あり。これ等令の問答、及び律の問答を抄纂して、刪定したるものならん。蓮華王院は、後白河天皇の御願によりて、建立したるものにて、同院の寶藏には、貴重なる典籍繪畫等を收められたれば、これも同寶藏に納められたるものなるべし。

法曹法林 七百卅卷

法曹勘文類集、加通憲令案、藤原通憲撰

群書類従本、及びその外二三の本には、二百三十卷としたり。

政務に關する事項を律令官符、及び明法家の考査したる勘文等によりて、抄纂分類し、これに案文を加へたるものなり。七百三十卷の中大部分缺逸して、今傳はりたるは、卷百九十二、卷百九十七、卷二百、卷二百二十六の四卷のみ。卷百九十二、及び卷二百は、群書類従に收め、卷二百廿六は、續群書類従に收め、卷百九十七は、嘉元二年の古寫本あり。全部の目録なければ詳ならねど、この四卷の中卷百九十二を寺務修行十七とし、卷百九十七を公務五とし、卷二百を公務とし、卷二百廿六を公務卅四としたるにれば、卷百十六より、卷百九十二までは寺務執行にて、卷百九十三以下は公務なる事明なれど、卷一より、卷百七十五までと、卷二百二十七以下は、その篇目明ならず。且つ現存四卷の中、完全なるは、卷百九十七、及び卷二百のみにて、他は殘闕なり。殊に卷二百廿六は、吏務六にして、戸貫の項なるに、可令祈禱佛神除却諸難事、及び祥瑞の例あれば、他の部の混入したるものなるべし。卷百九十七は、金澤文庫の

此ふ文太故太不難職事依病不上若過限
若依力職事非可解任而是所載一人債被四
條和理降降之職也但王身其人稱之可同於
有其人非可職而偏考依病不上豈而徒解
退者有亦設官侍之職乎如此事可實
分仍切申

天曆元年六月八日書寫校合畢、貞顯」とあり。

（藏所氏爲利田前爵侯）

法曹類林

印ありて、奥書に、「嘉元二年六月一日書校合寫」とあり。卷二百の奥書に、「嘉元二年六月八日書寫校合畢、貞顯」と見えれば、金澤文庫に傳はりたるものなり。卷百九十七の卷首一葉は、内閣文庫の所藏にて、二葉以下は、前田侯爵の所藏なる、古寫本政事要略の中に混れしを、先年この書なる事を發見したり。この一卷は、昭和九年國寶に指定せられ、大正十四

年古典保存會にて複製したり。この書四卷は、新訂増補國史大系に收めたり。

法曹至要抄 三卷 明法博士坂上明兼撰

刑律禁制、賣買貸借、土地、牛馬、奴婢、禮節、遺產處分、喪服、雜職等の事を律令、詔勅、官符、及び律令の註釋、問答等によりて、各條に頒ち、著者の考案を附したるものなり。その篇目左の如し。

上卷 罪科條五罪より、老少不禁に至る六十五項

法曹至要抄

中卷

禁制條 兵仗より、出塞路頭病人及小兒に至る十四項 賣買條 賣買約諾後不悔還より、行違知律物に至る八項 負債條 負債不償 出舉條 私稻出舉可禁制より

錢貨出舉以來

借物條 借物焼亡不辨より、被竊盜可辨に至る三項

質物條 以田宅不可爲質より、被竊盜可辨に至る四項

預物條 預物費用

荒地

條 荒地官司可請開より、不依至依町段可領に至る三項

雜事條 和興物不悔還より、車馬從並服色人数に至る十七項

下卷

處分條 處分任財主意より、僧尼遺物弟子可傳領に至る十七項

喪服條 天皇御服より、五等親に至る四項

服假條 一年服假より、備喪假に至る二十三項

雜穢條 卅日

穢より、五辛忌に至る十三項

各條項に律令格式等の文を引きて、著者の案文を加へ、檢非違使廳の例なども附記したるもあり。制度の一般を考ふるに、最も便宜なるものなり。

この書の著者は、一條兼良の註にも、坂上明兼といへり。明兼は、坂上是則六世の孫にして、明法博士範政の子なり。大判事左衛門少尉となり、久安三年十月二十九日、年六十九にて卒去したるよし、坂上系圖に見えたり。然るに、

神宮文庫本の奥書には、法曹至要抄、一卷本云、明法博士明基(撰)權進于關東云々、

永仁三年七月書寫畢

とありて、明基の撰とせり。明基は明兼の孫にして、明法博士兼成の子なり。大夫尉、大判事、明法博士となり、承元四年五月七日、七十三才にて卒したる事、坂上系圖に見えたり。その明基の著なるに就いては、柏崎永以の説あり。即ち

法曹至要抄三卷、明法博士明基撰也、一説 平田萃庵本朝書籍目錄文 爲明法博士坂上兼明撰者誤乎、此下卷三十三條以有基云字、可知爲明基之撰也乎、

といへり。「基云」は、服假條の服假相累時の項の中に、「古記云、問云、中基云、問云、中讚答、」とありて、令集解にあるべき文なり。田令集解に、「基、問、」とある基と同じき人にて、平安朝初期の人なれば、以て明基の略稱ならぬを知るべし。また明兼の著としたるものは、群書一覽にして、井上頼因博士も、法曹至要抄作者の考説を己亥叢説にのせて明兼とし、且つその著作年代を研究して、

中右記に、永久二年六月卅日、内舍人重貞罪、令明兼勘申之處、解官外贖銅十斤者、信貞勘申も大略同此也、但於贖銅、刑部省法也、使應之習、贖銅之科、只令候散禁計也、然者重召出重貞、暫可令候也、仰云、只任法可行歟、

とある文をば、この書の減贖の條に註せざるによりて、永久以前になりたるものとせり。然れども、中卷出舉條、錢貨出舉以來辨時一倍利事の項に、

建久四年七月四日宣旨云、應自今以後永從停止宋朝錢貨事、右左大臣宣、奉勅云々、自非止錢貨之交關者、爭得定直法於和布哉、仍仰檢非違使並京職、自今以後永從停止者、同年十二月廿九日宣旨云、應錢貨出舉以來辨償利事、右得記録所今月廿三日勘狀備、錢直法任去年八月六日宣旨狀、一貫文別以米一斛爲正物、於利分者、依弘仁十年五月二日格、每六十日取利、不得過八分之一、雖過四百八十

日、不可過一倍歟者、左大臣宣、奉勅宜依勘申者、使宜承知依宣行之、と見えたり。建久四年を、一本に延久四年とせり。延久ならば、明兼の著とすとも、不可なしと雖も、建久ならば、明基の撰ならざるべからず。然るに宋錢停止の事は、延久年中に見えず、建久にはその事あり。即ち



法曹至要抄 (藏所庫文宮神)

吾妻鏡に、建久四年正月廿六日甲午、去年十二月卅日、偏止錢貨之由有其沙汰之旨、一條殿被申送云々、玉葉に、建久四年二月廿六日、此日有記錄所評定、錢貨停止否問事云々、廿九日、丙寅、有記錄所評定、錢貨停止事也、とありて、建久四年、記錄所にて、錢貨停止の事を評定したる事見えたり。記錄所は、後三條

天皇延久元年置かれたれど、もと莊園濫置の禁壓と、整理の爲に設けられたるものにして、記錄莊園券契所の略稱なれば、何ぞ錢貨直法に關係する事あらん。後記錄所に於いては、莊園に關する事のみならず、錢貨停止の評定をもなすに至れり。これによりて、建久の正しく、延久の誤なる事を證すべく、隨う

て明兼の著にあらず、明基の著なる事を明にするを得べし。

この書の古寫本は、前に掲げたる神宮文庫所藏永仁の奥書あるもの最も古く、刊本には、寛文二年十月、鶴飼石齋の點を附したる刻本、及び寛政八年の板本あり。また群書類從にも收めたり。

この書の註釋書は、左の如し。

- 法曹至要抄註 一條兼良
- 法曹至要抄愚註 著者未詳
- 法曹至要抄俗解 一〇 梁秀詮
- 法曹至要抄正解 一 三島敦雄

禁法略抄 一卷 右同

柴栗山の寺社寶物展覽目錄の中、高山寺外典目錄に、禁法略抄一卷とあるは、この書の事なるべく、寛政の頃まで、世に傳はりしが、今は聞えざれば、そのさま詳ならず。蓋し罪囚禁獄の事などについての事を書きたるものならん。

貞永式目抄に、白川院時禁方抄云、禁獄、廿謀叛殺、鬪殺、強盜、竊盜、放火、謀殺、未殺劫囚、人勾引、乖宣旨闖入、失囚、故縱逃亡囚、強奸、作宣旨、作位記、作返抄、刃傷流人未配、隱罪人、故殺牛馬、奏事不

實、落書、詐稱應使搦人、終身沒、政所禁九關竊盜不得財、知盜賊藏作官文書、賣佛像、拒國郡並諸司使、懷孕侏儒、禁中鬪亂、便所禁、八未定鬪亂、輕博戲、公役老少犯罪、保辜不用證人拷訊、

とありて、禁獄、政所禁、便所禁をあげたる禁方抄は、同書なるべし。「白河院時」とあるは、白河天皇御治世のものなるよしなり。但し著者を右同としたるは、法曹至要抄に註記したる作者と同じく明兼なるよしなり。

檢非違使私記 五卷

檢非違使に關する吏務を記したるものなるべし。

政事要略六十一に、檢非違使私記者、贈太政大臣時平爲別當之時、曾祖父爲右衛門尉、應彼教所撰也、自爾以降、涼燠推移、改易有數、仍官符宣旨新制之條、經籍國史相類之増損、本自加載各部糺彈之事、可備鑑誡、

とあり。時平の檢非違使別當たりしは、寛平四年五月四日より、翌五年二月廿二日までなれば、その間になりしものなり。曾祖父は、政事要略の著者令宗允亮の曾祖父にて、惟宗直本なり。これによりて直本の撰びたるものなるを知るべし。政事要略には、弘仁、貞觀二式を列ねて、私案を附し、「已上二卷私記所載」と註したるによれば、二卷のものにして、この書籍目錄と卷數合はず、或はこの私記と、直本撰のものとは別本ならんか。

檢非違使至要抄 四卷

内閣一本、神宮文庫、前田一本等には、類聚檢非違使至要抄とあり。

檢非違使の心得べき事どもを記したるものなるべし。これも今傳はらず。

類聚檢非違使私記 三卷

前掲の檢非違使私記等と同じく、檢非違使の吏務などの事を分類したるものなるべし。今傳はらず。通憲入道藏書目錄に「一合、第八十一櫃、新定檢非違使私記、一結三局上中下」とあるは、卷數あへど、新定とあれば別のものなるべし。

類聚檢非違使官符宣旨 二十卷

檢非違使に下されたる官符、及び檢非違使別當宣などを分類したるものなり。小右記治安元年七月、萬壽二年十月の條、及び左經記長元七年十月の條には、檢非違使類聚と記したり。政事要略には、またこれを略して類聚としたり。前田本西宮記に、類聚檢非違使宣旨とあるによれば、延喜、天曆の御代の

間に、撰びたるものなるべし。なほこの書の事は、通憲入道藏書目錄に「一合第八十一櫃、類聚檢非違使
官符宣旨、一結八局」と見えたるは、その一部分なるべし。今はその斷篇もなく、政事要略に、仁和二年、
延長二年の宣旨をのせ、小右記萬壽二年十月三日の條に、仁和二年の宣旨をのせたるのみ。

この外、政事要略卷六十七に、「使應續類聚云」として、寛平七年の宣旨をのせたるは、この類聚檢非
違使官符宣旨の續集ならんか。二中歴、貞觀格、延喜格序の位署を掲げたる次に、「別當參議從三位行右
衛門督兼中宮大夫伊與權守藤原朝成檢非違使類聚」とあるも、同書なるべく、蓋し朝成の檢非違使別當在
官の際、編修したるものなるべし。朝成は、右大臣定方の子にて、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融の五朝に
事へ、中納言に至り、天延二年、五十八歳にて薨去せり。その檢非違使別當たりしは、康保二年より、安
和三年に至る六年間にて、この書は、その官歴によれば、天祿三年の頃、續集したるものなるべし。

類聚判集 百卷

内閣一本、後藤本、家藏一本等「惟宗允亮撰」と註したり。蓋し次の類聚律令官判問答私記の註より、混入したるもの
なるべし。

この書も今傳はらず、法曹類林百九十七公務の條に、「内外位者、各有所任、若依職事内外、可改任内外
哉否事」とある勘例に、類聚判集抄と註したるものあるのみ、明法家の考勘したるものを聚録したるも

のなるべし。貫首秘抄に、「爲職事之者必可持之文」として、「勘判集法家」と記したるものあり。蓋しこ
の書と同じきものならんか。勘判集も、法曹類林卷百九十七に數條引きて、「勘判集六十」とあり。承和
七年、都貞繼の勘文を始め、延喜五年の惟宗直方以下、惟宗公方、及び令宗道成の長元二年の勘文などを
のせたり。

類聚律令刑官問答私記 一卷 惟宗允亮撰

今傳はらねば詳ならず。平戸記寛元三年四月十四日兼盛罪名勘文に就いての議定、權大納言土御門
顯定の定中に、「今所引之問答者、允亮之所註歟、件意趣輕重任勅斷之由、尙顯然也」と見えたるは、この
問答私記の事をいへるにか。

法意簡要抄 一卷

律令の要點を擧げて説明したるものか、これも傳はらねば詳ならず。精訓享祿三年の撰にして、建
武式目を註したるもの、に、「強
盜、法意に、強盜以威力奪人財物云フ也云々、殺害、法意ニ、故殺、謀殺、鬪殺アリ云々」など數處に引きた
るものあり。法意は、この書の略稱か、また玉條簡要抄といへるものあり。この書の一名にや、貞永式目
抄に、「玉條簡要抄引戸令云、一處分女子財物無悔返法事、居夫家女子之財物、無悔返之法矣」とあり。

家藏裁判至要抄大震災の時焼失の頭書に、玉條簡要抄を五條あげたり。中に天平六年の格、建久五年明基の註進等をのせたれば、建久以後のものなるべし。この頭書は、享保乙卯、海北若沖の記したるものによりたるよしなれば、その頃までは、世に傳はりたるものか。

裁判至要抄 一卷 明法博士坂上明基撰

土地、家屋、家人、家畜等、財産の所有、賣買、貸借、遺財處分の事を記したるものなり。律令等の本文を列ねて、案を附したり。すべて三十三條あり。その篇目、左の如し。

- 荒地經官司可請開 田畠不依四至依町段可領 田畑宅地賣買 論田作毛 出舉利不過一倍
- 舉錢利不過半倍 以質券不可領宅地田園 負人逃死出舉 闌遺物並闌畜 家人奴婢子
- 可從母 馬牛財賣買 馬牛借用 和與乞索物 借物預物被強盜被燒亡不辨償 處分任
- 財主意 父遺財支配 母遺財支配 養子分法 妻財不入分法 未分以前死亡男子之子受
- 亡父分 僧尼不預父母遺財 不孝子不預父母遺財 前夫子不預後夫財 改嫁妻不預亡夫遺
- 財 亡妻財無子時夫可領 祖父母父母讓可用後狀 處分子孫財子孫死後輒不返領 處分有
- 夫女子財不悔還 處分外孫財不悔還 財主亡無子孫 僧尼遺財支配 僧尼遺財弟子可傳領
- 僧尼處分弟子物不悔還

この書は、土御門天皇の御代、後鳥羽上皇の院宣によりて、法曹至要抄と同じく、明基の撰進したるものなり。即ち

一 甚地經官司可請開
 天平十五年五月廿七日格云人為用田畠地賣買
 就國中請發後用之不得回舊請百姓有錯
 受云自今以後任官私財
 弘仁十年五月廿六日格云以開墾之人永為墾
 是用發田畠事也
 案之甚地請官司用發以其人為地主
 後次第手繼可領事
 一 田畠不依四至依町段可領事
 弘仁二年二月三日格云田地官請之輩依限

(藏所氏為利田前爵侯) 抄要至判裁

奥書に、以前條々事、抄出如右、抑法令者、治國之權衡、馭民之辨策者也、君不可告之於上、臣不可違之於下、明基才非陳龍、職既繼吳雄、恭奉院宣、粗勒憲章、悉載本文、無加新意、于時建永二年八月廿六日矣、書寫畢會敕校合了、今日進上之二條鳥丸藤長房卿奉之、表紙唐紙紅梅、文軸、紫紐、細上三筋計懸之立、計弘七分也、委點之、亦被召之間、不點草之、以大判事明政之點本書寫之、則校點畢、御抄草加一見返獻之、恩借之條以外候、殊

悅思給、猶以每事期見參之次候也、恐々謹言

九月廿日

藏人中宮權大夫宗行この署名誤あらん

大判事殿

但し貞永式目抄に、裁判要決七十一ヶ條の中、「第五十三日、一夫妻共出財所買取田宅園圃處分事、」として、戸令應分條を引き、説明を加へたるものあり。書名類似し、内容も稍同じきを見れば、もと七十一ヶ條にして、裁判要決とありしを、院宣によりて、これを、拔萃して、三十三ヶ條としたりしものならんか。この書の古寫本は、前田侯爵家所藏一卷あり。清原時定の筆にて、奥書に、「文明十年戊 卯月十七日書寫之、朝散大夫清原」とあり。群書類從に收めたるものも、奥書同じきによれば、蓋しこの古寫本を轉寫したるものなるべし。

令惣記

養老令の註釋なるべし。今傳はらねば詳ならず。佐藤誠實博士の律令考には、「集解卷十、即ち戸令の第二は、一本には、令惣記と題せるものあり。本朝書籍目錄にも、集解には、卷數を擧げつるに、この書は、たゞ書名のみにて、卷數なければ、令集解の一名ならんか、」といへり。實際公記に、「大永三年九月十九、于恒、令惣記^{十六}持來、」とあるによれば、卷數少きものにあらざると雖も、果して令集解と同じきものなりや否や明ならず。よりて古書に令惣記として引きたるものを見るに、

北山抄卷六詔書條、御畫日の註に、月上已上内記書之、一日二日是御畫也、見令惣記、

とあり。公式令集解御畫日のところ、「朱云、御畫日、謂假云一日二日耳、」と記せり。また

江次第一元日宴會條國栖の註に、源戸部説曰、案令惣記曰、忌月制作樂之註、歌亦同之、

とあるは、儀制令國忌の註なるべけれど、令集解に見えず。

平戸記寛元三年四月十四日、兼盛罪名仗議の中、權大納言源通忠の論に、「倩案公式令惣記、臨時之

大祀、又以一月齋歟、

とあり。同令集解論奏式大祭祀の下に、古記の問答を引いて、「臨時令大齋而齋一月者大祭祀耳、」と記せると意義あへり。是によるに、令惣記と、令集解とは、或は相似たるものあり、或は同じからざるものあれば、直に異名同書とする説には從ひ難し。殊に平戸記にのせたる勘文の仗議中、源通忠は令惣記といひ、菅原爲長は、律令の集解といへるによれば、同じきものにあらざるが如し。

朝筆要抄 一卷

今傳はらねばいかなるものか詳ならず。明法に關するものなるべし。

延尉裝束抄 三卷

檢非違使の裝束を記せるものなるべし。これも今傳はらず。

上古問答 一卷

今傳らねば明ならねど、上古の法律に關する明法家の問答を録したるものなるべし。前掲の制定律令問答中にも收められたるものならん。

八十一例 一卷

今傳はらねど、令集解、政事要略に引きたるもの十一條あり。これによれば、親王大臣以下の禮節、軍團、衛士、賻物、衣服の事などに就いての例規八十一條なるが如し。令集解廿四に引きたるものに、兵衛、中衛、衛門とあり。中衛は、弘仁二年十一月、衛門府と併せて、左右衛門府と改稱したるよし、日本後紀に見えれば、それより以前のものなり。

六十一例 一卷

八十一例の如きものなるべし。古書に引きたるものだになければ詳ならず。

十七箇條憲法 一卷 上宮太子御撰

群臣、百僚、國造、及び國民を訓誡の爲に定められたる十七條の制法なり。各條に要綱を擧げて、これ



十七箇條憲法 (藏所寺藏法)

を説明せられたり。聖德太子の御撰なる事は、諸書一致したれど、制定の年月を日本書紀は、推古天皇十二年四月とし、上宮聖德法王帝説は、乙丑年(十三年)七月とし、一心戒文は、十年十二月として、同じからざれど、法王帝説の記するところ、正しきに似たり。津田左右吉博士の日本上代史研究には、この書を太子の御作にあらずして、大化以後のものなるよしあり。一の推定に過ぎず。なほこの書に就いては、史學雜誌卷二十七に載せたる岡田正之博士の考説以下抄からず、皇室御撰之研究にも記したり。この書の全文は、日本書紀、及び聖德太子傳曆、拾芥抄等に載せたり。刊本は、弘安八年の刻本ありて、法隆寺にその板本を所藏せり。

奥書に、入道大納言家

十七箇條憲法

彈例

奉施入 十七條憲法

右文者、依爲本願聖靈御作、有祈念事、閑摸所施入如件、

弘安八年三月 日

とあり。入道大納言家とは如何なる人か。文永五年、權大納言藤原資季、源雅家、同顯方出家し、建治三年、同藤原隆顯出家したれど、弘安八年以後まで生存したる事の明なるは、資季のみ。藤原隆顯も世にあ
るべき年齢なれど、薨年詳ならず。

この書の註釋は、平氏傳雜勘文、上宮太子拾遺記、及び日本書紀の註釋書等に載せたり。その他單行
のものは左の如し。

十七條憲法註	一	玄	惠
十七條憲法註	一	潮	普
憲法假名抄	一	未	詳
聖德太子憲法抄	一	未	詳

彈例 一卷

彈正臺にて施行したる條例にて、八十三條あり。

類聚國史職官の部に、延暦十一年閏十一月壬午朔、新彈例八十三條賜彈正臺、文多不載、

と見え、西宮記臨時四に、「依大同二年八月十九日彈例」とあるによれば、桓武天皇の御代撰定せられし
を、平城天皇の御代に至りて、修正せられたるが如し。世に傳本なく、令集解、類聚三代格、本朝月令、政
事要略、年中行事秘抄等に引きたるものあるのみ。

問答 五條

今傳はらねば詳ならねど、蓋し律令などの問答なるべし。

吏途抄 八卷

今傳はらず。北山抄の吏途指南の篇と同じく、國司の事どもを記したるものなるが如し。

斷罪抄

これも今傳はらず。蓋し斷罪に關する例證などをかきたるものなるべし。

法家明句抄

問答五條 吏途抄 斷罪抄 法家明句抄

今傳はざればいかなるものか詳ならず。法家は明法家にて、惟宗、坂上等、明法家の撰びたる法律に關するものどもを輯録したるものならん。

延久諸司實檢繪旨

内閣一本、神宮文庫一本等、二三の寫本には、延久諸司實檢繪旨抄とあり。

後三條天皇の御代、諸司に下されたる繪旨を集めたものなり。これも今傳はらず。

五氏族

帝王系圖 一卷 舍人親王撰

日本紀を撰び給ひしをりに編修し給ひしものなり。今世に傳はりたるものあるをきかず。但し古史微開題記には、釋日本紀にのせたるもの、即ちこの系圖なるよしいへり。この書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

帝王系圖 一卷 菅爲長卿撰

この書、世に傳はりたるを聞かず、古書に引きたるものを見ざれば、そのさま詳ならず。著者菅原爲長は、大學頭長守の子にて、正二位、參議に進み、寛元四年、八十九歳にて薨じたる事、公卿補任に見えたり。この外文鳳抄の著あり。

帝王廣系圖 百卷 基親卿撰

廣系圖とあれば、各種の帝王系圖を以て、纂輯したるものにや。今傳はらねば詳ならねど、百卷ありといへば、御系圖のみならず。御代々々の事をも詳細に記したるものなるべし。

著者基親は、參議平親範の子にて、兵部卿、從三位となり。建永元年、五十六歳にて出家したる事、公卿補任に見えたり。

姓氏錄 萬多親王撰

下の新撰姓氏錄と同じく重出にて、群書類從本、及び一二の寫本に見えざれど、岩崎文庫本を始め、その他の諸本にこれを載せたれば、原本にありしものなるべし。

帝王系圖 一卷 兼直宿禰抄

これも傳本の有無明ならず。但し圖書寮御藏本に、帝王系圖と題するもの一卷あり。後宇多天皇を當今として、末に「弘安四年十二月五日作之了、花押、」とあり。或はこの書の事にや。尙考ふべし。

著者兼直宿禰は、神祇大副下部兼茂の子にて、下部系圖に、「神祇大副長上、七朝侍讀、」とあり。

帝王系圖は、この書籍目録のみにても、上に載せたる舍人親王の御撰、及び基親の著したるものあり。上の帝紀の部中に、中原某の撰びたるものあり。世に傳はりたるものには、左の三種あり。

一 神武天皇以來の御略系にて、御歴代のみを載せたり。史料編纂所にて影寫したるものあり。原本の所在明ならず。

奥書に、弘安四年閏十月五日作之了、(花押)

とあり。後深草天皇を院とし、龜山天皇を新院とし、後宇多天皇を當今として、大覺寺殿と註したり。以て同天皇の御代になりたるものなる事を證すべし。但し後深草天皇の皇子を當今として、法皇と註したるは、伏見天皇の御事にて、その二皇子を並に當今としたるは、後伏見、花園の兩代なり。また後宇多天皇の皇子にも、當今と註したるは、後二條天皇の御事なれば、花園天皇まで、順次追記したるものなるべし。

二 神武天皇以來の御系圖にて、皇子皇女を載せたり。但し法親王、及び御出家、賜姓の皇子皇女は、特に朱線を施したり。龜山天皇を中院とし、後宇多天皇を新院としたるによれば、伏見天皇の御代になりしものなり。但し後伏見天皇を新院と記し、後二條天皇を掲げたるによれば、同御代まで、順次追記したるものなり。この書は、前田侯爵家の所藏にて、

包紙に、鎌倉莊嚴院供僧十二坊所持、癸亥冬感得之、蓋云皇胤系圖者非乎、本朝書目云、菅原爲長、兼直

宿禰、各撰帝王系圖一卷、

とあり。癸亥は天和三年なり。この書は皇胤系圖として續群書類從に收めたり。

三 日本帝王系圖と題して、これも、前田侯爵家の所藏なり。始に天神七代、地神五代を載せて、神武天皇以來、御歷代及び皇子皇女を掲げたり。その御出家及び賜姓の皇子皇女は、すべて朱線を以て區別したる事、上の系圖に同じ。後村上天皇を義良親王とし、崇光天皇を院としたるによれば、南北朝の時になりたるもの、如しと雖ども、鎌倉末期のものを追記したるものならんか。

四 日本皇帝系圖と題して、續群書類從に收めたり。神武天皇以下の御歷代をのせたり。後宇多、伏見後伏見、後醍醐の四代は、御名のみにて、御追號をあげず。また花園天皇を今上としたるによれば、後宇多天皇の御代になりなるものにて、後順次追記したるが如し。裏書の末尾に、「自承久三、辛巳至延慶三、九十ヶ年也、」とあるによれば、花園天皇の御代の始に記したるものなり。

また古書に、帝王系圖と題して、引載したるもの頗る多し。今その中より、鎌倉時代を下らざるもの四種を左に掲ぐ。

一 仁和寺所藏仁平元年七月四日の故宰相阿闍梨法文日録に、「帝王系圖一局」とあり。いかなるものか詳ならず。

二 仁平三年に示寂したる勸修寺寛信の撰びたる帝王系圖あり。東寺長者次第に引載したり。

三 鎌倉時代の初期に、顯昭法師の著したる袖中抄、顯注密勘、萬葉時代難事等に、帝王系圖として、垂仁天皇、欽明天皇、天武天皇、平城天皇の御代の事を記したり。その他、古今集註に引きたるは、仁明天皇、醍醐天皇の御代の事を記し、桓武天皇の皇女高津内親王、文徳天皇の皇女恬子内親王、宇多天皇の皇女均子内親王、及び安倍仲麻呂、小野篁等の事を記せり。袖中抄には、外に帝皇系圖として、應神天皇の御代、及び醍醐天皇の御代の事を記したるものを引きたり。これも同じきものならんか。

四 公卿補任天平寶字八年道鏡禪師の頭書に、帝王系圖として引きたるものあり。

この外、尊卑分脈嵯峨源氏の條、及び河海抄夕顔の卷、花鳥餘情の末摘花の卷、若菜の卷、總角の卷等にも、帝王系圖として、欽明天皇、孝徳天皇、宇多天皇の御代、及び冷泉天皇の御事等を記したるものを引きたり。是等の帝王系圖は、同名異書なりや、同じきものなりや、いづれもその一部のもの、みなれば、判別し難し。

世に傳はりたる帝王系圖、古書に引きたるあまたの帝王系圖の中には、この書籍日録に著録したる五種の帝王系圖と同じきものもあるべしと雖も明ならず。

諸氏系圖等

諸氏の系圖等とあるは、いかなるものか、諸氏の系圖を纂修して、一部としたるものか、別々なる諸氏

の系圖なるか、明ならず。別々なるものと、纂修したるものは左の如し。

甲 諸氏の系圖の古書に見えたるは、政事要略卷二十六に、多米氏系圖をのせ、顯昭法橋萬葉時代難事、及び菅家御傳記の奥書に、菅原氏系圖を引ききたり。この外、實隆公記に、宇多源氏一流系圖、二條家系圖、藤氏攝家系圖、閑院系圖等の事見え、言繼卿記に、源家系圖、四條系圖、廣橋日野系圖、廣橋一流系圖の事を載せたり。この中には、この諸氏系圖等といへるものもあるべし。

諸氏系圖の世に傳はりたるものは頗る多く、群書類從に收めたるものに、中臣氏、菅原氏、大江氏、橘氏、紀氏、小野氏、高階氏、清原氏、中原氏、小槻氏、和氣氏、丹波氏、安倍氏、加茂氏、豊原氏、巨勢氏等あり。この中には、鎌倉時代中期前のものに増補したるものもあるべし。また諸家系圖纂に收めたるものの中にも古きものあり。古寫本の中、主なるものは左の如し。

一 和氣氏系圖 園城寺の所藏にして、一卷あり。明治三十三年國寶に指定せられ、大倉象馬氏これを複寫せり。圓珍の書きたるものなれば、大師系圖とも稱して、和氣氏の義祖景行天皇より、圓珍に至る系圖を記したり。貞觀八年以後、遠からぬものにて、現存したる系圖の古寫本中、最も古し。この系圖に就いては、伴信友の和氣系圖附考あり。

二 村上源氏系圖 仁和寺の所藏にして、一卷あり。卷首缺けて、末尾に
奥書に、鷹司宗嗣卿以本校合了、

正和六年三月廿六日

爲自大納言法眼顯瑜幸麻呂相傳、



とありて、その他、元亨元年、康永四年の奥書を載せたり。この外、田中忠三郎氏所藏村上源氏系圖の斷簡あり。鎌倉時代のものなり。

三 紀氏系圖 奈良手向山神社の所藏にして、一卷あり。

諸氏系圖等